

令和2年度
自己点検評価書

令和3(2021)年3月
静岡福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学生	11
基準 3 教育課程	38
基準 4 教員・職員	56
基準 5 経営・管理と財務	63
基準 6 内部質保証	75
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	80
基準 A 地域社会に対する貢献活動	80
V. 特記事項	91
VI. 法令等の遵守状況一覧	92
VII. エビデンス集一覧	105
エビデンス集（データ編）一覧	105
エビデンス集（資料編）一覧	105

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 静岡福祉大学（学校法人静岡精華学園）の建学の精神・基本理念

静岡福祉大学の歴史は、明治 36（1903）年に創立した静岡精華学園静岡精華女学校にさかのぼる。創立者の杉原正市の教育にかけける志と熱い思いを当時の建学の精神「時代に即応する新しい人材の育成」にうかがい知ることができる。建学の精神は、平成 16（2004）年に設立した静岡福祉大学へと引き継がれている。

また本学の母体である学校法人静岡精華学園は平成 15（2003）年、学園創立 100 周年を契機に各教育機関に共通する方針として、建学の精神を土台とする教育理念「愛・自立・共生」を掲げた。

静岡福祉大学は、静岡精華学園の建学の精神及び教育理念を引き継ぐとともに、大学独自の基本理念（教育理念）として「福祉力を鍛える」を掲げ、今日に至っている。

2. 静岡福祉大学の使命・目的

静岡福祉大学（以下「本学」という。）の使命は、これまで地域社会に果たしてきた役割を踏まえ、地域の社会的なニーズに応えるために、「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」ことにある。

すでに開学時には、「教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成する」ことを目的として掲げた。

現在、地域では高齢・障がい・児童といった従来の縦割り行政による福祉サービスの提供が困難な社会的課題が生じている。失業、不登校、介護と育児のダブルケア等がからみあい、ややもすれば家族が地域で孤立する等、複合的かつ複雑なケースが増加しているだけに、福祉専門職、教育専門職の高度な専門性とその力量がまさに問われる時代を迎えている。個々の課題解決にとどまらず、地域共生社会推進検討会（厚生労働省）が指摘するように「つながり続けることをめざすアプローチ」や新たな社会資源を開発する創造力と実践力が期待されているのである。

本学の存在価値は、社会の要請に応えることができる高度な専門性を身につけた人材の養成にある。そしてさらに、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた有能で実践力のある福祉・教育専門職の活躍を通じて「福祉社会を実現する」ことこそが本学の目指す方向性といえる。

こうした本学の使命・目的、さらには存在価値を反映した方針（ポリシー）として、「アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）」「ディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）」という三つのポリシーを定め、内外に表明している。

3. 静岡福祉大学の個性・特色

本学の個性・特色は「一人ひとりに寄り添った人間形成教育を重視し福祉力を鍛えるとともに地域福祉活動を推進する」である。福祉力とは、年齢や障がいにかかわらず、誰もが安心して暮らせるユニバーサルな福祉社会の構築に貢献するために、さまざまなニ

ーズを抱えた対象者の課題、さらには福祉に関連した地域の課題を解決する力であり、それにとどまらず、これからの時代に即応し、地域を支える人材に欠かせない実践的な能力でもある。具体的には以下の能力によって福祉力は構成される。

1. 知識・技能を身につける力
2. 主体的に学修する力
3. 実践的に課題を発見する力
4. 課題を解決へと導く力
5. 協調と協働を実現する力
6. 表現し創造する力
7. 地域を視野に貢献する姿勢

福祉力は初年次教育をはじめとする本学独自の履修モデルを通じ、アクティブ・ラーニングなどの効果的な授業のなかで身につく能力であり、本学は学生一人ひとりの特徴を見きわめながら個別性を重視し、教え育てていくことを在學生はもとより、全てのステークホルダーに約束する。これらの能力は初年次においては「成長デザインシート」等の活用により、学士力と併せて自己評価及び他者評価という二面から確認することが可能である。

今日では高等教育機関に対する社会の期待も大きく変化した。私たちは専門職の輩出にとどまることなく、地域の「知の拠点」として社会貢献活動を重視する。静岡福祉大学地域交流センターにおける実績を土台とし、地域が必要とする高等教育の姿をこれからも目指し続ける。「目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」(学校教育法)という本学に与えられた役割を果たすために、本学は常に地域住民とともに歩む姿勢を忘れることなく、行政機関と連携し、NPOを含むさまざまな組織と協働し、今後も地域に開かれた高等教育機関としての役割を果たしていく。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の前身は、平成4（1992）年に開設した静岡精華短期大学である。21世紀を控え、女性の社会進出と国際化、情報化に対応する人材の育成を標榜し、国際文化学科と商学科の2学科を設置した。開設に当たっては、地域社会の要請に応じて計画が進められ、土地の貸与・提供等、静岡県焼津市の全面的な協力を得た。

その後、社会状況の変化に合わせて、男女共学化を図ったほか、国際化の動向に対応して留学生枠を増やした。一方、地域の要望に応えるためには高齢化社会を見据えた再編成が課題ともなった。そこで、福祉系大学への再編成が検討の俎上に上り、平成13（2001）年、静岡精華短期大学10周年記念式典において将来構想を公表するに至った。これは平成14（2002）年4月から従来の国際文化学科を廃止し、厚生労働省が所管する介護福祉士養成施設である介護福祉学科を開設するというものである。同時に、より専門性に特化した福祉人材の養成を視野に四年制大学開設の準備を始めた。その結果、静岡福祉情報短期大学への名称変更を経て、平成16（2004）年4月、本学が誕生した。

本学は、学校法人静岡精華学園の伝統と教育実績を踏まえ、21世紀の福祉社会をリードする高度な専門職を輩出することを目指し、1学部2学科（社会福祉学部福祉心理学科、福祉情報学科）としてスタートしたが、平成21（2009）年4月には社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士という福祉分野における三大国家資格の取得を核とする教育カリキュラムを整備するとともに、心理、児童、医療、情報、健康、介護という6つの学修分野の最適な組合せに対応した履修モデルを打ち出し、専門性の内容に応じた3学科（福祉心理学科、医療福祉学科、健康福祉学科）を設置した。

さらに、平成27（2015）年4月には、子どもや家庭を取り巻く生活環境の変化に対応した質の高い幼稚園教諭・保育士を養成する子ども学部子ども学科を設置し、平成31（2019）年4月には、社会福祉学部を2学科（福祉心理学科、健康福祉学科）に再編成するとともに、子ども学部子ども学科に小学校教諭の養成課程を設置した。

こうした一連の再編成によって、福祉・教育専門職が対象とする児童、障がい者、高齢者という広範囲にわたる分野を網羅する教育課程、そして専門性を身につける高等教育機関にふさわしい教育体制が整備された。

2. 本学の現況

- 大学名 静岡福祉大学
- 所在地 静岡県焼津市本中根 549 番 1
- 学部・学科の構成 社会福祉学部 福祉心理学科、健康福祉学科、医療福祉学科
 ※医療福祉学科は、平成 31（2019）年 4 月より募集停止
 子ども学部 子ども学科
- 学生数、教員数、職員数（令和 2（2020）年 5 月 1 日現在）

①学生数

学部	学科	入学定員	編入学定員		収容定員	在籍者数				合計
			2年次	3年次		1年生	2年生	3年生	4年生	
社会福祉	福祉心理	100	2	2	370	103	89	75	90	357
	医療福祉	—	—	—	82	—	—	17	16	33
	健康福祉	60	2	2	250	28	19	33	29	109
社会福祉学部合計		160	4	4	702	131	108	125	135	499
子ども	子ども	70	—	—	240	78	42	37	51	208
子ども学部合計		70	—	—	240	78	42	37	51	208
大学合計		230	4	4	942	209	150	162	186	707

②教員数

学部	学科	専任教員数						兼任教員数
		教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
社会福祉	福祉心理	8	2	3	1	0	14	26
	医療福祉	(4)	(2)	(1)	0	0	(7)	
	健康福祉	4	3	3	0	0	10	
社会福祉学部合計		16	7	7	1	0	31	30
子ども	子ども	8	3	4	0	1	16	
子ども学部合計		8	3	4	0	1	16	
大学合計		24	10	11	1	1	47	56

※カッコ内は、兼担専任教員数

③職員数

	正職員	嘱託	非常勤	派遣	合計
人数	26	1	5	0	32

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命は、建学の精神・基本理念（教育理念）に基づき「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」と具体的かつ明確に大学案内及びホームページにも明示している（【資料 1-1-1】、【資料 1-1-2】）。また、目的については、本学の経営母体である学校法人静岡精華学園の寄附行為第 3 条に示されている目的「この法人は、教育基本法及び学校基本法に従い、学校教育を行い、時代に即応する新しい人材を育成することを目的とする」に基づき、学則第 1 条に「静岡福祉大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成することを目的とする」と明確に定めている（【資料 1-1-3】、【資料 1-1-4】）。

さらに、教育研究上の目的についても、大学設置基準第 2 条に基づき、学則第 4 条に学部及び学科の目的を以下のとおり、具体的かつ簡潔に示している。

1) 社会福祉学部

社会福祉学部は、福祉力と学士力を修得することで福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備え、福祉社会の実現に寄与する実践力のある専門職を養成することを教育研究上の目的とする。

<福祉心理学科>

福祉心理学科では、心の問題を中心とした相談援助技術に関する幅広い学識の涵養を図る。

<健康福祉学科>

健康福祉学科では、確かな介護技術を基本に見据え、運動や食育などの健康運動及び医療福祉分野に関する幅広い学識の涵養を図る。

2) 子ども学部

子ども学部子ども学科は、子どもの発達過程を理解し、子どもの未来を見据えた保育に関する幅広い学識の涵養を図ることを教育研究上の目的とする。

※1学部1学科のため、学部と学科の教育研究上の目的は、同一である。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の使命・目的や教育目的に基づく個性・特色は、「一人ひとりに寄り添った人間形成教育を重視し福祉力を鍛えるとともに地域福祉活動を推進する」である。この個性・特色と具体的な内容については、大学案内、ホームページ及び学生便覧に掲載して、学内外に周知を図っている（【資料 1-1-1】、【資料 1-1-2】、【資料 1-1-5】）。

1-1-④ 変化への対応

本学は、平成 31（2019）4月に再編成を行った（【資料 1-1-6】）。概要は、次のとおりである。

- ①社会福祉学部福祉心理学科及び子ども学部子ども学科の入学定員及び収容定員を増員した。
- ②社会福祉学部医療福祉学科を募集停止し、当該学科の専門科目の一部を社会福祉学部健康福祉学科の専門科目に追加した。
- ③基礎科目を両学部共通の「全学共通基礎科目」にするとともに、キャリア支援教育を充実するために科目の改廃及び卒業要件を変更した。
- ④子ども学部子ども学科に小学校教諭一種免許状の養成課程を設置した。

上記再編成は、心理系の国家資格である公認心理師が誕生したこと、本学所在地である静岡県・静岡県教育委員会が「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針」を示しているなど、本学を取り巻く社会情勢の変化に対応するためのものである（【資料 1-1-7】）。

これらの再編成に対応するために、学内の検討組織である「静岡精華学園みらい躍進計画推進特別委員会」を中心に、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的に基づいて個性・特色及び三つのポリシーの見直しを行った（【資料 1-1-8】）。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学では、社会情勢に応じた再編成を行うとともに、それに対応した三つのポリシーの見直しを行っている。また、再編成を行う際には、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的等との整合性を図っている。

一方で、今後、少子化をはじめとする大学を取り巻く環境が大きく変わる可能性があることから、常に社会情勢を注視し、必要に応じて素早い対応を適切に行うこととする。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の目的及び教育目的は、学則によって明文化されているが、学則改正は、学内の承認だけではなく理事会での承認を得る必要がある。

学則改正までの具体的な流れは、次のとおりである。

まず、本学の管理運営に関する重要事項を審議する組織である「運営協議会」で学則改正に関する審議を行う。運営協議会で承認を経た後は、教授会においても審議し、議を経ることとなっている（【資料 1-2-1】）。

次に、運営協議会及び教授会の議を経たうえで、学長が学則改正を承認した場合は、理事会及び評議員会に学則改正に関する議案が上程される。

最終的に、理事会で承認を得て、改正された学則が施行されることとなっている（【資料 1-2-2】）。

このように、本学の目的及び教育目的については、審議から決定に至る過程において必ず役員、教職員が関与する仕組みとなっている。すなわち、理解と支持を得るためのプロセスが確立されている。

1-2-② 学内外への周知

まず、学内における周知方法は、在学生及び教職員全員への学生便覧の配布である。学生便覧の巻頭に、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的、個性・特色及び三つのポリシーを掲載している（【資料 1-2-3】）。なお、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的及び個性・特色については、学生にわかりやすい文面に言い換えている。

加えて、学内施設に建学の精神等を掲示している。これは、在学生に対する更なる周知を意図した施策である（【図 1-2-1】）。



【図 1-2-1 建学の精神等の掲示（管理棟 1 階入口付近）】

次に、学外に対する周知方法は、大学案内及びホームページを活用している（【資料 1-2-4】、【資料 1-2-5】）。加えて、学生募集要項に建学の精神・基本理念（教育理念）等を明示することにより、志願者に配慮している（【資料 1-2-6】）。なお、建学の精神・基本理念（教育理念）については、志願者にわかりやすい文面にしたうえで掲載している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学を運営する学校法人静岡精華学園は、「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕」と題した中期計画を策定している（【資料 1-2-7】）。

静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕に記載されている本学の教育計画には、福祉・教育専門職を養成するためのコース制の導入や国家試験合格率の目標設定が明確に記されていることから、本学の使命を反映した内容が盛り込まれているといえる。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の三つのポリシーは、【資料 1-2-8】のとおりである。

本学では、毎年度、運営協議会において、翌年度に学内外に公表する三つのポリシーが建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的、個性・特色の内容を適切に反映したものとなっているか、確認している（【資料 1-2-9】）。

したがって、全てのポリシーの内容は、本学の使命・目的及び教育目的を反映している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

第一に、学部学科については、使命・目的及び教育目的を実現するために、2 学部 4 学科（社会福祉学部：福祉心理学科・医療福祉学科・健康福祉学科、子ども学部：子ども学科）を設置している（社会福祉学部医療福祉学科は、平成 31（2019）年 4 月より募集停止）。学部学科名については、大学設置基準に基づいており整合性を確保している。

第二に、学科教員構成に関しては、社会福祉学部福祉心理学科は教育目的である「心の問題を中心とした相談援助技術に関する幅広い学識の涵養を図る」ために、福祉分野、心理分野及び教養分野の教員で構成しており、教育目的に沿った教育指導体制を整えている。また、社会福祉学部健康福祉学科は、「確かな介護技術を基本に見据え、運動や食育などの健康運動及び医療福祉分野に関する幅広い学識の涵養を図る」という教育目的に基づき、社会福祉・介護福祉分野、食育分野、健康分野及び教養分野の教員で構成している。

また、子ども学部子ども学科では、教育目的である「子どもの発達過程を理解し、子どもの未来を見据えた保育に関する幅広い学識の涵養を図る」ため、保育分野、教育分野、心理分野、福祉分野及び教養分野の教員で構成している。

したがって、全ての学部学科で教育目的と整合性が取れた配置となっている（【資料 1-2-10】）。

第三に、学部学科とは別に設置している 8 つのセンターの活動内容等は、次のとおりであり、本学の使命である「福祉・教育専門職の養成」に欠かせない役割を果たしている。

- 1) 心の相談センターは、心の健康に関する相談援助活動等を行うための組織である。
- 2) 企画情報センターは、学内情報ネットワークシステムの整備・充実を図ることに加え、学生の学習時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析業務（いわゆる IR）

を行う組織である。

- 3) 産官学連携推進センターは、産業界、個別施設及び企業、行政等が直面する課題に対し、実践的な共同研究活動を行うための組織である。
- 4) 地域交流センターは、学生のボランティア等の実践活動、地域社会からの要請に対し、福祉に関する専門的な知識・技術により地域に貢献するための組織である。
- 5) 福祉実習指導センターは、社会福祉士をはじめとする福祉系国家資格を目指す学生の実習教育の充実を目的として、実習機関・施設との密接な連携を図るために設置している。
- 6) 保育・教育実習指導センターは、保育士資格、幼稚園教諭及び小学校教諭を目指す学生の実習教育の充実を目的として、実習機関・施設との密接な連携を図るために設置している。
- 7) 学生支援総合センターは、学生の学修と学生生活に関し細やかなサポート体制を構築するとともに、障がいのある学生たちを支援するために設置している。
- 8) 国家資格試験対策センターは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び保育士の国家資格試験対策に関する諸事業を実施し、国家資格試験合格を支援するための組織である。

最後に、本学の教育研究、管理運営に関する検討及びセンター業務の推進を図るために、委員会及び専門部会を組織している。平成 31（2019）年 4 月の再編成に伴い、使命・目的及び教育目的との整合性に配慮した上で委員会及び専門部会の組織の見直しを実施し、新たに公認心理師等養成委員会等を設置した（【資料 1-2-11】）。

以上より、本学の教育研究組織である学部学科、学科教員、センター、委員会及び専門部会については、全て使命・目的及び教育目的に基づいて設置しているといえる。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

福祉実習指導センターは、平成 31（2019）年 4 月の再編成以前においては、社会福祉士、精神保健福祉士及び介護福祉士の実習機関・施設等との連携を図っていたが、再編成後は、公認心理師、病院インターンシップ（健康福祉学科における新たな専門科目設置に伴う授業科目）等の実習機関・施設等との連携業務が加わった。それに伴い、福祉実習指導センターの業務が増加することとなった。

したがって、福祉実習指導センターとそれに関わる委員会の円滑な業務を目的とした福祉実習指導センターの再編成が課題となっている。

まずは、福祉実習指導センター及び関連委員会において、現行業務の精査を行うことから検討を始め、将来を見据えた本学のあるべき福祉実習指導センター組織を確立することとする。

[基準 1 の自己評価]

本学は、建学の精神・基本理念（教育理念）に基づいた使命・目的及び教育目的を明確に定めている。個性・特色についても明確に示し、これらをわかりやすく換言した三つのポリシーを学内外に公表していることは評価できる。

また、社会情勢に合わせ、中期計画に基づいた再編成を実施していることは、柔軟な

対応といえる。

教育研究組織に関しても、使命・目的及び教育目的との整合性を図り、効果的な運営体制を目指している。

以上のことから、基準1を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

本学のアドミSSION・ポリシーは、建学の精神、基本理念（教育理念）、使命・目的及び教育研究上の目的に基づき策定している。策定に当たっては、受験生、保護者、高校教員等にわかりやすい文面に整えた。

また、周知方法は、ホームページ、大学案内及び学生募集要項を活用し広く発信している（【資料 2-1-1】、【資料 2-1-2】、【資料 2-1-3】）。

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では前述のアドミSSION・ポリシーにしたがって、多様な学生を受け入れるための入試方法を設けている。それらは、以下のとおりである。

1) AO 入試

本学の建学の精神、基本理念（教育理念）等を理解した上で入学への意欲が高く、入学後も目的意識を持って取り組むことができる学生を求めるもので、書類審査と面談に時間をかけて、志願者の適性・能力・意欲・目的意識等を総合的に評価する。AO 入試の出願は、AO 入試の理解を深めるために、オープンキャンパスで開催される AO 入試ガイダンスに参加すること等を条件として、受け付けている。入試内容は、当日行う作文と出願時に提出した志望理由書、事前課題及び調査書に基づく面談によって、本学のアドミSSION・ポリシーと志願者の本学に対するニーズが適合しているか審査する。AO 入試の日程は、社会福祉学部、子ども学部ともに、A 日程、B 日程、C 日程の 3 回に分け実施している。

2) 指定校推薦入試

入学実績のある高校を中心に、指定校制での入試制度を実施している。高校に対しては本学のアドミSSION・ポリシーを示し、これに合致し、なおかつ入学後も目的意識を持って取り組むことができる生徒の推薦を依頼している。志願者に対しては、面接、出願書類審査によって入学の可否を判定する。

3) 公募推薦入試

出身学校長からの推薦が得られる者を対象に行っている。小論文、面接及び出願書類を総合して可否を判定する。前期、後期と 2 回に分けて実施している。

4) 一般入試

一般入試では、基礎学力の到達度を評価するために、2科目の筆記試験を実施している。1つは必修科目の「国語総合（古文・漢文を除く）」であり、もう1つは、「コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、英語表現Ⅰ（リスニングを除く）」、「数学Ⅰ・A」、「日本史B」、「生物基礎」の4科目からの選択である。「国語総合（古文・漢文を除く）」は、全ての専門知識の習得に関し、日本語の理解を前提としているため、基本的かつ重要な科目であるとの判断から必修としている。一般入試は、前期（2日間実施）、中期、後期と延べ4回の日程を設けて実施している。

なお、合否は、2科目の筆記試験の成績、調査書等の出願書類を総合し、判定している。

入試問題の作成に関しては、原則として本学教員が作成することになっているが、例外的に専門性に課題のある科目については外部に委託している。令和2（2020）年度入試に関しては、国語の入試問題（予備問題含め、5回分）のうち、1回分の入試問題を外部に委託している。また、英語の入試問題2回分については本学の非常勤講師に作成を依頼した。

5) 大学入試センター試験利用入試

大学入試センター試験による2科目の得点から合否を判定している。2科目のうち「国語（近代以降の文章のみ）」は必修科目で、残りの1科目は、「外国語」、「地理歴史」、「公民」、「数学」、「理科」の教科の中から指定した科目のうち最も高得点だったものを選択する。ただし、「地理歴史」、「公民」、「理科」、「外国語（英語）」は、3つの注意点がある。

ア 地理歴史、公民及び理科は、第1解答科目のみを対象とする

イ 理科について基礎を付した科目は、2科目の合計点を1科目の得点とする

ウ 外国語（英語）は、配点が200点満点のため100点満点に換算する

6) 社会人特別選抜入試

4月1日時点において満23歳以上の者を対象とした試験である。小論文、面接及び出願書類によって合否を判定する。

7) 外国人特別選抜入試

4月1日時点において満18歳以上の外国人で、学校教育法施行規則を満たし、日本留学試験を1回以上受験している者を対象とした試験である。日本留学試験、小論文、面接及び出願書類によって合否を判定する。

8) 編入学試験（2年次・3年次）

2年次編入学試験に関しては、大学を卒業した者もしくは卒業見込みの者、大学の学部にて1年以上在籍し、31単位以上修得もしくは修得見込みの者、短期大学を卒業もしくは卒業見込みの者、高等専門学校、専修学校の専門課程を卒業、修了した者もしくは卒業、修了見込みの者を対象に実施し、3年次編入学試験に関しては、大学を卒

業した者もしくは卒業見込みの者、大学の学部にて2年以上在籍し、62単位以上修得もしくは修得見込みの者、短期大学を卒業もしくは卒業見込みの者、高等専門学校、専修学校の専門課程を卒業、修了した者もしくは卒業、修了見込みの者を対象に実施している。小論文、面接及び出願書類を基に可否を判定する。

これらの入学者受入れ方法については、学生募集要項に記載するとともにホームページにも掲載し、入学希望者に周知している（【資料 2-1-4】、【資料 2-1-5】）。さらに、オープンキャンパス、高校教員を対象とした大学説明会等においても説明している（【資料 2-1-6】、【資料 2-1-7】）。

入学者受入れ方法に関しては、「静岡福祉大学入学者選抜規程」に基づき、入試委員会が入試日程、内容、選考方法等を立案し、教授会の議を経て学長が決定した後、教職員に周知している。また、合格者判定については、この規程に基づいて入試委員会によって可否原案を作成し、教授会の議を経て、学長が決定している（【資料 2-1-8】）。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学が学生受入れ数を維持するために実施した取組みは、以下のとおりである。

1) 広報委員会の機能強化

これまでの広報委員会における協議内容は、オープンキャンパスの運営に関するものが中心となっていたが、内容を拡大し、入学者受入れに関する方策等に関する協議も行うこととした。

2) オープンキャンパスの強化

ア カフェ形式の相談ブースの設置

これまでは、高校生、保護者の相談ブースを食堂に設置していたが、これを別室に設置するとともに「カフェ」形式にし、さまざまな質問等に対応できるようにした。また、学生と教員が一緒になり、高校生等の相談に応じることで、本学の強みである教員と学生の近さを示すことができた。

イ オープンキャンパスへの教員全員参加

AO入試、推薦入試で受験を考える高校3年生が進路決定を行う7月までに開催するオープンキャンパスについては、原則として、専任教員全員が出席し、高校生、保護者等の相談対応等を行った。

ウ オープンキャンパスごとの来場者数の目標値を設定し、全教職員に共有

広報委員会が中心となり、各回の高校3年生の来場者数の目標値を設定し、全教職員に共有するとともに、オープンキャンパス終了直後に来場者数の結果を報告することで、大学全体で入学者受入れを実施していることを意識させた。

これらの取組みを実施したうえでの、入試結果は、【表 2-1-1】に示したとおりである。

さまざまな取組みを実施したところ、令和2（2020）年度の大学全体での入学者数は209人となり、過去3年間で最も多い人数となった。

【表 2-1-1】 過去3年間の学部学科別入学者数

学 部	学 科	入学定員	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
社会福祉	福祉心理学科	100	78	90	103
	医療福祉学科(※)	—	19	—	—
	健康福祉学科	60	35	20	28
	社会福祉学部計	160	132	110	131
子 ども	子ども学科	70	41	44	78
	子ども学部計	70	41	44	78
大 学 合 計		230	173	154	209

注) 入学定員は、令和元(2019)年度以降のものを表している。

具体的には、大学全体では、前年比で55人の増加となり、2年前と比較して36人増加している。また、学科別に見ると、福祉心理学科は13人の増加、健康福祉学科は8人の増加、子ども学科は34人の増加となっており、いずれの学科も前年比増となった。

この結果について、福祉心理学科及び子ども学科の入学者数は、前述の取組みが一定の効果を及ぼし、学科再編成後の定員を上回ることができたものと考えられる。また、健康福祉学科に関しては、高校生の介護離れによる影響により厳しい入学状況ではあるものの、改善がみられた。

次に、過去3年間の学部学科別収容定員の充足率は、【表 2-1-2】に示したとおりである。社会福祉学部の収容定員充足率は、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度にかけて、0.74、0.74、0.71であり、子ども学部は、0.81、0.74、0.87であった。大学全体の収容定員充足率の推移は、0.76、0.74、0.75であった。

財務の視点から見ると、大学全体の収容定員充足率は0.80以上であることが望ましいが、平成30(2018)年度より3年連続して0.80を下回っている。しかし、令和2(2020)年度は、前年比でプラスとなった。

【表 2-1-2】 過去3年間の学部学科別収容定員充足率

学 部	学 科	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
社会福祉	福祉心理学科	1.03	1.00	0.96
	医療福祉学科	0.47	0.49	0.40
	健康福祉学科	0.59	0.49	0.44
	社会福祉学部計	0.74	0.74	0.71
子 ども	子ども学科	0.81	0.74	0.87
	子ども学部計	0.81	0.74	0.87
大 学 合 計		0.76	0.74	0.75

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

平成30(2018)年度の自己点検評価書に記載した入試の選抜方法と中途退学者との

関連に関する検証については、経年変化を比較する必要があることから現時点では実施に至っていない。また、アドミッション・ポリシーに沿った入試方法を実施しているものの、その適格性について客観的かつ公平性の観点から検証する必要があり、入試委員会を中心に令和2（2020）年度中に推進体制とスケジュールについて検討する予定である。

また、入試改革に対応するために、従前より本学の各入学試験の試験科目について見直しを検討しているところである。令和3（2021）年度入試に向け、決定後、速やかに周知することとする。

その他、令和2（2020）年度入試までは、従来どおり、紙媒体による出願のみで実施していたが、社会情勢等を鑑みて、令和3（2021）年度入試より web 出願システムを導入する予定である。円滑な導入を行うとともに、業務の効率化を目指す。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、入学者受入れに関する事業の大幅な見直しが求められている。今後の状況を見極めたうえで、web によるオープンキャンパスの開催やオンラインでの個別相談など、対面によらない事業に関し、早急な検討を行い入学者の確保に努めるものとする。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、教職協働による全学的な学修支援体制として、以下の制度の導入、取り組みを行っている。

1) 履修指導及び相談

例年各学部学科では、新入生及び2～4年生の全学生を対象としたオリエンテーションを入学当初及び年度当初に行っているが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス禍のため大幅に短縮し、新入生に対しては4月2日の事務部ガイダンス及び4月3日の健康診断のみ対面で実施し、学科ガイダンスは資料送付で対応した（【資料 2-2-1】）。

また、2～4年生の学生に対しても、大幅に短縮し、オリエンテーションについては資料を送付し、健康診断のみ学内で行った。

その際、在宅で諸手続きをする学生・編入生に対して学科担当教員が履修及び学修方法に関する相談、指導を電話・Eメール等で個別対応を行っている。（【資料 2-2-2】）。

2) オフィスアワー制度

本学では、オフィスアワー制度が実施されていることを学内の掲示板、学生専用のポータルサイト、学生への一斉メールにより知らせるとともに、具体的な担当教員ごとの曜日及び対応時間を周知している。

オフィスアワーは、原則として専任教員（特任教員を除く）が授業及び試験期間中に、30分以上の時間を週2回又は90分の時間を週1回設けている（【資料2-2-3】）。

3) 保護者懇談会

本学での学びと学生生活を伝えることを目的に保護者懇談会を開催している。また、本学の保護者懇談会は、教育機関と学生の関係にとどまらず、保護者を加えた三者による学修支援も意図している。

毎年実施する保護者懇談会は、保護者に対し、保護者の役割が重要であることを訴えるとともに、教育内容・就職事情等の情報を伝えている。また、保護者が抱えている日頃の疑問点や悩みに関し、直接教職員が相談に応ずる場となっている。さらに、同窓の学生を持つ保護者同士が悩みを共有する等の役割も果たしている。

開催時には、保護者に対しアンケート調査を実施し、満足度、本学の強み・弱み、期待することなどを聞くことにより、本学の運営に対する参考資料としている。

なお、令和元（2019）年度は160人の保護者が参加した（【資料2-2-4】）。

4) 授業アンケートによる授業改善

本学では、大学の教育の質向上を図ること及び教育環境の整備に資する資料を得ることを目的とし、「学生による授業アンケート」を学期ごとに実施している。学生からの質問やコメントに対して、授業を担当する教員が授業改善に向けた取り組みを回答書として作成し、次年度の授業改善に役立てている（【資料2-2-5】）。

5) 学生支援総合センター

学生が充実したキャンパスライフを送るため、学生生活においてさまざまな問題に直面した場合の総合相談窓口として学生支援総合センターを設置している。保健室と連携し、メンタル面の課題をかかえる学生や身体的な障がいを含めさまざまな相談を受け付け対応にあたっている。具体的には、有資格者のSSW（スクールソーシャルワーカー/精神保健福祉士・社会福祉）、SC（臨床心理士・公認心理師）が学生支援総合センターに在室し、予約面談やメール相談、電話相談を実施している。（【資料2-2-6】）。

また、SSW・SCと学生支援総合センターのコアメンバーによる情報共有を行い、「気になる学生」や「早急に介入（医療的介入や家族介入）が必要な学生」などは、学科長に相談（情報提供）を行っている（【資料2-2-7】）。

さらに、障がいのある学生に対する支援として、障がい特性、病状に合わせた個別支援を行っている。具体的な支援としては以下のとおりである。

ア 講義支援

ノートテイク、教室内座席確保、授業担当教員への病状等の周知（途中退室・再入室への理解を含む）、講義で配布する資料のデータを事前に当該学生にメールにて提供、ホームヘルパー同行

イ 定期試験支援

別室受験、指示カード提示、試験時間延長、試験問題拡大、途中退室

また、専門的技術が必要であるノートテイク・パソコン要約筆記に関しては、在学生の中から希望者を募り、授業科目「障がい者コミュニケーション入門」等の授業科目を履修させることにより、ノートテイクの養成、手話、点字、字幕つけ等の技術者養成を行っている（【資料 2-2-8】）。

6) 中退者対策

1年次必修科目「基礎セミナーⅠ」及び「基礎セミナーⅡ」において、クラス担当教員が学生の出席状況を把握している。欠席が3回になった学生には、クラス担当教員が連絡し、面談を行っている。早期に学生支援を行うことで、中途退学防止に努めている（【資料 2-2-9】）。

7) 学務システム「アクティブ・アカデミー・アドバンス（以下「AAA」という。）」の導入と運用

本学では、AAAを運用し、このシステムで履修登録、講義シラバス閲覧、開講、休講等の確認、各種申請書類の入手を図っている。学生は、入学時に交付されたユーザーID及びパスワードを入力してログインし、各種機能を活用することができる（【資料 2-2-10】）。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

今後、よりきめの細かな学修支援を実現するためには、学生の授業科目ごとの出席状況、希望進路、修学記録等の情報を収集し、的確に活用する仕組みが欠かせない。バージョンアップしたAAAの活用により、全教員が出席状況を本システムに入力し、その情報を共有することで、更なる質の保証に向けた環境が整いつつある。

学生支援について、学生支援総合センター、保健室、学生厚生委員会、学生・教務課、各学科、各教員がオフィスアワー、保護者懇談会、授業アンケートにおいて、学生及び保護者から出てきた相談・要望等に対し、対応しているところであるが、具体的な情報共有には至っていない。学生支援について各担当・組織が情報共有し、より効果的で、早期に対応できる支援体制を整備していく。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1) キャリア形成支援教育及び就職支援

ア キャリア形成支援教育

社会福祉学部においては、2年次から3年次まで必修科目として「キャリア支援」を設けている。

2年次前期のキャリア支援では、学生生活におけるキャリアデザインを通して社会人としての基礎力を理解し、2年次後期のキャリア支援では、知識の習得にとどまらず集団討論や自らのキャリアデザインの発表により、社会人としての基礎力を確実に身につけることを目指している（【資料 2-3-1】）。

また3年次前期のキャリア支援は、より現実的な就職活動に焦点を絞り、就活力を高め「就職試験で内定を勝ち取るための基礎力をつくる」ことをテーマとし、3年次後期のキャリア支援は、本学内で開催する「学内企業施設研究セミナー」への参加を就職活動実践編として位置づけている（【資料 2-3-2】）。

一方、4年次に設けているキャリア支援は選択科目であり、時事問題解説「日本の今、世界の今を読み解く」をテーマに、現代社会との関わりを意識し、自らが考え、行動するという主体性の確立を目指した内容である（【資料 2-3-3】）。

次に、子ども学部においては、2年次から3年次までの必修科目「キャリア支援」を社会福祉学部と同様の内容で設けている。3年次のキャリア支援は、社会福祉学部と同様の内容に加え、幼稚園、保育園、認定こども園等の保育現場の実際、及び保育現場が求める人物像について学ぶ保育の専門問題への取り組みを含め、就活力の向上を目指している（【資料 2-3-4】）。

なお、カリキュラムの再編により、これまで初年次教育として設けていた「キャリア支援Ⅰ-A、Ⅰ-B」を「基礎セミナーⅠ、Ⅱ」へ変更したことに伴い、令和元（2019）年度入学者からは、2年次に設けていた「キャリア支援Ⅱ-A、Ⅱ-B」を「キャリア支援Ⅰ-A、Ⅰ-B」とし、3年次に設けていた「キャリア支援Ⅲ-A、Ⅲ-B」を「キャリア支援Ⅱ-A、Ⅱ-B」、さらに選択科目として4年次に設けていた「キャリア支援Ⅳ-A、Ⅳ-B」を「キャリア支援Ⅲ-A、Ⅲ-B」にそれぞれ名称の変更をしている（【資料 2-3-5】）。

イ 就職支援

令和2（2020）年3月に卒業した学生の同年5月1日現在の就職率は、【表 2-5】のとおり 95.3%である。

令和2（2020）年卒業者の進路先の状況は、【表 2-6】が示すとおり、福祉施設や病院等の医療・福祉現場への就職が107人と卒業生全体の61.1%を占めており、民間企業への就職者が微減傾向にある。

これらの数字を達成する上で一定の役割を果たしているのが事務部キャリア支援課である。キャリア支援課では、授業科目であるキャリア支援Ⅱ～Ⅲの授業をサポートするほか、以下の行事等を開催している。

(イ) 学内企業施設研究セミナー（【資料 2-3-6】）

令和元（2019）年度は、3年次のキャリア支援履修者を対象として、12月4日に実施し、合計64の企業・自治体・福祉施設などが参加した。

(イ) キャリア・コンサルタントによる就職活動支援セミナー (【資料 2-3-7】)

就職活動支援セミナーでは、①就職に関する疑問や悩み等の相談に応じ、学生が自信を持って就職活動ができるよう支援する、②学生の就職活動の状況を把握し、支援に結びつける、③最新の就職情報を提供し、就職のミスマッチを防ぐため、学生の意向に沿った就職活動を支援する、④学生の就職活動へのモチベーションの向上を図ることを目的に、3年生 176 人に対して、令和 2 (2020) 年 2 月から 3 月にかけてグループごとの個別対応で実施した。

(ウ) 学内企業施設単独説明会 (【資料 2-3-8】)

令和元 (2019) 年度は、5 月 29 日に焼津市役所職員採用説明会、6 月 14 日に NTT 東日本伊豆病院説明会を行った。また、7 月 17 日には福祉職説明会として、社会福祉法人正廉会、社会福祉法人慶成会、社会福祉法人真澄会、医療法人聖カリストラス会、社会福祉法人湖星会、株式会社アサヒサンクリーン、株式会社ベストライフ、株式会社イー・ケア、株式会社富士山ドリームビレッジが来学し、希望する学生を対象に個別に説明会を実施した。さらに、7 月 24 日には焼津市・藤枝市・島田市の保育士採用に係る採用説明会も行った。

また、就職が難しい学生については、年度末から卒業後の 4 月にかけて、キャリア支援課より学生と連絡を取り、個別面談を通じて就職への支援を継続した (【資料 2-3-9】)。

2) 国家試験受験支援を含む資格取得支援

本学は、使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」に基づき、国家資格をはじめ各種資格を取得することに力を入れており、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、診療情報管理士など、社会において専門家として認められ、かつ、実際の職務に役立つ資格が取得できる教育体制を整備している。そして単に養成課程が「ある」というだけでなく、国家試験受験対策等資格を実際に取得するための支援も併せて行っている (【資料 2-3-10】)。

ア 国家資格試験受験支援

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士の国家資格試験対策に関する諸事業を実施し、国家資格試験合格を支援するための学内組織として国家資格試験対策センターを設置しており、以下の支援を行っている (【資料 2-3-11】)。

(ア) 社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験に関する支援

国家資格試験対策センター委員による担当制に基づく定期的な面談相談支援、委託業者が行う対策講座の業者選定及び講座内容の検討、対策講座の開催に関する日程調整、出席管理及び学生支援、模擬試験の案内、申込みの取りまとめ及び学内での受験機会の提供等を行った。また、対策講座・模擬問題集・業者による

模擬試験（1社）の費用助成を行い、受講料無料で実施した。令和元（2019）年度に行った委託業者による対策講座は、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験共通科目並びに社会福祉士国家試験専門科目の合計 19 科目に関し、5月下旬から1月下旬までの間に、講義形式の基礎講座、模擬問題集を活用した実践講座及び問題を解きながら必須項目の定着を図る直前解説からなる対策講座を申込希望者 71 人に対して実施した（【資料 2-3-12】）。

その他の支援講座として、学習習慣を身につけることなどを目的とした本委員による国家試験対策スタートアップ講座（令和元（2019）年度は5月11日に実施）を行った。

また、各種模擬試験については令和元（2019）年度は5月11日に学内模擬試験（国家試験対策スタートアップ講座内で実施）を行ったほか、7月27日に中央法規出版の全国模擬試験、10月19日と10月20日の二日間、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が主催する全国統一模擬試験（社会福祉士、精神保健福祉士及びダブル受験者が対象）、12月7日に東京アカデミーの全国模試を、それぞれ実施した（【資料 2-3-13】）。

加えて、週間計画表の作成を促し、当該予定表に基づく個別面談等の支援も実施し、合格率の向上に努めた（【資料 2-3-14】）。

(イ) 介護福祉士国家試験受験に関する支援

本委員によるオリエンテーションの実施、実力テスト・校内模擬試験・中央法規出版による全国統一模擬試験の準備と実施、外部講師による講座の調整等を行った。

平成 29（2017）年度の卒業生より、介護福祉士の国家試験受験資格が付与されることになったため、卒業年次の学生に対するこれまで以上の国家試験受験対策講座の必要性を議論した結果、外部業者に委託することとなった。その時点では、定期的に介護福祉士の国家試験受験対策講座を開講する外部業者がなかったため、国家試験対策講座の経験のある講師を招き短期集中型の受験対策講座を開講し、令和元（2019）年度まで継続している。

これらの対策講座は、不得意科目を中心に構成し、夏季集中講座を9月に2日間、特別対策講座を12月に1日開講した。また、模擬試験は8月と10月に中央法規出版の全国統一模擬試験を実施した。他に、4月の実力テスト、6月と10月に校内模擬試験を実施している。（【資料 2-3-15】）

(ウ) 保育士資格の資格取得支援

国家資格の保育士に関しては、本学の社会福祉学部の学生の場合、自主的に国家試験を受験して取得を目指すことになるが、国家試験の筆記9科目のうち4科目については11の学内開講授業科目で受験の支援を行っているほか、外部講師による特別講座（「保育実習理論」のうち音楽表現に関する内容）を実施している。また、残り5科目についても子ども学部の学内開講授業科目への聴講体制を整えている。実技試験となるピアノについても同様に、外部講師による実技指導を受

けることが可能である。さらに言語表現及び造形表現、筆記試験に関して、本学教員による個別指導を実施している（【資料 2-3-16】）。

(e) その他資格取得支援

試験対策用図書として 76 冊を購入して図書館内の学習支援室に設置し、自習できる体制を整えている（【資料 2-3-17】）。

これらの支援の結果として、令和 2（2020）年の第 32 回社会福祉士国家試験においては新卒合格者数が 26 人となり、前年である令和元（2019）年の第 31 回から人数にして 8 人の増加、合格率にして 12 ポイントのアップを実現した。また、令和 2（2020）年の第 22 回精神保健福祉士国家試験では新卒合格者数は 17 人となり、前年である令和元（2019）年の第 21 回に比べ、合格率にして 27 ポイントのアップを実現した。さらに、介護福祉士国家試験は、平成 30（2018）年の第 30 回から養成施設卒業者にも受験が義務づけられることとなったが、令和 2 年（2020）年の第 32 回は、新卒合格者数 28 人、合格率にして 93.3%と、全国平均合格率 69.9%を大きく上回っており、また、前年である第 31 回に比べ、合格率にして 4.4 ポイントアップした。（【資料 2-3-18】）。

その他、社会福祉学部にも所属する学生の保育士資格に関しては、令和元（2019）年度は 3 名が合格し、保育士資格を取得した（【資料 2-3-16】）。

イ その他の資格取得支援

(f) 診療情報管理士

日本病院会が付与する民間資格の診療情報管理士については、静岡県内唯一の認定指定校として本学の社会福祉学部医療福祉学科に所定の課程を整備している。また、資格取得に向け、土曜日に対策講座を実施するなど、学生を支援した。その結果、令和元（2019）年度は 4 人が合格者した。（【資料 2-3-19】）。

3) インターンシップ

文部科学省・厚生労働省・経済産業省が平成 9（1997）年 9 月 18 日付（平成 26（2014）年 4 月 8 日一部改正）で通知した「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（【資料 2-3-20】）によれば、インターンシップの形態は概ね 3 つに類型化されているが、そのうちの「イ 大学等の正規の教育課程として位置づけ、現場実習等の授業科目とする場合」には本学の社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、診療情報管理士、幼稚園教諭それぞれの養成課程における各実習が当てはまる。事実、実習した施設・機関へ実際に就職する学生がいる他、実習によって仕事内容への理解が深まり職務遂行への意欲や動機づけも高められている。

ア 相談援助実習

社会福祉士を取得するための相談援助実習は、本学では 3 年次又は 4 年次の夏季に 180 時間以上かつ 23 日以上行うことになっており、令和元（2019）年度は、合

計 63 か所の施設・機関で延べ 68 人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として相談援助実習指導 A・B・C が設けられている（【資料 2-3-21】、【資料 2-3-22】）。

イ 精神保健福祉援助実習

精神保健福祉士を取得するための精神保健福祉援助実習は、精神科医療機関の実習を必須とし、本学では 3 年次の春季及び 4 年次の夏季に合計 210 時間（概ね 28 日間程度）行うことになっており、令和元（2019）年度は、合計 27 か所の施設・医療機関で延べ 49 人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として精神保健福祉援助実習指導 A・B・C が設けられている（【資料 2-3-21】、【資料 2-3-23】）。

ウ 介護福祉実習

介護福祉士を取得するための介護福祉実習は、本学では 1 年次の春季に 80 時間以上、2 年次の夏季に 160 時間以上、3 年次の夏季及び春季に 200 時間以上行うことになっており、令和元（2019）年度は、合計 30 か所の施設で延べ 96 人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として介護総合演習 A・B・C・D が設けられている（【資料 2-3-21】、【資料 2-3-24】）。

エ 保育実習

子ども学部において保育士を取得するための保育実習は、本学では 2 年次の春季に概ね 10 日、3 年次の夏季に概ね 10 日、3 年次の春季に概ね 10 日行うことになっており（いずれも実習期間は厚生労働省の定める「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」に基づき 10～12 日、時間としては 80～90 時間以上を設定している）、令和元（2019）年度は 74 か所の施設で延べ 99 人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として保育所実習指導 I・II、施設実習指導 I・II が設けられている（【資料 2-3-25】）

オ 教育実習

(ア) 幼稚園教育実習

子ども学部において幼稚園教諭資格を取得するための実習は、3 年次の春季に 1 週間、4 年次の 6 月に 3 週間行うことになっており、令和元年（2019）年度は、50 か所の施設で 61 人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う科目として幼稚園教育実習指導が設けられている。（【資料 2-3-26】）

(イ) 高等学校教育実習

社会福祉学部において高等学校教諭一種免許状「福祉」を取得するための教育実習は、本学では 4 年次の 5～6 月と 9～10 月のいずれかに 2 週間行うことになっており、令和元（2019）年度は 1 名が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として教育実習事前・事後指導が設けられており、①教育実習

の目的・目標について自覚する、②教育実習の内容について理解する、③教育実習に臨む構えを築く、④実習経験を考察評価し、更なる学びにつなげていけるよう工夫している(【資料 2-3-27】、【資料 2-3-28】)。なお、本教職課程は令和元(2019)年度をもって終了することとなった。

令和2(2020)年度は子ども学部において、幼稚園教育実習とともに小学校教育実習の取り組みが本格化する。小学校教育実習は、現2年生が令和3(2021)年度に実施予定である。引き続き、教職課程委員会を中心に、小学校教育実習委員会と連携して進めている。

カ 病院実習

診療情報管理士を取得するための病院実習は、本学では原則として3年次夏季に90時間以上行うことになっており、令和元(2019)年度は3か所の医療機関で3人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として病院実習指導が設けられている(【資料 2-3-29】、【資料 2-3-30】)。

一方、前出の3つの類型中、「ハ 大学等と無関係に企業等が実施するインターンシップのプログラムに学生が個人的に参加する場合」については、県内の福祉施設、民間企業等から活動プログラムの紹介があり、本学では、3年生の必修科目であるキャリア支援の授業において積極的に応募を呼びかけた。令和元(2019)年度にインターンシップ活動プログラムの機会を提供したのは、静岡県社会福祉協議会、社会福祉法人輝望会、社会福祉法人八生会、社会福祉法人杉の子、医療法人社団心、静岡なかはら幼稚園、セイウモンテッソーリこども園、COCORO 保育園、にじいろ保育園、明治安田生命、豊島株式会社、(株)ヒューマングループ、(株)ドン・キホーテ、(株)クスリのアオキ、(株)富士薬品、(株)杏林堂薬局、トヨタファイナンス(株)である(【資料 2-3-31】)。

インターンシップ及び専門職実習については、キャリア支援課において企業及び福祉施設・機関等とのマッチングを行うとともに、専門職実習を担当する担当教員、福祉実習指導センター、保育・教育実習指導センター等と連携を図りながら新規実習施設・機関を開拓し、インターンシップ等の充実に努めた。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

1) キャリア形成支援教育及び就職支援

本学は10年連続90%以上と高い実就職率であるが、就職を希望しながらも学生の意欲や心身の理由などから就職が難しい学生も存在する(【資料 2-3-32】)。また、不本意な就職や非正規雇用などの不安定就労、転職や婚姻等を理由としない就職後3年以内の離職など、就職が必ずしもゴールではないという実態も散見され、引き続き卒業生に対するアンケートを実施し、キャリア支援の改善を図るための資料とする予定である。

こうした就職が難しい学生に対して、キャリア支援課では在学中の希望や支援ニーズをキャリア支援課による個別面談から、また必修科目のキャリア支援の担当教員、実習担当教職員、学科教員、卒業研究担当教員などからの情報をもとに把握し、就職

先とのマッチングを今後も継続していく。

また、新型コロナウイルスの影響により、対面式の合同企業説明会の中止や、施設見学の受け入れ等についても困難な状況が見受けられる。感染リスク、就職活動に対する不安の軽減に向け、本学に寄せられた求人情報を HP 上から閲覧できる「求人検索ナビ」の利用方法について再周知するとともに、キャリア支援課での就職相談や情報の閲覧等においては、予約制、人数・時間等の制限、個室（パーティションの部屋）の使用等、3密を避けた対応を図っていく。さらに、web 上での企業・施設説明会及び面接試験に向けて、オンラインでの模擬面接のできる環境を整備する。

その他、本学では、学生情報システムにより、学生データの管理を一元化しているが、令和 2（2020）年 1 月からは、バージョンアップされた新たな学生情報システムの稼働が始まっている。キャリア支援課では、これまでのシステムの利用状況を振り返り、学生への情報提供の場として、就職試験報告書のデータ化を進め、学生が自由に自宅等からでも閲覧できるよう準備をしている。

2) 国家試験受験支援を含む資格取得支援

令和 2（2020）年、社会福祉士国家試験合格者数及び合格率において、本学は前年を上回る実績をあげることができた。その要因を推測すると、外部業者による対策講座を継続する（委託した業者の講座受講生は全国的に合格率が高い）とともに、受験勉強は自ら毎日行うことが基本である点をスタートアップ講座で周知する、個々の学生に一週間の週間計画表を作成させる、対策講座においては予習復習を義務づける、国家資格試験対策センターの委員である教員が外部業者の対策講座へこまめに顔を出して学生と共にある姿勢を見せ続ける、対策講座への出席や模擬試験等の成績が芳しくない学生を早期に把握して個別面談等を通じバックアップする等、自主的に勉強する枠組みの構築や、勉強へのモチベーションをアップさせるような取組みを行ったことがプラスに働いたと考えられる。したがって、今後も同様の取組みを継続させるとともに、担当教員制を導入して国家試験までのモチベーションを維持していくことが肝要である。なお、このことは精神保健福祉士においても同様である。

介護福祉士については、これまで卒業時に資格取得が可能であったが、平成 29（2017）年度より養成施設卒業者には受験資格を付与し、卒業年次の学生が受験することとなった。ただし、平成 29（2017）年 4 月 1 日から令和 4（2022）年 3 月 31 日までの介護福祉士養成施設卒業者は、国家試験の受験有無に関わらず、卒業後 5 年間は介護福祉士の資格を有し、当該 5 年間のうちに国家試験に合格、もしくは介護現場に 5 年間従事するいずれかを満たすことにより、引き続き介護福祉士としての資格を有することが可能である。

しかしながら、令和 2（2020）年 3 月に卒業した者は、全員介護福祉士の国家試験を受験しているため、卒業時に介護福祉士の取得を目指すための支援は、必要かつ重要である。現状では、定期的に本学での講座を開講することができる外部業者がないため、国家試験対策講座の経験のある講師を招き開講することとなったが、それによって学生のモチベーションがさらに向上するなどのプラス効果が確認できたので、今後も外部講師による対策講座を継続していくことが適当であると考えられる。また、介

護福祉実習委員会の協力を得ながら、校内模擬試験や全国統一模擬試験を継続的に実施し、学内状況に応じて、適宜、個別指導も実施していくなどの支援を行っていく。

また、保育士に関しては、本学の社会福祉学部の学生が毎年数名、保育士国家試験を受験している。児童福祉施設等への就職を希望する学生の受験が主であり、福祉や心理の基礎を学んだ学生が保育士となって社会に出ていくことには意義がある。引き続き、学内開講授業科目の受講推奨、音楽表現の実技指導及び本学教員による個別指導を実施することで、資格取得希望者が合格できるような支援を行っていく。

一方、診療情報管理士については平成 30（2018）年度の合格者は2人であった。令和元（2019）年度においては、試験方式が変更になったにもかかわらず、合格者は、4人受験し全員合格した。令和元（2019）年度に実施した医療福祉学科の担当教員による受験対策等を継続し、合格者を輩出することを目指していく。

3) インターンシップ

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭等の資格取得は、福祉・医療の職場に就職する上で有利に働くことから、資格取得を希望する学生も多い。一方で、学生の居住地によっては実習先の確保が継続的な課題となっている。また、障がいや疾病などにより支援や配慮を必要とする学生、実習の実施に困難さを抱えている学生もいるため、支援ニーズを持つ学生の支援体制を整備していくことが不可欠となっている。

そこで、実習施設・機関の新規開拓を強化するため、福祉実習指導センター、各種実習委員会及び実習担当教員を中心にした「静岡県社会福祉士会との連携」及び「静岡県精神保健福祉士協会との連携」を積極的に推進した結果、令和元（2019）年度の新規登録施設は、社会福祉士については11か所、精神保健福祉士については2か所の新規実習先を確保した（【資料 2-3-33】）。地域団体との連携については、今後とも取組みを継続していく。

また、支援ニーズを抱える学生への対応については、少人数によるクラスでの指導に加え、学生・教務課、学生支援総合センターと福祉実習指導センター、実習担当教員などが情報を共有するとともに、実習生との個別面談の実施、実習先への情報提供及び配慮依頼、障がい福祉サービスの利用支援などによって、学生のニーズに応じた実習の実施、進路指導、制度やサービスの利用支援など、個々の学生の心身状態に合わせた丁寧なキャリア支援を実施していくこととしている。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生生活支援

本学は、委員会組織のひとつであり、学生部長を委員長とした「学生厚生委員会」、学生が中心となっている組織「学友会」、センター組織のひとつ「学生支援総合センター」が学生生活支援の中心的役割を担っている。

ア 学生厚生委員会と学友会

学生厚生委員会は、学友会の設置機関である「代議員会」「体育会・文化会」「大学祭実行委員会」「会計監査委員会」「卒業行事委員会」の日常活動に関する指導・支援、予算管理・指導等を行っている（【資料 2-4-1】）。

また、新入生を対象に、「ウェルカム・ミーティング」を開催し、新入生に対してきめ細かく支援する仕組みとして機能している。令和元（2019）年度については、健康福祉学科と子ども学科は「しずふくウォークラリー2019in 焼津」の名称で、新入生、在学生及び教員との共同活動を通して、焼津駅周辺を散策しながら自分を取り巻くさまざまな人々との関係構築の場とした。このイベントは、入学後の早期に他の学生や教職員との人間関係をうまく構築できることで、円滑な大学生活をスタートさせる役割を果たしている（【資料 2-4-2】）。

学友会の令和元（2019）年度の主な活動としては、学友会の設置機関である大学祭実行委員会が運営する毎年恒例の「静福祭（大学祭）」ほか、代議員会による各種行事（新入生歓迎会、ハロウィンパーティー、クリスマス会）がある。（【資料 2-4-3】、【資料 2-4-4】）。

なお、学生厚生委員会独自の学生生活支援としては、専任教員がオフィスアワーを明示し、担当授業科目の内容に関する質問や学生生活に対する悩み、また就職への相談等、学生からの幅広いニーズに対応している（【資料 2-4-5】）。

イ 学生支援総合センター

学生支援総合センターでは、主に学生のメンタルヘルスや身体的疾患等の相談に応じている。令和元（2019）年度は、学生への勉強会として、「アンガーマネジメント」「セルフケア」「デートDV」などを実施した。学生相談数は、学科全体では平成 30（2018）年度は述べ 201 人であったが、令和元（2019）年度は 155 人と減少している。しかし、近年発達障がいや精神障がい等の学生の増加により、医療との連携や学内における保健室との連携も重要となってきている。また、発達障がいや精神障がい、身体障がい等を含む修学上の課題を抱えた学生への配慮は学生支援総合センターや保健室からの情報を得て、きめ細かい対応へと結びつけている。

平成 30（2018）年度、社会福祉学部に 2 人の障がい学生（車椅子使用）が入学し、保護者並びに当該学生本人から修学上の困難に対して聴き取りを実施し、具体的な検討を行った。

その結果、ノートテイカーの確保並びに教室の座席指定の対応にあたった。また、2 人の障がい学生（車椅子使用）のうち、1 人の学生より入学当初からトイレ介助が必要であると要望が出され、運営協議会の議を経て学生有償ボランティアを導入していたが、令和元（2019）年度 6 月から「静岡市重度障がい者大学等修学支援費支給事業」の採択を受け、焼津市社会福祉協議会・藤枝市社会福祉協議会の支援を

得て、トイレ介助が実施されることとなった。

同時に、2人の車椅子使用学生の通学を確保するために、学生の時間割に合わせて低床バスに乗ることが出来るように、しずてつジャストライン（配車係）とのメールによる打ち合わせを実施し、学生の登校下校に配慮すべく連携を取っている。

令和2（2020）年4月からは社会福祉学部にも全盲の学生が入学し、教員に対するマニュアルづくりや授業のあり方について説明を実施している。今後、学生生活調査の実施において、学生支援総合センターのあり方を検討することとしている（【資料 2-4-6】）。

例年、一人暮らしの新生入生に対する支援として、4月に「一人暮らし1年生の会」を開き、医療機関についての情報提供や、先輩学生の体験談話の機会を設け、一人暮らしの不安や心配事の軽減に努めているが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス禍のため、会を開催しなかった（【資料 2-4-7】）。

また、発達障がい・身体障がい等を含む学修上の課題を抱えた学生への対応は、学生支援総合センターが個別に要望を聴き取り、具体的な配慮へと結びつけている。障がい学生（視覚障がい）への対応のために、学生総合支援センター及び学生・教務課が、障がい学生本人と保護者から修学上の困難状況について聞き取りを実施した。その結果、講義で配布する資料のデータを事前に当該学生にメールにて提供することにより、読み上げソフト、点訳ソフトを活用し、当該学生が情報を入手することが可能となっている。（【資料 2-4-8】）。さらに、学生・教務課と連携しながら教室の入り口に点字（テプラ）を貼付し、出版社にテキストファイルでもらえるか等の問い合わせをし、点字ボランティアに授業サポートを依頼する等、学修に関する支援を行っている（【資料 2-4-9】）。

ウ その他

事故被害による負担軽減を目的として「学生教育研究災害傷害保険」と「学研災付帯賠償責任保険」への加入を全学生に対し義務付けている（【資料 2-4-10】）。

2) 経済支援

本学には、重層的な奨学金制度がある。「静岡福祉大学スカラシップ」は、勉学意欲が旺盛で優秀な入学者に対して、授業料の年額又は年額の2分の1を減免する制度であり、入試結果を基に入試委員会及び教授会の議を経て、学長がスカラシップ生を決定する（【資料 2-4-11】）。2年次以上の学生に関しては、学業成績、人物が優れた学生や経済的援助を必要とする学生に、「特待生奨学金」「一般奨学金」を設け、授業料の年額あるいは年額の2分の1を支給する。この奨学金の決定は、前年度の成績、学生が提出した申請書類等に基づき社会福祉学部及び子ども学部の学部長、学科長並びに学生・教務課長の協議を経て、学長が行う（【資料 2-4-12】）。「静岡福祉大学児童福祉スカラシップ」は、児童養護施設や里親宅で生活している社会的養護が必要な学生に対して、入試結果、出願書類等に基づき入試委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する（【資料 2-4-13】）。この他にも日本学生支援機構奨学金、各都道府県による介護福祉士修学資金貸付制度及び保育士修学資金貸付制度がある（【資料 2-4-14】）。

3) 学修支援

入学前の基礎能力を上げるために、入学前準備教育を実施している。AO 入試、指定校推薦、公募推薦前期、内部推薦合格者は「ベーシック国語」を自宅でテキストと講義 DVD を見て学習することができる。令和 2（2020）年度入学者の受講希望者数は、社会福祉学部が 26 人、子ども学部が 12 人であった。また、子ども学部の入学者のうち、ピアノ経験のない者に基礎的なピアノ教育を実施している。令和 2（2020）年度入学者は、17 人が受講した。さらに、福祉心理学科入学予定者には、「心理学ワープロ・表計算」として、Word や Excel の基本的なスキルを身につけることを目的とした入学前準備教育を実施することを予定していたが、コロナ禍のために中止せざるを得なかった（【資料 2-4-15】）

また、授業期間中において、授業科目の内容に関する質問については、シラバスに授業ごとの受付方法を記載し、授業終了後にも担当教員が対応する等、オフィスアワーの時間帯に限定せず適宜対応するようにしている（【資料 2-4-16】）。

4) 保健管理

毎年 4 月のオリエンテーション時に、全学生に対して健康診断を実施し、必要に応じて保健指導を行っている（【資料 2-4-17】）。

令和元（2019）年度の保健室利用状況は 1,283 件であり、平成 30（2018）年度と比較し同数であった（【資料 2-4-18】）。特に数の多い保健対処はベッド休養、相談、検温、保健指導などである。学生の個別の状況に応じたきめ細やかな対応を行った。

保健室では、これらの傾向を踏まえて平成 30（2018）年度より、養護教諭に代え看護師を常駐させるとともに、開設時間を 16 時から 17 時 45 分まで延長し、学生の怪我や体調不良等の相談に対応している。ストレスや悩み等の精神的な支援は、学生支援総合センターと連携を図ることにより、更なる支援を推進している。また、校医による健康相談を年 2 回保健室で行っている（【資料 2-4-19】）。

学生支援総合センターでは、外部のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談日を設け、週 3 日の通常授業開講時に学生相談室を開設している（【資料 2-4-20】）。令和元（2019）年度の相談件数は、延べ件数で 155 件であり、相談内容の内訳で最も多いのが「心の病気」の категория あった（【資料 2-4-6】）。全体の約 2 割を占めることから、今後はその内容について分析する必要がある。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生厚生委員会により「学修環境改善要望書」が整備され、学生の学修環境改善の要望に関するシステムが構築されたが、学修環境改善要望がほとんど出されず、システムの活用が不十分であった。学修環境改善要望について学生への周知を徹底していく必要がある。

また、車椅子を使用する学生が 2 人、視覚障がいのある学生が 1 人いることから、学内の円滑な移動手段を確保するため、バリアフリー化や点字ブロックの設置等必要な環境の整備を実施した。特に身の回りの支援が必要な学生には「重度訪問介護利用者の大

学修学支援事業」を活用することで、ホームヘルパーの派遣が可能となった。

「一人暮らし1年生の会」は、コロナ禍でも実施できる方法を検討する。

今後も、当該学生の意見を取り入れながら、学生厚生委員会、学生支援総合センター及び事務部学生・教務課、総務課が連携を図り、学生サービスの充実を図っていく。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 学修環境の整備

本学は、JR東海道線焼津駅からバスで20分、西焼津駅からバスで13分、車でのアクセスは東名高速道路焼津・藤枝スマートICから10分、焼津ICから15分、吉田ICから15分の場所にあり、キャンパスは1か所に集約され、自然にあふれた閑静な環境に位置する（【資料2-5-1】）。

校地は、平成4（1992）年に地元自治体（焼津市）との公私協力方式により取得し、大学所有部分と焼津市からの無償貸与部分があるが、教育目的の達成のためには十分な面積を有している。

静岡福祉大学校地	33,395.8 m ²	設置基準上必要面積	9,420 m ²
（所有部分）	18,182.7 m ²		
（借用部分）	15,213.1 m ²		

校舎敷地及び運動場用地は、認証評価共通基礎データ様式1が示すように、それぞれ21,384.8 m²、12,011.0 m²あり、校舎面積は設置基準上の面積6,701 m²を大きく上回っている。校舎建物については、以下のとおりである（【資料2-5-2】）。

ア 教室棟（鉄筋コンクリート3階建て）

教室棟は、1階、2階に大教室3室（120人教室）、中教室2室（80人教室）、小教室2室（40人教室）、保健室を持っている。3階には小教室4室（40人教室）があり、そのうち2室は、企画情報センター施設としてPC及びセンターモニターを備えており、さらにサーバ等を保管するインターネットオフィスを設置している（【資料2-5-3】）。

イ 講義・厚生棟（鉄筋コンクリート2階建て）

講義・厚生棟の1階には、学生食堂（200席）、中教室2室（70人教室）がある。

2階には、大講義室（無線LAN利用可・257席）、演習室のほかに、心理学関連実験室2室、準備室、観察室兼編集室、プレイルーム・保育実習室が設置され、心理学及び保育学の専門教育を行う環境を整えている。

また、心の相談センターが設置され、心のケア活動に従事する方々に対する支援を行い、卒業生のスーパーバイジングや地域・社会のメンタルヘルス改善活動に貢献することを目指している（【資料2-5-4】）。さらに隣接して学生支援総合センターと障害学生支援室が同部屋に設置され、学生への個別相談など学生サービスの拠点として利用されている（【資料2-5-5】、【資料2-5-6】）。

ウ 福祉創造館（鉄筋コンクリート6階建て）

福祉創造館には、1階に学生の福利厚生施設である学生ホールとコンビニエンスストアがあり、カフェテリア部分に、無線LAN環境が整備されている。2階、3階は、第2大講義室（262席）となっており、専用ビデオプロジェクター2基、書画カメラを備え、無線LAN等の対応ができるICT環境が整った教室である。4階には中教室1室（60人教室）、小教室2室（40人教室）があり、授業や研修発表に使用されている。5階には、「保育・教育実習指導センター」があり、幼稚園教諭及び保育士資格の実習の計画・相談等の業務を実施している（【資料2-5-7】）。6階には、音楽室（1室）、リズム室（1室）、ピアノ練習室（10室）があり、幼児教育の中心的な空間となっている。なお、4階、6階には各1室、5階には8室の研究室がある。

エ 介護福祉棟（鉄筋コンクリート3階建て）

介護福祉棟は、1階に地域交流センターがあり（【資料2-5-8】）、地域貢献活動の拠点スペースとして活用されているほか、家政実習室、調理実習準備室、被服実習準備室、小教室がある。小教室には、人の動作を詳細に解析できる高速カメラ解析システム、有酸素的な能力を測定できる機器システム、平衡機能の指標となる重心動揺を測定することができる床反力計解析システムが設置されている。2階には研究室1室と「法人本部・事務局」があり、3階には研究室8室が配置されている。

オ 介護福祉実習棟（鉄骨平屋建て）

介護福祉実習棟は、入浴実習室や介護実習室などの設備があり、介護福祉士養成科目の実習で活用しているほか、外部研修（高校教員研修等）や研究試験にも有効利用されている（【資料2-5-9】）。

カ 研究室棟（鉄筋コンクリート3階建て）

研究室棟は1階から3階まで合計30室の研究室が配置されている。また、1階には、福祉実習指導センターが設置され、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の実習の計画・相談等の業務を実施している（【資料2-5-10】）。

キ 管理棟（鉄筋コンクリート2階建て）

管理棟は、1階に学生・教務課、入試課、総務課、キャリア支援課、企画広報室の事務スペースがあり、学生への対応を直接対面式のカウンターで実施している。さらに、学長の執務室、応接室、複数の会議室等があり、1階エントランスホールにはインターネットコーナーが設置されている。2階は図書館（567 m²）となっている。

図書館は、蔵書数（和書、洋書）44,674冊、雑誌63種、視聴覚教材等1,184点を所蔵し、閲覧用の118席の座席を有し、グループ学習室、多目的学習室、学習支援室を備え、それぞれの目的に即した自主学習環境となっている（【資料2-5-11】）。

なお、図書館については、大学図書館機能にとどまらず、自主企画展の実施等、図書館独自の地域に対するサービスも実施しており、平成27（2015）年1月には障がいの有無に関わらず誰でも楽しめるバリアフリー絵本を集めた「バリアフリー文庫」、平成28（2016）年2月にはやなせたかしの作品とキンダーブック等の保育絵雑誌を集めた「キンダー文庫」を開設した（【資料2-5-12】）。

さらに、平成31（2019）年4月より学内外に新聞の魅力伝える新聞講座を静岡新聞社と連携して開始した。具体的には、静岡新聞社社員を講師とした、本学の学生及び外部の図書館利用者を対象とした「新聞カフェ」である（【資料2-5-13】）。



【図2-5-1 バリアフリー文庫】



【図2-5-2 キンダー文庫】

ク 体育館（鉄筋コンクリート一部2階建て）及び運動場用地

体育館は、1階は各種スポーツ・健康関係の授業で使用するほか、クラブ・サークル活動にも利用している。2階には、バーベル、ランニングマシン、筋電計等を備えたトレーニング室があり、健康福祉関連の実技教育の教室ともなっている。体育施設は、体育館の他に「テニスコート」2面を有している。運動場用地は、授業で使用するほか、クラブ・サークル活動でも使用している。また、部室は2棟あり、部室棟1（鉄骨平屋建て）には部室9室とミーティングルームがあり、部室棟2（鉄骨平屋建て）には部室2室と学友会室があり、これらは学友会活動やクラブ・サークル活動等の拠点となっている。

2) 学修環境の適切な運営・管理

ア 学内情報ネットワークの環境

学内全体に LAN ケーブルを整備し、各棟には光ファイバーを敷設している。LAN は、学内の全教室、演習室、研究室、図書館に敷設し、また学生が自由にネットワークを使用できるエントランスホールのインターネットコーナーにも敷設し、食堂、教室棟、大講義室等の無線 LAN 設備とともに、ICT 化に対応した環境を整備している（【資料 2-5-3】）。

イ 講義室等の運営・管理

毎年度、事務部総務課により、夏期休暇期間を中心に校舎の改修及び改良工事を進めている。令和元（2019）年度は、介護福祉実習棟外壁改修工事をはじめ、講義・厚生棟 104 教室、105 教室及び教室棟 1 階の照明を LED にする改修を行った（【資料 2-5-14】、【資料 2-5-15】）。

また、学生・教務課が管理している教育備品に関して、301 教室の視聴覚設備環境の整備や各教室のワイヤレスマイク及びワイヤレスアンプの更新を行った。（【資料 2-5-16】）。

なお、大学施設等の使用については、「静岡福祉大学施設等使用規程」に基づき、管理運営を行っている（【資料 2-5-17】）。

ウ 危機管理体制の運営・管理

学生便覧に、学生用の災害対策マニュアルを掲載し、その中で全ての建物の避難経路や避難場所を明示し、周知に努めている（【資料 2-5-18】）。教職員用の災害対策マニュアルも作成しており、災害対策本部体制や災害時の役割分担等を明記している（【資料 2-5-19】）。

防火防災管理については、防火防災対策委員会を設置し、組織的な防火防災に努めており、令和元（2019）年度は、10 月 23 日（水）に防災訓練を実施した（【資料 2-5-20】、【資料 2-5-21】、【資料 2-5-22】）。

また、災害発生時に備えて、飲料水や食料、その他用品の備蓄品に関し、消費・使用期限等の点検を行っている。これらの情報は「防災備蓄品マニュアル」として誰でも閲覧できるように、事務部に備えてある（【資料 2-5-23】）。

本学建物の耐震化率は 100% であり、地震対策は十分なものとなっている。なお、本学所在地は、海岸までの距離が約 3 km、海拔 9 m であり、静岡県第 4 次地震被害想定では、南海トラフ巨大地震の津波浸水域から外れているため、焼津市の指定津波避難ビルに指定されており、地元の防災拠点として機能している（【資料 2-5-24】）。

また、昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止に関し、迅速な対応を図るため、危機管理室を設置し、遠隔授業における通信環境の確認や対面授業再開に向けた環境整備の検討を行っている（【資料 2-5-25】）。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では、バリアフリー化に努めており、学内の建物をつなぐ渡り廊下の出入口を自動ドアにし、福祉創造館から教室棟、講義・厚生棟（2 階）への車いすでの移動が可能で、教室棟 1 階の保健室、101 教室、102 教室、103 教室については出入口をスライド

ドアにしている。また、体育館と教室棟の出入口のスロープの拡幅と傾斜を緩くする改良を行うとともに、管理棟裏出入口、講義厚生棟1階学生食堂出入口、介護福祉実習棟に架かる渡り廊下のスロープにおいても同様に、拡幅と傾斜を緩くする改良を行う等、障がい学生が受講しやすい教育環境を整えている。

さらに、令和元（2019）年度には、福祉創造館北側連絡通路の自動ドアの設置を行い、バリアフリー部分を更に改修した。（【資料 2-5-26】）。

令和2（2020）年4月の全盲の視覚障がい者の入学に伴い、各建物内の点字ブロックの設置及び危険箇所への緩衝材の設置を行った。



【図 2-5-3 点字ブロック】



【図 2-5-4 緩衝材設置箇所】

なお、大教室のうち1教室は、スライディングウォールによる区画により受講生数に応じた教室サイズへの変更が可能で、教室の有効活用を行っている。

その他エレベーター1基、障がい者用トイレ2か所等を設置している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

履修人数別の開講科目数は、【表 2-5-1】のように、履修者数20人以下が51.3%とほぼ半数に達し、40人以下では78.4%と約8割を占めている。

【表 2-5-1】令和元（2019）年度 履修人数別開講科目数

履修人数	科目数	割合
101人以上	16	3.1%
81人～100人	22	4.2%
61人～80人	27	5.1%
41人～60人	49	9.3%
21人～40人	143	27.1%
1人～20人	270	51.3%
合計	527	100.0%

社会福祉士及び精神保健福祉士養成に関連する演習・実習科目は20人以内で実施す

る要件があり、学科ごとに 20 人以内のクラスを設けている。その他専門分野の演習・実習系科目においても 40 人以下の小規模クラスを原則とし、学生一人ひとりのフォローアップが可能な体制を採用し、教育効果を高めている。また、基礎科目においても、1 年次必修科目である初年次教育科目「基礎セミナーⅠ」及び「基礎セミナーⅡ」は、25 人程度の少人数クラスとし、学生一人ひとりの顔が見える体制を整えている（【資料 2-5-27】）。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2（2020）年 2 月下旬より世界規模で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症により、授業開始日を 5 月以降に延期した。本学としては、授業再開に向け、遠隔授業が円滑に実施できる環境を整える必要があるものの、既存のネットワーク関連機器の性能に課題があるため、その対応を早急にしなければならない。そこで、企画情報センターを中心に検討を行い、本学の規模に合った整備計画を作成し整備することとする。

また、同時に対面授業の開始に向けた準備も検討する必要がある。3 密の恐れのある食堂や教室における、新しい生活様式への対応に関し、危機管理室が中心となって検討していく。特に、子ども学科のピアノ練習室に関しては、分散対応を行わざるを得ない一方、ピアノ練習室の増加に関する要望が挙がっているため、併せて対応を検討する。

その他、福祉系大学として施設のバリアフリー化を今後も順次進めていく。

さらに、本学が平成 22（2010）年度に策定した「危機管理マニュアル」は、東日本大震災以前のものであるため、地震に対しての想定見直しが急務となっている。そこで、危機管理の事象ごとの「個別マニュアル」の作成も含め、危機管理委員会で令和元（2019）年度に引き続き協議を行っていく。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学生の意見・要望を把握するために、以下の調査等を実施している。

1) 学生生活調査

本学の委員会組織のひとつである「学生厚生委員会」が中心となり、毎年、学生の生活状況や大学に対するニーズを把握するために、全学年を対象にマークシート形式

による「学生生活調査」を実施している。調査結果は、「学生生活調査報告書」として、集計、分析及び検討結果をまとめ、在学生専用のポータルサイトのフォルダにアップし、閲覧できるようにしている。また、充実したキャンパスライフを過ごすために必要な学修支援及び学修環境の改善に向けた資料としている（【資料 2-6-1】）。

また、学食、売店の改善については、学生厚生委員会内に「学食・コンビニ（売店）支援」担当委員を置き、学生の要望に応じたメニューや学食環境、売店の改善に向けて、学食、売店業者との協議を学生の代表を交え行っている（【資料 2-6-2】）。

「教室、体育館などの授業関連の施設」については「とても満足している」及び「やや満足している」が 68.8%に対し「あまり満足していない」及び「全然満足していない」が 30.3%であった。また、「トイレ、学生ホール、部室などの福利厚生」については「とても満足している」及び「やや満足している」が 64.8%に対し、「あまり満足していない」及び「全然満足していない」が 34.3%となっている（【資料 2-6-1】）。

その他、調査項目に「施設や制度、対応等大学への要望や意見」という自由記述欄を設けており、学生からの声を汲み取ることに努めている。

2) 学修環境の改善等に関する要望書

学生厚生委員会が中心となり運用している「学修環境の改善等に関する要望書」の申請手続は、以下のとおりである（【資料 2-6-3】、【資料 2-6-4】、【資料 2-6-5】）。

ア 個人又は団体（サークル等）が、「学修環境の改善等に関する要望書」に「要望事項・要望理由」を記載し、学生・教務課に提出する。

イ 提出された要望書の内容は、学生厚生委員会で検討する。

ウ 内容が適当であると判断、承認した場合には、「学生厚生委員会」からの要望として発議し、「学長・副学長・事務部長・学生教務課長・総務課長・その他関係部署」に回覧する。

エ 学長決裁により対応方法が決定する。

オ 結果は、改善、要望内容に対する改善の可否に関わらず、届出のあった個人又は団体（サークル等）にフィードバックする。

なお、令和元（2019）年度は、要望書の提出はなかった。学生に対する要望書の存在についての周知が徹底されていないためと考えられる。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活調査報告書の結果について、平成 30（2018）年度と令和元（2019）年度調査結果の比較において、回答率については平成 30（2018）年度は 69.9%、令和元（2019）年度では 66.1%と約 7 割の学生が回答している。

「大学での勉強の重要性」について、「大いに重要である」「重要である」を合わせると平成 30（2018）年度は 92.0%で、令和元（2019）年度は 93.8%であった。

「授業に対する理解」では、「大いに思う」「思う」が平成 30（2018）年度は 65.3%、令和元（2019）年度は 64.8%であった。

「将来設計（進路）への不安」について、「ある」が平成 30（2018）年度は 83.2%、令和元（2019）年度は 86.2%であった。

「アルバイトの状況」では、「している」が平成 30 (2018) 年度は 79.8%、令和元 (2019) 年度は 78.4%であった。

このように比較してみると、例年ほぼ同じような傾向であることがわかる。

学内施設については約 3 割の学生が満足していないという回答を得ており、今後も学習環境の改善に努めていく必要がある。「大学生活の満足度」の全項目について比較すると、「大学への電車・バスなどのアクセス」に関する満足度は際立って低い。改善要望書からのリクエストではないが、具体的な環境改善として、しずてつジャストラインのバス焼津駅行きの「静岡福祉大学入口」バス停付近のトラック車両出入りにより学生への危険を回避するために警備パトロールを実施するようにした。また、一般市民からのバス利用のマナーについての意見により、学生全員に周知徹底を行った結果、バス利用のマナー向上につながった。今後も学生からの意見・要望については積極的に把握・分析し、学修環境の改善に取り組んでいく。

なお、「学修環境の改善等に関する要望書」の提出がなかったことについては、学生厚生委員会において、原因を分析していくこととする。

[基準 2 の自己評価]

本学では、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定しており、ホームページ、大学案内、学生募集要項等を活用し、広く周知に努めるとともに、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れを全ての入試において実施している。昨年度より課題となっている選抜方法の妥当性に関する検証は、令和 2 (2020) 年度中に推進体制とスケジュールを検討することとしている。また、入試改革に伴う選抜方法等の変更については、検討後、速やかに周知する予定である。

入学定員は、230 人であるが、入学者は平成 30 (2018) 年度が 173 人 (収容定員充足率 0.76)、令和元年 (2019) 年度 154 人 (収容定員充足率 0.74)、令和 2 (2020) 年度は 209 人 (収容定員充足率 0.75) となった。財務の視点から見ると、大学全体の収容定員充足率は 0.80 以上であることが望ましいが、現状は平成 30 (2018) 年度より 3 年連続して 0.80 を下回っている。しかしながら、令和 2 (2020) 年度は、入学者数の前年比増により収容定員充足率が上昇した。その要因は、オープンキャンパスの強化策が奏功したものと考えられる。

学修支援については、引き続き、年度当初のオリエンテーションにおける各学年次に対応した履修相談及び支援を教職員が連携しつつ実施しているほか、演習及び実習系の科目では担当する教員グループが共同し、学生の情報を交換、共有しつつ授業に臨んでいる。さらに、オフィスアワー制度、学生支援総合センターの取組み、学科所属の担当教員の重層的な仕組みを構築し、学生のニーズの多様性に応えている点を特徴としている。また、FD活動の一環として学期ごとに学生による授業評価アンケートを実施し、授業改善を図っていることも学修支援につながっている。

キャリア支援については、社会福祉学部では、2 年次から 3 年次にかけて必修科目「キャリア支援」を設け、社会人としての基礎力を身につけ、就職試験で内定を獲得することを目指している。また、4 年次の「キャリア支援」は、選択科目であるが、主体性の確立を目指している。一方、子ども学部では、社会福祉学部と同様の内容に加え、保育

の現場の問題に取り組んで、就活力向上を目指している。担当教員による専門的知識・技術の指導はもちろんであるが、事務部キャリア支援課の職員も教員と連携を図り、就職活動に向けた指導を実施している。本学の就職、とりわけ福祉系の施設等への就職に関連する資格取得については、国家資格試験対策センターを設置し、外部業者に委託して受験学生を対象とする受講料無料の国家試験対策講座、模擬試験等の支援を実施している。インターンシップに関しては、正規の教育課程として位置づけられた実習教育に加えて、民間企業、行政が実施するインターンシップを学生に紹介し、積極的に参加を呼びかけている。

学生サービスについては、学生生活支援、経済支援、修学支援、保健管理の各領域で組織的な支援体制を整備している。特に、学生支援総合センター及び学生厚生委員会が中心となって組織的な支援を実施し、関連部署である保健室が個別の対応を行い、学生の抱える多様な課題の整理と解決を図っている。毎年度実施する学生生活調査からは、学生生活全般に関する学生の意見や要望を把握することが可能であり、それらの分析結果を各部署にフィードバックすることにより、支援の充実に役立てている。

学修環境の整備については、大学設置基準を上回る校地や校舎等を有し、ICT化の流れの中で学生に情報活用の機会を提供するネットワーク環境や障がい学生の学生生活を保障する自動ドアやスロープの設置によるバリアフリー化等、本学の教育目的に適した環境を整えている。

学生の意見・要望への対応については、学生厚生委員会が中心になり、毎年度、全学生を対象に「学生生活調査」を実施し、その結果は、学生が充実したキャンパスライフを過ごすために必要な学修支援及び学修環境の改善に向けての資料としている。平成 30（2018）年 4 月より運用を始めた「学修環境の改善等に関する要望書」に関し、令和元（2019）年度の要望書の提出が 1 件もなかったことから、学生及び教職員への周知方法を検討することとしている。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーは、建学の精神、基本理念（教育理念）、使命・目的及び教育研究上の目的を踏まえて策定している。ディプロマ・ポリシーは、社会からのニーズ、学生の現状などを踏まえて年度毎に見直しを行い、学生便覧、ホームページ及び大学案内で学内外に発信している（【資料 3-1-1】、【資料 3-1-2】、【資料 3-1-3】）。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準の策定と周知

1) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準の策定

ア 単位認定基準

本学では、シラバスの作成に際して、全ての授業科目についてディプロマ・ポリシーとの関連の記載を義務づけている。したがって、全ての教員は、単位認定に当たりディプロマ・ポリシーを踏まえて成績評価を実施している。

なお、科目群は全てディプロマ・ポリシーと整合性を有するカリキュラム・ポリシーに基づいて配置されていることから、ポリシーの一貫性を担保している（【資料 3-1-4】）。

イ 進級基準、卒業認定基準

本学では、【表 3-4】のとおり、進級の要件を定めておらず、卒業認定基準のみを策定している。卒業認定基準は、静岡福祉大学学則第 40 条第 1 項に規定している（【資料 3-1-5】）。なお、静岡福祉大学学則第 40 条第 1 項の条文に記載されている別表第 3 に関しても【資料 3-1-5】に記載のとおりである。

ウ 修了認定基準

学位については、学校教育法に基づくとともに、静岡福祉大学学則第 41 条には、学科区分及び学士名称に関する規定があり、同規定の枠組みに基づき、全ての教員がディプロマ・ポリシーを踏まえて認定した学生ごとの履修単位を集計し、教務委員会において確認した後、学長が学位授与の最終決定を行う（【資料 3-1-5】）。

2) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準の周知

単位認定基準は、学生便覧で周知するとともに、シラバスにおいて授業科目ごとに成績評価の基準・方法を明示している（【資料 3-1-6】）。なお、シラバスは web 上でも閲覧することが可能となっている。また、卒業認定基準は、カリキュラム表に「卒業要件」として掲載するとともに、修了認定基準は、学生便覧に「学位の取得」として掲載し、ともに学生に配付することで周知している（【資料 3-1-7】、【資料 3-1-8】）。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1) 単位認定基準

ア 履修登録

履修登録では、各自で年間の受講計画を立てて、講義を受講し試験を受けて、単位を修得する意思を示すことを課している。したがって、カリキュラム内容を把握し、卒業・取得希望資格等を考慮して、年間の受講計画を記載して履修登録をする必要がある。

本学では、前期の履修登録時に後期科目も履修登録することを基本としているが、後期履修変更期間に変更を認めている。前期と後期にそれぞれ履修登録確認期間があり、登録の訂正は当該期間中に行う必要がある。前年度に単位が修得できなかった科目は、再度履修することができる。ただし、修得済みの科目は再履修することができない。

なお、履修登録確認期間終了日の翌日から授業科目の総授業回数の2分の1に達する授業日の前日までであれば、届出により履修登録を取り消すことができる（【資料 3-1-9】）。

イ 単位修得について

単位修得については、筆記試験及びレポート他、本学において実施する試験に合格しなければならない。授業科目によっては、日本語ワープロ検定試験などの検定試験の結果に基づき単位認定が行われる場合がある。また、所定の期間在学しても、履修上の不備や出席日数の不足等により、単位数が不足している場合は、卒業が認定されず留年となる。なお、「単位数が不足している」状態とは、総単位数が不足していることだけでなく、科目群ごとの最低修得単位数が不足している場合や必修科目が不合格である場合も含む（【資料 3-1-9】、【資料 3-1-10】）。

2) 成績評価について

各授業科目の学業成績は、学期末の試験（筆記）・レポート（論文・作品）・実技・実験・実習等の成績、平素の学習状況等を総合して、授業担当教員が評価を行う。成績評価の基準・方法については、授業科目ごとにシラバスに明記している。

成績評価は「秀・優・良・可・不可、履修中・認定」をもって表し、可以上を合格、不可を不合格としている（【資料 3-1-10】）。

なお、社会福祉士等の実習の評価については、実習配属先施設・機関の指導者が加わっている。

ア 相談援助実習評価

社会福祉士養成における相談援助実習の成績評価については、実習配属先施設・機関の指導者による評価が重要となる。社会福祉演習実習委員会では、実習による学習成果の到達度評価の基準について、客観性を確保するため、配属実習施設・機関の評価及び実習日誌の記述内容をベースにしつつ、実習担当教員（実習指導クラス担当教員及び巡回指導担当教員）の合議により最終的な評価を決定することとしている。その評価のために、「実習施設・機関が実習の様子・実習日誌を基に評価する実習評価票」「実習巡回担当教員による巡回指導」「実習日誌」を用いている（【資料 3-1-11】）。

イ 精神保健福祉援助実習評価

精神保健福祉士養成における実習（精神保健福祉援助実習）でも、精神科医療機関及び障害福祉サービス事業所における評価に関し、「実習施設・機関が実習の様子・実習日誌を基に評価する実習評価票」「実習巡回指導教員による巡回指導」「実習日誌」等を用いて行っている。これらの評価を精神保健福祉実習委員会による合議により決定している（【資料 3-1-12】）。

ウ 介護福祉実習評価

健康福祉学科の介護福祉実習は、1年次から3年次までの積み上げによる現場実習により実施しており、実習の評価においては、上記相談援助実習と同様に、実習指導者の評価及び実習巡回担当教員による事前指導、訪問指導、事後指導を総合的に調整し、介護福祉実習委員会が評価を実施している（【資料 3-1-13】）。

エ 診療情報管理士に係る病院実習評価

医療福祉学科の診療情報管理士に係る病院実習の評価においては、実習指導者の評価及び実習巡回担当教員による事前指導、訪問指導、事後指導を総合的に調整し、診療情報管理士養成委員会が評価を実施している（【資料 3-1-14】）。

オ 幼稚園教育実習評価及び保育実習評価

子ども学部子ども学科における幼稚園教育実習及び保育実習の評価は、実習先の実習評価、実習日誌の評価、個別指導担当教員による評価（巡回指導を含む）の3つを点数化することで評価し、保育実習委員会で最終確認を行っている（【資料 3-1-15】）。

3) GPA 制度（【資料 3-1-16】）

本学では、学業成績評価を5段階評価とするとともに、GPA 制度による成績評価を実施している。

ア GP の計算方法

学年ごとに授業科目の成績を5段階（秀、優、良、可、不可）で評価し、それぞ

れに対して、以下の GP を与える。

成績評価	秀	優	良	可	不可
評価	S	A	B	C	D
G P	4.0	3.0	2.0	1.0	0

イ GPA の計算式

【学年 GPA】

$$\frac{4.0 \times S \text{ の修得単位数} + 3.0 \times A \text{ の修得単位数} + 2.0 \times B \text{ の修得単位数} + 1.0 \times C \text{ の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数（「D」の単位数を含む）}}$$

【通算 GPA】

$$\frac{\text{（各学年に評価を受けた科目で得た取得ポイントの合計）の総和}}{\text{（各学年に評価を受けた科目の単位数の合計）の総和}}$$

注1 取得ポイントとは、「(評価を受けた科目で得た GP) × (その科目の単位数)」である。

注2 GPA の計算は、小数点第3位を四捨五入するものとする。

ウ GPA 制度導入に伴う注意事項

- (ア) 履修登録した授業科目に関し、履修登録の取消しをしないで放棄した場合や未受験の場合であっても、評価（不可）を受けた授業科目として単位数が計算される。
- (イ) 認定により合格となった授業科目は、GPA の算出から除く。

エ GPA 制度の活用方法

本学における、GPA 制度を以下のことで活用している。

- (ア) 授業科目の過剰登録を防ぎ学習時間を確保するため CAP 制を導入し、各学年で履修登録可能な単位数の上限を年間 50 単位と定めているが、直前の学年の GPA が 3.4 以上の者については、年間 56 単位まで履修登録を認めている。
- (イ) 本学独自の奨学金である特待生奨学金及び一般奨学金における選考並びに授業料を4年間全額減免する特別スカラシップの継続条件に活用している。
- (ウ) 直前の学期の GPA が一定基準を満たしていない学生に対し、専任教員が学修指導を行う。なお、継続的な学修指導にもかかわらず、修学意欲や生活環境に改善の見込みがないと判断した場合は、退学勧告をすることがある。

4) 卒業判定について

学期末に行われた定期試験の成績評価が行われた後、最終学期の学生に関する全ての単位修得状況を集計し、教務委員会にて卒業要件を満たしているか否かについて審議を行う（予備判定）。

その後、予備判定の結果を基に、教授会において卒業判定に関する審議を行う。教授会での審議の結果は、速やかに学長に報告され、学長の決定をもって正式な卒業判定結果としている（【資料 3-1-17】）。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学における単位認定基準、卒業認定基準等の仕組みは問題なく機能しているが、さらにディプロマ・ポリシーとの関連において、本学としての姿勢と方針を明確化するための仕組みについては、令和3（2021）年度に検討を始める予定である。具体的には、学則第31条（入学前の既修得単位等の認定）の解釈に始まり、認定に際しての客観性、公平性、透明性を担保した評価項目に至るまで、教務委員会、運営協議会等の関連部署で精査する予定である。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラム・ポリシーは、建学の精神、基本理念（教育理念）、使命・目的、教育研究上の目的に基づき策定している。カリキュラム・ポリシーは社会からのニーズ、学生の現状などを踏まえて年度毎に見直しを行い、ホームページ及び大学案内により周知を図っている（【資料 3-2-1】、【資料 3-2-2】）。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のカリキュラム・ポリシーは、「専門分野の枠を超え、社会における公共的な課題を解決するに当たって、さまざまな立場の人と協働し、市民社会を形成する能力を身につけるための基礎科目・共通専門科目・専門科目を配置する」である。

つまり、「外国語」「人文科学」「社会科学」「自然科学」「スポーツ」「総合基礎」「情報」の7つのカテゴリーに分類した科目を配置し、共通専門科目（社会福祉学部）については「社会福祉科目Ⅰ群」「社会福祉科目Ⅱ群」「卒業研究」の3つのカテゴリーに分類した授業科目を配置している。さらに、専門科目についても各学科でいくつかのカテゴリライズされた科目群を配置している。

ディプロマ・ポリシーはカリキュラム・ポリシーと一貫性を有し、本学の基本理念（教育理念）である「福祉力」及び中央教育審議会が掲げる「学士力」を身につけているこ

と、社会福祉学部と子ども学部に通ずる基礎科目の履修において到達目標に達していること、社会福祉学部と子ども学部に通ずられた共通専門科目、学科専門科目が到達目標に達していることを掲げている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1) 教育課程編成区分及び編成方針

本学では、科目群ごとに教育課程の編成方針を定めており、カリキュラム・ポリシーに沿ったシラバスの適正化を図り、同時に履修要件と履修登録単位数の適切なカリキュラムとなるべく、毎年度見直しを行っている。令和2（2020）年度の教育課程の編成方針は、【資料 3-2-3】のとおりである。

なお、令和元（2019）年度入学者より、学科再編成を実施したため、以下の改正を行った。

ア 基礎科目の全学共通化

これまでは、学部ごとに科目群編成区分を分けていたが、社会福祉学部と子ども学部共通とした。

イ スクールソーシャルワーク科目の設置

社会福祉学部福祉心理学科で新たに養成することになったスクールソーシャルワーカーに必要な専門知識等を修得するための科目群として、スクールソーシャルワーク科目を設置した。

ウ 医療福祉科目の移行

社会福祉学部医療福祉学科と社会福祉学部健康福祉学科の統合に伴い、医療福祉学科に設置していた医療福祉科目群を健康福祉学科に移行するとともに、医療ソーシャルワーカーを養成するために必要な授業科目を加えた。

2) シラバスの整備及び単位制度の厳格化

上述の編成方針を厳正に運用するためには、シラバスの整備は欠かせない。そこで、本学では、教員に対し「教務便覧」を配付している。令和元（2019）年度のシラバスより、「授業の到達目標と卒業認定・学位授与方針との関連」について、到達目標に掲げる本学の教育理念である「福祉力」の“力”については1つ以上3つ以内、また、中央教育審議会が提言する「学士力」の“力”等については1つ以上5つ以内と規定することで、各授業科目の到達目標の明確化と精選化を図った（【資料 3-2-4】）。

3) 履修モデルの整理と提示

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日、中央教育審議会）に、今後の大学の在り方として「教育課程内の位置付けや水準などを含めて体系的なカリキュラムが意識される必要がある」という指摘があるが、これは高等教育機関の教育の「質の保証」の観点から重要である。いつ何を学び、身に付

けることができるのかが明確になっているか、ということである。このため、学生に4年間の学びの全体像が把握できる体系的なカリキュラムを提示する必要がある。

そこで、学生が4年間の学修を主体的に選択する際の履修モデルを【資料 3-2-5】のとおり整理した。12ある履修モデルの全容を学生に配布する資格取得の手引きに掲載している。また、1年次後期の総合基礎科目「基礎セミナーⅡ」(必修)の授業題材「2年次以降の学修デザインを立てよう！」でクラス担当教員が説明をしている。

【資料 3-2-5】履修モデル一覧

学部学科	モデル名	主に目指す資格 (() 内は副)
社会福祉学部 福祉心理学科	社会福祉モデル① [ベーシックモデル]	社会福祉士 (認定心理士)
	社会福祉モデル②	社会福祉士 (スクールソーシャルワーカーと認定心理士)
	精神保健福祉モデル①	精神保健福祉士 (認定心理士)
	精神保健福祉モデル②	精神保健福祉士 (スクールソーシャルワーカーと認定心理士)
	精神保健福祉モデル③	精神保健福祉士 (社会福祉士)
	心理モデル [ベーシックモデル]	公認心理師<学部課程修了>、認定心理士もしくは認定心理士<心理調査>
社会福祉学部 健康福祉学科	介護福祉モデル① [ベーシックモデル]	介護福祉士 (社会福祉主事)
	介護福祉モデル② [ベーシックモデル]	介護福祉士 (社会福祉士)
	医療福祉モデル	社会福祉士 (医療事務関連資格)
	健康福祉モデル	健康運動実践指導者 (レクリエーション関連資格)
子ども学部 子ども学科	幼保モデル	幼稚園教諭・保育士 (小学校教諭2種免許/通信制)
	幼小モデル	幼稚園教諭・小学校教諭(特別支援学校教諭免許/通信制)

これらの履修モデルの特徴は次のとおりである。

ア 学修者が4年間を通じて身に付けることができる内容を自覚し、主体的に学修計画を設計するに当たって参考になるものである。また、卒業後の就職に向けてのキャリアデザインを主体的に設計するのに参考になるように組み立てられている。つまり、それぞれの履修モデルの授業科目は、いずれも履修者がどのような能力が身に付くかを本学の教育理念である「福祉力(を鍛える)」と、平成20(2008)年の中央教育審議会にて提言された学士課程共通の学修成果に関する参考指針である「学士力」の観点から明らかにしている。

イ 入学早々にいずれかのモデルを決定する必要があるが、2年次以降に進路変更が可能ないように便宜を図り、1年次は基本的にいずれのモデルも同じ内容としている。

ウ 初年次教育（「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」）において、本学の個性・特色である「一人ひとりに寄り添った人間形成教育を重視し福祉力を鍛えるとともに地域福祉活動を推進する」を具現化する仕組みとして、学修ポートフォリオ（本学が定める学士力、福祉力の習熟度合い等を記述した学修カルテ）を活用するとともに、「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」のクラス担当教員との個別相談においてアセスメントを実施する。このことにより、履修モデルを基に卒業に向けた学修計画を学生自身が確認できる。

エ 選択科目については、履修モデルでは各分野から学修の基本となる授業科目をピックアップしている。履修モデルに記載されていない授業科目であっても、自ら選択して履修することが可能である。

オ 個別相談において、履修の際には予習復習時間が必要となることを確認させ、無理な学修計画にならないように注意を促している。

4) CAP 制（【資料 3-2-6】）

本学は、履修登録可能な単位数の上限を年間 50 単位と定め、単位制度の厳格化を図っている。ただし、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、診療情報管理士、公認心理師、スクールソーシャルワーカー、幼稚園教諭及び小学校教諭の資格・免許の取得に必要な実習に関する授業科目の単位数は、当該単位数に含めない。

なお、以下の要件を満たす者には、年間 56 単位を上限に履修登録を認めている。

- ①直前の学年の GPA が 3.4 以上の学生
- ②その他学長が必要と認めた学生

3-2-④ 教養教育の実施

全学共通基礎科目は、「人文科学」「社会科学」「自然科学」「外国語」「スポーツ」「総合基礎」「情報」の 7 科目群で構成されている（【資料 3-2-3】）。

そのうち、「教養ゼミ」的機能を果たす授業科目として、「総合基礎」の中に、3年生を対象とした「教養講読A」「教養講読B」、4年生を対象とした「教養研究A」「教養研究B」が設置されている。これらの授業科目は、専門ゼミ形式の「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」と並行して学ぶことが可能となっている（【資料 3-2-7】）。

また、令和元（2019）年度入学者より、「総合基礎」の中に配置していた授業科目「キャリア支援Ⅰ-A」「キャリア支援Ⅰ-B」（ともに必修科目）を「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」（ともに必修科目）に改め、本学における初年次教育科目と位置づけた（【資料 3-2-8】）。

初年次教育科目設置の背景としては、近年の入学生の状況や社会から求められる人材像の変化等、社会情勢の変容が挙げられる。

なお、「基礎セミナーⅠ」「基礎セミナーⅡ」を適切に運用するために、運営要項を作成し、授業科目担当教員に配付するとともに、ガイドブック『しずふく読本 2020』（A 5

判、102 ページ) を制作し、学生に配付した (【資料 3-2-9】、【資料 3-2-10】)。このガイドブックの内容は、「基礎セミナーⅠ」「基礎セミナーⅡ」の題材ガイド、学修や学生生活全般についてのガイドや各教員からの1年生への“熱い”メッセージである。本学の教員(特任教員を含む)が1ページ(800字)の執筆を担当しているが、マンガ入りのページやエッセイ風のものもあり、1年生にとって分かりやすく、親しみやすいものとなっている(【資料 3-2-11】)。学生は、授業の事前学習として当該ページを読んで、授業に臨んでいる。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1) 演習・実習教育

本学において、最も教授方法に工夫を凝らしている科目が演習・実習科目である。とりわけ実習科目は、座学では学ぶことのできない直接的な対人コミュニケーション等を取り入れた、きめの細かい指導を特徴としている。

ア 実習指導センターの設置

社会福祉系の国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の受験資格及び保育士資格並びに教育系の幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状を得るにはそれぞれに定められた実習が必修となる。その現場実習の支援機関として福祉実習指導センターと保育・教育実習指導センターを設置している。

各センターでは、国家資格等の取得を目的とした実習が円滑に行えるように実習先の施設・機関との調整を行い、実習を履修する学生に対して、実習の準備から終了後までの手続きの指導及び相談対応を行っている(【資料 3-2-12】)。

イ 演習・実習教育の体系

(ア) 社会福祉士

社会福祉学部共通専門教育課程である社会福祉士養成課程においては、特に実践的な教育である演習・実習教育に関する課程を体系的・逐次的に編成している。演習については、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術を実践的に修得するとともに、専門的援助技術として概念化、理論化し体系立てていくことができる能力を涵養し、実習については、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得し、社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、価値などを身につけ、課題把握や総合的な対応能力を修得することを目的としている。

なお、実習に関しては、3年次又は4年次の夏季に180時間以上(概ね24日間程度)行うことを基本としている(【資料 3-2-13】)。これらの教育については、学内だけでなく実習先の社会福祉施設・機関との連携による推進が重要となるため、科目を担当する教員による社会福祉演習実習委員会が推進及び調整にあたっている(【資料 3-2-14】)。体系的な教育において、より実践力を高めるための特徴的な取り組みとして以下の教育プログラムを実施している。

ア) 施設見学(見学実習)

2年次の授業「相談援助実習指導A」の中で、実習先となる施設・機関の概要を知り、社会福祉を学ぶ上で重要な現場に触れる機会を持つために、社会福祉法人の協力を得て、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者福祉サービス事業所等の施設見学（見学実習）を実施している。3年次に履修する「相談援助実習」の準備として予備知識を得るとともに、サービス利用者や支援の実際を理解するために、事前学習・事後学習に力を入れている（【資料 3-2-15】）。

イ) 相談援助実習報告会・実習指導者意見交換会

相談援助実習の教育を意義ある形で充実させるため、養成（教育）機関、実習先の施設・機関との間で実習指導者意見交換会を毎年度開催している。令和元（2019）年度は、「地域共生社会と相談援助実習」と題した本学教員による講演とパネルディスカッションを開催し、実習指導者3人をパネリストに招いた（【資料 3-2-16】）。この意見交換会では、実習先の施設・機関に、報告会の内容や進行、実施した企画内容や意見交換会で取り上げたいテーマに関するアンケート調査を行っており、その結果を受けて、発表時間、進行方法、意見交換会等の運営方法を検討するとともに、自由記述で挙げられた実習プログラムや実習スーパービジョンのあり方などの意見交換会のテーマについての意見は、委員会内で共有し実習指導や次年度の意見交換会の参考にしている。

この意見交換会に合わせて実施している相談援助実習報告会では、実習生（学生）が作成した実習報告書（レポート）に基づいた実習体験、気づき、考察などに関する報告（プレゼンテーション）を行っている。また、作成した集録については、「相談援助実習報告集」として学生、他大学、各実習施設・機関、他大学等に配布している（【資料 3-2-17】、【資料 3-2-18】）。

（イ）精神保健福祉士

精神保健福祉援助実習の目的は、演習・実習を通して実践力の高い精神保健福祉士を養成することである。本学においては、以下の2年次から4年次までの積み上げによる現場実習形態を実施している（【資料 3-2-19】）。

ア) 2年次には見学実習（精神科病院・障害福祉サービス事業所）を実施している（【資料 3-2-20】）。

イ) 3年次においては、夏季に参加型体験実習（3日間）を実施している。これは、記録の仕方やコミュニケーション能力の向上、クライアント（利用者）の生活背景の理解をねらいとしている（【資料 3-2-21】）。

ウ) 3、4年次で履修する「精神保健福祉援助実習」の場として、精神科医療機関の実習を必須とし、障害福祉サービス事業所等においても実施している。これらは、精神保健福祉士としての知識・技術・価値の習得をねらいとしている（【資料 3-2-22】）。

エ) 実習報告会並びに実習指導者意見交換会を実施し、学生の実習報告の場では、精神保健福祉士を目指す3年生と実習指導者が参加し、質疑を行っている。

また、実習指導者意見交換会においては、実習指導及び実習教育の在り方を追究し養成校と実習指導者の共通のテーマをもって開催している（【資料 3-2-23】）。

わ) 実習報告集を作成し、学生及び実習先に配布し学生の実習体験の共有を図っている（【資料 3-2-24】）。

(ウ) 介護福祉士

介護福祉実習においては、介護の体験を通して、厚生労働省が定める介護福祉士資格のための指定科目の領域「人間と社会」で学んだ人間の尊厳や、領域「こころとからだのしくみ」で学んだ介護に必要なからだのしくみ等、これまでの学習内容を統合させて、領域「介護」とは何かを理解・再認識し、それを実践する能力を修得する。また、生活支援に係る知識と技術を修得するとともに、即戦力のある介護福祉士としての能力を向上させる。本学においては、1年次から3年次までの積み上げによる現場実習形態を実施している（【資料 3-2-25】）。

ア) 1年次では、居宅介護実習（2日間）と施設実習を実施している。居宅介護実習では在宅の高齢者や障がい者、家族の状況を理解することや、在宅サービスの概要や機能を理解するために、大学近隣の社会福祉協議会で実施している。

利用者の暮らしの場や関わりを通してコミュニケーションの大切さを学び、また、施設の概要を理解するために、養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、障害者支援施設等での実習を実施している（【資料 3-2-26】）。

イ) 2年次には、1年次での実習の学びを基に、利用者の個別性に応じた生活支援技術の実践と工夫、介護過程の準備としての情報の収集・分析、介護目標の設定、計画立案の取り組みを行うために、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、障害者支援施設等への実習を実施している（【資料 3-2-26】）。

ウ) 3年次では、2年次での実習の学びを基に、施設実習において一人の利用者に対する個別援助計画の立案・実施・評価といった一連の介護過程を実施する。また、介護福祉士としての職業倫理や専門職としての姿勢を身につける。実習施設は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、障害者支援施設としている（【資料 3-2-26】）。

エ) 3年次に行った介護過程の取り組みを報告する機会として、介護福祉事例研究発表会を実施している。発表会では、介護福祉士を目指す1、2年生も参加し、取り組み内容について意見交換を行っている。報告内容は、事例研究集を作成し、実習を経験した3年生と介護福祉士を目指す1、2年生に配布し実習体験の共有を図っている（【資料 3-2-27】、【資料 3-2-28】）。

オ) 実習指導者と養成校との間で共通のテーマとなっている、実習指導法や実習の在り方に関する意見交換の場として、実習指導者懇談会の開催準備をしていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止した。（【資料 3-2-29】）。

(エ) 診療情報管理士

診療情報管理士養成課程における病院実習では、実践力のある専門性の高い診療情報管理士の養成を目指し、2年次より以下のとおり系統的に指導を行っている（【資料 3-2-30】）。

ア) 2年次では、病院実習の全体像の把握を目的とした実習報告会への参加、実習に際して求められるソーシャルスキルの確認を目的としたボランティア等の社会的活動への参加とその体験報告（病院実習指導の第1回講義）を課す（【資料 3-2-31】）。

イ) 3年次前期の病院実習指導では実習計画書の作成・日誌の記載方法を個別的に指導し、医療情報学演習では病院実習に対応した情報分析能力の基礎的教育を実施する（【資料 3-2-31】、【資料 3-2-32】）。

ウ) 3年次の夏季に3週間の病院実習を実施する（【資料 3-2-33】、【資料 3-2-34】）。

エ) 実習の総括として、実習報告会及び学生主体の交流会を実施し、2年生から4年生までの診療情報管理士を目指す学生の情報共有及び交流を図る機会としている。（【資料 3-2-35】）。

オ) 実習報告会に向けて、学生たちが作成した実習報告書を冊子にし、学生及び実習先に配布し、学生の実習体験の共有を図る。ただし、令和元（2019）年度に関しては、実習者数が少なかったため、令和2（2020）年度実習者と合わせた冊子を作成する（【資料 3-2-36】）。

(オ) 教職課程（高等学校教諭一種免許状（福祉））（【資料 3-2-37】）

教職課程の教育実習においては、履修条件である教科に関する科目、教職に関する科目及び教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位を3年次までに取得しなければならない。

実習に関する事前指導は、3年次より始まる。学生は実習校を自己開拓し、実習に関する具体的な準備を開始する。高等学校の教員は専門的職業として、実践の背景をもった専門的理論と理論を実践的に応用することのできる能力が必要とされ、これらの実践的研修の場が教育実習である。

教育実習をより意義あるものとするために、事前指導では、①教育実習の目的・目標について自覚する、②教育実習の内容について理解する、③教育実習に臨む構えを築くことを到達目標としている。事後指導においては、実習経験を考察、評価し、更なる学びにつなげていけるよう指導を展開している。

なお、本教職課程は令和元（2019）年度をもって終了することとなった。

(カ) 教職課程（幼稚園教諭一種免許状）（【資料 3-2-38】）

幼稚園教育実習では、幼稚園の役割や機能、保育の内容や意義等について、保育を実践する経験を通して具体的に理解することを目的としている。本学では、1年次から4年次までの保育実践入門及び実習の積み上げによる現場実習体制を取り、実践力のある質の高い幼稚園教諭を養成することを目指している。

実習を充実させるため、以下のような内容で取り組んでいる。

- ア) 実習の前段階として、1年次の通年授業である「保育実践入門」を位置づけている。「保育実践入門」では、保育を理解するための入門として保育の現場（幼稚園）で見学・観察を行い、幼稚園の役割やさまざまな子どもの姿、保育者の関わり方を学ぶ。学んだことを各自レポートにまとめ、グループ討議等を行う。回を重ねていく中で各自の視点や課題を見つけ、保育への理解を深める（【資料 3-2-39】）。
- イ) 3年生が春季休暇中に1週間、幼稚園教育実習を実施するに当たり、後期より、その事前指導である幼稚園教育実習指導を実施している。また、学びの質を高めるため、3年生の幼稚園教育実習終了後、自身に実習の振り返りの時間をもたせている。そのうえで、4年の前期にも幼稚園教育実習指導を行った後、3週間の幼稚園教育実習を実施している。

（カ） 保育士

1年次から3年次までの実習の積み上げ（保育実践入門、保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ）による現場実習体制を取って、実践力のある質の高い保育士を養成することを目指している。これらの実習を充実させるため、以下のような内容で実習に取り組んでいる。

- ア) 実習の前段階として、1年次の通年授業である「保育実践入門」を位置づけている。「保育実践入門」では、保育を理解するための入門として保育の現場（保育所及び児童福祉施設）で見学・観察を行い、保育所及び児童福祉施設の役割やさまざまな子どもの姿、保育者の関わり方を学ぶ。学んだことを各自レポートにまとめ、グループ討議等を行う。回を重ねていく中で各自の視点や課題を見つけ、保育への理解を深める（【資料 3-2-39】）。
- イ) 2年次の保育実習Ⅰ（保育所）を実施するに当たり、保育所実習指導Ⅰにおいて、保育所の園長による講話の聴講、子ども理解のための学習、日誌の書き方の学習、指導案作成の学習、実技指導等を行う。その上で、2年次の春季休暇中に2週間の実習を行う（【資料 3-2-40】、【資料 3-2-41】）。

その後、3年次の夏期休暇中に保育実習Ⅰ（施設）を2週間行う。この実習は保育実習Ⅰ（保育所）を経験した上で、児童養護施設や障がい児施設等の施設現場の体験や施設保育士の役割の学修をねらいとする。また、3年次の春期休暇中には、保育実習Ⅱ（保育所）又は保育実習Ⅲ（施設）を2週間行う。この実習は選択必修で、最後のまとめとしての実習や就職先を見通した実習としてのねらいがある（【資料 3-2-42】）。

以上、3回の実習を通して保育の現場で活躍できる保育士を目指した実践的学習を行う。

- ウ) 実習後には事後指導として、グループによる反省会、全体報告会、個別指導を行う（【資料 3-2-40】）。

2) 卒業研究

社会福祉学部は、「卒業研究Ⅰ」（3年次通年、4単位、選択科目）と「卒業研究Ⅱ」（4年次通年、4単位、選択科目）である。一方、子ども学部は、「卒業研究Ⅰ」（3年次通年、2単位、必修科目）と「卒業研究Ⅱ」（4年次通年、4単位、必修）である。

「卒業研究Ⅰ」と「卒業研究Ⅱ」については、「静岡福祉大学学生の卒業研究に関する規則」及び「静岡福祉大学子ども学部学生の卒業研究に関する内規」に基づき実施し、「教職員教務便覧－2020年度版－」（教務委員会発行）に卒業研究発表要項及び卒業研究論文執筆要領を記載している。

社会福祉学部においては、学生が興味関心を持ったテーマを選択し、それまでに修得してきた知識や技能を総合しながら、専門領域について主体的な研究を深めるために、教員と学生相互の協働によるゼミナール形式で学ぶ。文献講読・調査・フィールドワーク・製作・発表・討論等の過程を通じて科学的理解や分析を深め、学生自らが問題を発見・追究して一定の成果を獲得することを目的としている。その成果として、卒業論文にまとめることを目指し、令和元（2019）年度には21人の学生が卒業論文を執筆した。さらに、卒業論文の執筆学生が、研究の成果を報告する卒業研究発表会を開催している。卒業研究発表会では、学生が教員、学生及び地域関係者を前に発表を行う。この場は、学生同士による研究の共有、他の専門分野からの助言による新たな視点の獲得や達成感の向上につながっている（【資料3-2-43】）。

子ども学部においては、各自が専門分野に対する興味・関心に基づき、専門的学修指導を受ける授業科目「卒業研究Ⅰ」を開講している。提示された課題あるいは学生自らが設定した課題について相互に問題意識を共有しつつ、情報収集、文献講読等を通して問題追究・課題探究を進め、最終的に発表を行う（【資料3-2-44】）。「卒業研究Ⅱ」では、さらにその内容を発展させ、文献学習・調査等を行い、一連の成果を研究論文としてまとめることを目的としている（【資料3-2-45】）。令和元（2019）年度には29人の学生が卒業論文を執筆した。

なお、本学で卒業研究を担当することができる教員は、「社会福祉学部卒業研究指導教員要件」及び「子ども学部卒業研究指導教員要件」で定められている要件を満たす者としている（【資料3-2-46】）。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

令和元（2019）年度より、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成に当たり、社会福祉学部と子ども学部において、初年次教育である「基礎セミナーⅠ」「基礎セミナーⅡ」を構築し、設置した。

これに続き、令和2（2020）年度に基礎セミナーⅢ（2年次前期、必修科目）を設置し、静岡精華学園みらい躍進計画推進特別委員会において授業内容（題材）や支援体制を構築した。この授業科目は、本学の位置する焼津市の産業経済、文化、福祉、観光などを学び、地域活性化に向けて主体的に構想できる能力の涵養を意図している。授業の展開に当たっては、各界、各分野の専門家を講師に招き、受講者参加型のアクティブ・ラーニング形式の授業を展開する予定である。既に、焼津市は平成27（2015）年に本学と提携した包括連携協定に基づき、講師の派遣や広報面で協力を約束している。開講初年度である令和2（2020）年度の授業内容、受講学生の意見等を踏まえ、改善を図つ

ていくこととする。

履修モデルについては、令和元（2019）年度以降の入学生に提示している。授業科目名や開講時期、学生の利活用の在り方について、教員から改善に向けた指摘、意見等が出ているため、令和2（2020）年度の教務委員会で、これらの指摘、意見等を多面的に把握し、改善に向けた協議を行う予定である。

次に、本学の学生サポート体制については、1年次は必修科目である「基礎セミナーⅠ」（前期）と「基礎セミナーⅡ」（後期）があるため、クラス担当教員が定期的な面談を実施し、学修面や生活面の支援を行っている。また、3年次、4年次では「卒業研究Ⅰ」及び「卒業研究Ⅱ」を履修すれば、当該授業科目の担当教員が卒業研究の指導のほか、学生に対する相談支援が可能である。ただし、「卒業研究Ⅰ」や「卒業研究Ⅱ」を履修していない学生には、2年次以降、こうしたサポート体制が築かれていない。いわゆる、支援の空白があると言わざるを得ない。学生の抱える課題が多様化している状況下で、4年間にわたるサポート体制の構築は焦眉の検討課題である。

「卒業研究」については、当該科目担当教員から、共同研究の場合の卒業論文の枚数について、現行規定の見直しが必要ではないか、との指摘が出ている。広く教員からの意見を求め、令和2（2020）年度の教務委員会で協議する。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

1) シラバスによる達成状況の点検と評価

「福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成する」という本学の目的の達成状況は、授業科目ごとに点検される必要がある。シラバスには、各授業科目においてディプロマ・ポリシーに基づいた学生が到達すべき目標が明記されている。学生は達成の度合い等授業科目ごとに設定された評価尺度に基づき、成績評価を受ける（【資料3-3-1】、【資料3-3-2】）。

2) 達成状況の点検と評価方法の工夫・開発としての個別面談

社会福祉士養成科目「相談援助実習指導」では、評価の方法として形成的評価を開発し、活用している。具体的には、授業の終了時だけでなく、学修過程において学生の理解状況を把握するために個別面談を実施するというものである。その目的は、学生一人ひとりが教育目標を適切に理解し、達成可能かどうかを教員と学生の双方が確認する点にある。すなわち、学生が自らの資質を確認し、対人援助専門職としてふさ

わしいかどうかを客観的に理解することにより、職業上のミスマッチを防ぐとともに、本学の目的に謳った「有為な人材」たりうるかどうかについて自己覚知させることを目指している（【資料 3-3-3】、【資料 3-3-4】）。

3) 福祉系等の委員会による点検と評価方法の工夫・開発

福祉分野の社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び保育士、教育分野の幼稚園教諭、小学校教諭、そして公認心理師が国家資格であることは、本学の目的に明記する「高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能」な専門職であることの明証と言ってもよい。そこで、各資格と免許に関連する社会福祉演習実習委員会、精神保健福祉実習委員会、介護福祉実習委員会、保育実習委員会、公認心理師等養成委員会、小学校教育実習委員会を設置して、定期的に会議を開催するなかで教育目的の達成状況に関する点検・評価を実施している。また、併設する福祉実習指導センター及び保育・教育実習指導センターでは、常時、学生面談に応じているほか、センター所属教職員が上記委員会の構成員として関わっている（【資料 3-3-5】、【資料 3-3-6】、【資料 3-3-7】）。

4) 授業アンケートによる点検と評価

前期と後期には、全授業科目において学生によるマークシート方式（自由記述を含む）の授業アンケートを実施している。アンケートの内容は、教育目的の達成状況を学生の視点で評価するもので、自らの意欲・動機のみならず、教員の指導法についてもチェックする項目群で構成されている。アンケート結果は、全教員の平均値を含むレーダーチャート形式で整理・分析されているため、評価結果が一目瞭然であり、達成状況を客観的に把握することが可能である（【資料 3-3-8】）。

5) 学生生活調査による点検と評価

毎年実施する学生生活調査では、教育目的の達成状況に関連する学生の学修状況を把握する項目を設けている。それらの調査結果は「学生生活調査報告書」と題したデータとしてまとめ、全ての専任教職員及び学生が閲覧できるようにしている（【資料 3-3-9】）。

6) 卒業時アンケートの実施

平成 30（2018）年度卒業生より、本学の基本理念（教育理念）福祉力（7 項目）と、中央教育審議会が提議した学士力（13 項目）について、4 年間の大学生活においてどの程度身に付いたのかを自己評価するために、卒業時に「卒業生対象学びの実感アンケート」を実施している。令和元（2019）年度卒業生についても実施した（【資料 3-3-10】）。これにより、成績評価、卒業認定時における他者評価と学生自身の自己評価の比較が可能になり、今後の教学マネジメントに生かすことができる。

また、入学時のアンケートと卒業時アンケートを比較することで、卒業生が「何が身に付いたのか」を可視化することができる。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

フィードバック

1) 年度当初における個別面談

年度当初に履修ガイダンスを設け、個別対応の履修指導を実施している。一人の教員が数人の学生を担当し、新入生については個々の学生の興味、関心に沿った適切な履修計画を立てることができるように指導を実施している。

令和元（2019）年度より「基礎セミナーI」を開講し、クラス担任制度を設けることにより、学生の立てた長期計画、短期目標（成長デザインシート“マイチャレンジ”に記載）をよりきめ細やかに把握し、より適切なアドバイスや指導を行う体制が整った（【資料 3-3-11】）。

2年次以上の学生については、クラスは設置しないが、アドバイザー制度により、一人の教員が10人程度の学生を担当し、前年度までの履修状況を踏まえて、例えば資格取得を目指している場合は年次ごとの必修科目の取得状況を確認する等、卒業に向けて確実に履修を終えるよう指導している。いわばコース設計の実施と検証であり、これらの指導を通じて、学生一人ひとりが本学の教育目的を達成しているかどうかを確認し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けた評価結果のフィードバック機能を果たしている。

2) 実習関連委員会によるフィードバック機能

本学は、実習教育を重視する福祉系の高等教育機関だけに、実習関連の各委員会が教育目的の達成状況の点検・評価方法や指導方法の改善に向けた合議に基づくフィードバック機能を果たしている。具体的には、学生の成績評価に関し、尺度の妥当性に関する議論を通じ、教員間で偏りがちな評価方法の改善を図り、各教員にフィードバックを行っている。

例えば、社会福祉士養成課程の「相談援助実習」では、学生の達成度が実習指導者や巡回担当教員、相談援助実習指導クラス担当教員の主観的評価とならないように客観的な指標を用いてかつ評価の素材を数値化し、実習評価の平準化を図っている。また、一連の評価基準やプロセスは社会福祉演習実習委員会において、全ての相談援助実習指導担当教員に共有され、学生への指導に活かされている（【資料 3-3-12】）。

3) 実習先との連携によるフィードバック

実習先である施設・機関には「実習の手引き」を配布し、実習後の成績評価はもちろん、実習期間中であっても教育目的の達成状況の点検と評価についての改善努力を依頼している。学生に課題が発見されたときは、巡回担当教員と現場の実習指導者（施設職員）の間で、実習教育のプログラムや指導法に関するすりあわせを行い、教育目標の達成を図る方法についての確認作業を実施している（【資料 3-3-13】、【資料 3-3-14】）。

4) 授業アンケートによるフィードバック

授業アンケートの目的は、担当教員が自らの評価について客観的に把握するだけでなく、改善方法を検討し、授業にフィードバックする点にある。例えば、シラバスに

沿って授業が展開されていない場合は、前期と後期に各1回ずつ実施される授業アンケート中の評価項目である「シラバスの記載事項に基づいて授業を進めた」の結果に基づき、改善を義務づけている。授業内で回答したアンケート用紙は、収集から封入、封緘まで、学生の代表が行うという方法に変更し、不正防止に努めている（【資料3-3-8】）。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況の評価については、客観性と公平性を担保しつつ、どのような尺度を通じて評価するのか、工夫・改善の余地がある。そこで、企画情報センターが中心となり、まず学生の能力評価を含む学修カルテを試行的に導入したうえで、将来的には諸データから明らかになった課題を整理し、教育目標の達成状況の評価とフィードバックを効果的に実施するための分析を行う予定である。その準備として、学務システムの移行に向けた、能力評価を含む諸データの収集とその分析のための準備を開始する。

また、学生の授業アンケートについては、平成30（2018）年度より新たなアンケートを導入したが、その効果については今後分析を行い、教員の授業改善に有用となるように活用していく。

【基準3の自己評価】

本学は、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシー（教育課程の内容・方法の方針）を策定し、ホームページ、大学案内等を活用し、内外に向けて明確化している。教育課程及び教授方法については、これらの方針に沿って体系的に編成され、教授方法の工夫・開発もまた、カリキュラム・ポリシー（教育課程の内容・方法の方針）に沿っている。とりわけ、演習及び実習教育においては座学では学びえないロールプレイ等により実践的な工夫を凝らしている。また、FD活動の一貫として学期ごとに学生による授業アンケートを実施し、授業改善を図っていることも学修支援につながっている。

学則にも明記した卒業要件については、年度当初の学生向けのオリエンテーションや学科ガイダンスの中で学生に周知徹底している。

単位認定及び卒業認定については、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づき、厳正な業務を遂行する必要があることから、今後、教務委員会を中心に推進体制及び評価尺度等について、令和2（2020）年度中に検討を開始する。

教育目的の達成状況の点検・評価とフィードバックについては、まずシラバスにおいて授業科目ごとの到達目標と評価尺度を明記し、学生に周知している。また、授業科目の中で本学の特色ともいえる演習・実習系の授業科目においては、実践的な専門性の修得を重視していることもあり、定期的開催する各実習委員会において教育目的の達成状況の点検・評価を実施している。すなわち、協議を通じて、教員間で評価方法が偏ることのないように工夫する等、各委員会がフィードバック機能を果たしている。一方、授業アンケートは、教育目的の達成状況を学生の視点で評価する手段であり、毎年度実施する学生生活調査と併せて、きめの細かい点検・評価の役割を果たしている。

基準4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定は、静岡福祉大学学則に基づき、学長の下に運営協議会と教授会を設置し、その審議を経て学長が行っている（【資料4-1-1】）。

また、運営協議会及び教授会の審議の円滑化を目的として、委員会、センター及び専門分野を審議するための専門部会を設けている（【資料4-1-2】）。

以下に各組織について説明する。

1) 運営協議会

「静岡福祉大学運営協議会規程」に基づき、学長を議長として、副学長、各学部長、各学科長、事務部長及び学長が指名する者が構成員となっている。例年、学長が指名する者は、学生部長、教務部長、図書館長、就職部長及び広報部長となっている。

主な審議事項は、大学の将来構想、大学運営に関わる基本方針、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項等であり、運営協議会により本学の教学マネジメントの構築を図っている（【資料4-1-3】、【資料4-1-4】）。

2) 教授会

「静岡福祉大学教授会規程」に基づき、社会福祉学部及び子ども学部の学部長、学科長並びに専任の教授、准教授、講師及び助教が構成員となり、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるとともに、教育研究に関する事項について審議する機関として設置されている。

会議は、原則として毎月1回、第2水曜日に開催し、会議の招集及び会議における議長は、社会福祉学部長及び子ども学部長が原則として交互に務めている（【資料4-1-5】）。

3) 委員会、センター及び専門部会

「静岡福祉大学委員会等設置規程」及び個別に定める規程（静岡福祉大学規程集）に基づき、大学運営及び教育研究に関する各種審議を行う機関として、「2020年度静岡福祉大学委員会等名簿」に示す委員会、センター及び専門部会を設置している（【資料4-1-6】、【資料4-1-7】）。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現す

る」を具現化するために、実践力のある福祉・教育専門職の養成を適切に行うための教育課程の編成を行っている。本学では運営協議会により、教育課程の編成に関する全学的な方針を策定している（【資料 4-1-8】）。策定に当たっては、各学科が中心となり協議を行い、運営協議会による審議を経て、学長が決定している。

また、本学の個性・特色に記述した地域福祉活動を充実させるためには、地方自治体や高等学校との連携が欠かせない。本学では、副学長が学長の命を受け、焼津市、藤枝市及び島田市との包括連携協定に基づく事業の実施、高大連携に係る校務をつかさどっていた（【資料 4-1-9】）。ただし、令和 2（2020）年度は副学長が空席になったため、これらの校務は、学長がつかさどっている。

以上のことから、本学の使命・目的等を達成するための教学マネジメントは適切に構築されており、権限の適切な分散と責任の明確化が行われている。

なお、本学の教授会の役割に関しては、前述のとおり、学長が決定を行うに当たり意見を述べるとともに、教育研究に関する事項について審議する機関であることが規定され、役割が明らかである。さらに、学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号及び静岡福祉大学教授会規程第 3 条第 1 項第 3 号に基づき、学長が決定を行うに当たり、「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聞くことが必要なもの」として、「教員の教育研究業績の審査に関する事項」を定め、周知している（【資料 4-1-10】）。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務組織については、「静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程」により、職制と職務、担当ごとの事務分掌を定め、課（室）長の指揮の下、業務を進めている（【資料 4-1-11】）。

また、運営協議会においては事務部長が委員として選任され、各種委員会においても事務部長その他の事務職員が委員として選任され、教員と同等の立場で教学マネジメントの構築に参画している（【資料 4-1-7】）。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部長、学科長等の管理職は、教員がその役職にあってマネジメント業務を担っているが、本学のように小規模校においては、業務範囲が多岐にわたるのみならず、ときには役職を兼任せざるを得ない。改善すべき課題となっているものの、解決に向けた処方箋を描くことは容易ではない。

マネジメント能力をさらに向上させるための研修、能力評価の方法については、令和 3（2021）年度に新たな中長期計画がスタートすることから、同計画のなかで構築する。

また教職協働については現在、委員会において前年度と比較すると職員が委員長あるいは副委員長に就任し、企画立案する機会も増えていることから今後も、この流れを踏襲する。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

1) 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の令和2年（2020）年度における各学科の専任教員数（助手を除く）については、【表 共通基礎様式 1】に示したとおり、福祉心理学科 18 人（うち、教授 11 人）、健康福祉学科 13 人（うち、教授 5 人）、子ども学科 15 人（うち、教授 8 人）、合計 46 人（うち、教授 24 人）である。

大学設置基準で定められている基準教員数は、3 学科とも 8 人（うち、教授 4 人）かつ大学全体の収容定員に応じた教員数 14 人（うち、教授 7 人）となっており、合計 38 人（うち、教授 19 人）である。

したがって、本学は大学設置基準上、適切な教員を確保し配置している。

2) 教員の採用

教員の採用は、「静岡福祉大学教員選考規程」、「静岡福祉大学教員任用基準」、「静岡福祉大学教員任用基準等の採用に関する運用内規」に基づいて行われる（【資料 4-2-1】、【資料 4-2-2】、【資料 4-2-3】）。

基本的な採用の流れは、以下のとおりである。

まず、学部長又は学科長が採用の必要があると認めた場合、学長に文書をもって申し立てる。その文書により、学長が教員の採用の必要を認めたときは、常務理事を通じて口頭で理事長に内申した後、運営協議会にて、採用及び教員選考委員会設置の適否を審議する。運営協議会において教員選考委員会の設置が承認された場合、教授会において教員選考委員会委員の選考を行う。教員選考委員決定後、教員選考委員会において、公募等の採用方法及び募集後の採用候補者の選考を行う。教員選考委員会における採用候補者の選考後、教授会での二次選考を経て、学長が採用候補者を決定する。学長は、採用候補者に関し理事長に内申し、理事長が採用を承認した時点で採用が正式に決定する。なお、令和2（2020）年度の新規採用はなかった。

また、全ての職位における教員の募集において、「静岡福祉大学教員の任期制に関する規程」に従い、任期制であることを公示する。面接採用時においても、3年の任期制であることを伝え、その旨を契約書にも明記する。したがって、任期契約の終了を原則とするが、理事長が特に必要と認める場合には、再任用することができる（【資料 4-2-4】）。

3) 教員の評価

役職等の事情により定年以降も雇用が継続する専任教員及び特任教員については、基本的には固定的な給与体系である。それ以外の専任教員に対しては、業務に対する評価を年2回の賞与に反映させている。ただし、原則として賞与全体の予算枠が決定していることから、評価の高い教員の賞与については、評価の低い教員のマイナス分

の額を評価に応じて上乘せしている。具体的には、年2回の賞与時期に、学長が学部長と学科長に学科所属専任教員に対する評価を依頼し、最終的に学長が調整した結果を評価理由とともに法人本部に報告し、賞与に反映する仕組みである（【資料4-2-5】）。

4) 教員の昇任

昇任については、「静岡福祉大学教員任用基準」において各職位の要件が示されている。また、昇任の基準については、「静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規」に基づき、教育業績、研究業績、大学運営業績及び社会貢献業績からなるポイント制を導入している。（【資料4-2-6】）。

基本的な昇任の流れは、以下のとおりである。

まず、学部長は、学科長を通じ所属学部の教員に昇任希望の有無を聞く。昇任を希望する教員は、静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規に規定された書類及び各種業績の根拠資料を添えて、学科長に申し出る。学科長は、提出書類を学部長に提出し、学部長が昇任の必要性を認めた場合、意見を添えて昇任候補者として学長に推薦する。

学長が昇任の審査の必要性を認めたときは、運営協議会において教員選考委員会設置の適否を協議する。その後の手続きは、採用と同様となる。

令和元（2019）年度の昇任希望者は、教授希望者2人、准教授希望者1人及び講師希望者1人であり、全員昇任が認められた（【資料4-2-7】）。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員と学生との協働による学修活動活性化の取組みとして、FD委員会が行う「学生による授業アンケート」の対応がある。教員は、授業評価を受けた後に、授業アンケートに示された学生一人ひとりの意見を精査し、授業の改善に役立つ工夫をすることが義務づけられている。授業改善方針は、アンケートの集計結果を受けて当該教員が電子データで回答書を作成し、FD委員会にメールで提出している（【資料4-2-8】）。

FD委員会は令和元（2019）年度、「発達障害のある学生と合理的な配慮」、「シラバス作成について」というテーマで2回の研修会を実施し、次年度以降の授業等において、実践的な活用につなげるよう企図した（【資料4-2-9】）。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規は、平成29（2017）年度に制定され、当該内規に基づき昇任手続きを行ったのは令和元（2019）年度で3回目であった。毎回、タイムテーブル等の再整理を行うなど、改善を図った。今後も検証とその結果に基づく改善努力を継続する。

本学の授業アンケートについては、制度的に確立されているものの、各教員が提出した回答書の内容が次年度の授業に適切に活かされているかどうかについての点検には至っていない。令和2（2020）年度より、FD委員会を中心となり、点検方法等の検討を始める予定である。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、大学設置基準の一部改正により、SDが義務化されたことを受けSD委員会を設置した（【資料 4-3-1】）。当該委員会の目的は、教職員に必要な知識及び技能を習得させるとともに、能力及び資質の向上を図るための組織的な取組を行うことであり、委員の構成員は、事務部長、事務部各課長、各学科長及びその他学長が指名する教職員としている。

令和元（2019）年度に実施したSD研修会は、教職員のニーズに基づき研究倫理、個人情報保護及びハラスメントをテーマとして取り上げた（【資料 4-3-2】）。その他、事務職員に対しては、資質向上を図るために法人本部主催の系列校合同の事務職員研修会に参加させるとともに、外部業者主催の研修等の参加を奨励している（【資料 4-3-3】）。

また、事務部の各課（室）の業務の手順と根拠を示した、「静岡福祉大学業務マニュアル」を作成し日常業務の参考としている（【資料 4-3-4】）。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

静岡福祉大学業務マニュアルの一層の活用を図るとともに、常に記載内容を更新するなどして業務の質の向上を目指す。

また、SD研修の実施に際しては、必ず、終了後にアンケート調査を実施し、次回以降の要望等の記入欄を設けている。令和元（2019）年度に実施した研修内容も、教職員からの要望によるものであった。今後も引き続き、要望に応じた研修が開催できるよう、SD委員会が中心となって企画・運営を行う。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の研究活動を支援するため、他大学の図書館との連携のもと、必要な研究資料の調達を優先的に行っており、各教員はこれらの制度を活用して研究を進めている。また、

週に1日は自宅における研修日を設けるとともに、夏休み及び冬休みには特別研修日として10日間を設けるなど、研究活動の促進を図っている（【資料 4-4-1】）。

本学は、近隣の自治体と包括連携協定を締結し、各地域の課題解決に向けた共同研究を行うこととしており、毎年、各行政からのヒアリングを通して、地域の課題を掘り起こし、本学の教員への情報提供を行っている（【資料 4-4-2】）。その他、県内の研究機関との連携事業、日本私立学校振興・共催事業団の女性研究者奨励金について事務的なサポートを行っている（【資料 4-4-3】、【資料 4-4-4】）。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

1) 公的研究費等の不正防止について

文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「静岡福祉大学における公的研究費等の運営・管理に関する基本方針」「静岡福祉大学公的研究費等の使用に関する行動規範」「静岡福祉大学学術・研究活動における不正防止に関する規程」「静岡福祉大学公的研究費等不正防止計画」「静岡福祉大学における公的研究費等に係る内部監査要領」「静岡福祉大学科学研究費補助金経理事務取扱要領」を定めている。

具体的には、最高管理責任者を学長、研究活動適正運営責任者を副学長、統括管理責任者を事務部長と位置づけており、大学全体の公的研究費等の不正防止に関する責任体制を構築している。加えて、学術研究倫理に係る研究者等に対する周知等の実施、国内外における情報の収集及び分析、不正防止計画の策定及び実施に関する事項を行うため、公的研究費等適正管理推進委員会を設置している（【資料 4-4-5】）。

2) 研究計画倫理審査規程の整備について

実際に専任教員等が学内で研究を行う際に、適切な計画に基づいて実施する研究であるか否かの審査を行うための委員会組織として、「研究計画倫理審査委員会」を設置している（【資料 4-4-6】）。令和元（2019）年度は、8件の研究計画に関し、委員会による実施の適否を判断した（【資料 4-4-7】）。

以上のとおり、本学では、研究倫理に関する規程等を適切に整備・運用し、厳正な審査の下で研究が行われている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の研究費（旅費を含む）は、「静岡福祉大学教員研究費執行方針」に基づき、教授、准教授、講師、助教ともに、専任教員は一律18万円である。ただし、特任教授、特任准教授、特任講師は、9万円としている（【資料 4-4-8】）。研究費の執行は、専任教員が適切に行うことができるよう、「静岡福祉大学研究費マニュアル」を作成している（【資料 4-4-9】）。

また、教員研究費として、応募形式による学内競争資金である特別研究費（年間170万円）を別枠で設けていたが、収支予算の均衡をはかるため令和2（2020）年度から休止している。

以上のように、教員の研究費に関しては、職位にかかわらず平等に配分している。

科研費等の外部資金獲得については、令和元（2019）年度は4件の科研費を獲得している（【資料 4-4-10】）。なお、教員の研究活動の活性化に向けた支援を行うため、令和元（2019）年度科学研究費助成事業への公募に関する説明を平成 30（2018）年9月の教授会で行った上で、全教員を対象に公募に関する情報提供及び科学研究費獲得方法に関する関連資料の貸出等を実施している（【資料 4-4-11】）。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究計画倫理審査委員会による審査は、適切に行われているものの、委員会の設置根拠となる規程は、平成 29（2017）年度以降、試行的なものを適用している。したがって、令和 2（2020）年度中に審査状況を検証し、「静岡福祉大学研究実施計画倫理審査規程」を制定することとし、より厳正な体制を構築する。

また、教員の研究活動の環境整備については、研究倫理に関する具体的な考え方、研究計画の作成方法等に関するFD及びSDを実施する予定であり、さらに幅広い研究論文の迅速な閲覧が可能となるような、電子ジャーナルなどのシステムの導入も将来的に必要と考えている。具体的には、専任教員に対し、研究環境に関する調査を実施し、本学にとって必要な環境の在り方を模索し、図書館委員会及び紀要委員会が中心となり、具体化していきたいと考えている。

公的研究費等の不正防止を目的とする内部監査に関し、今後、実施体制及び年間スケジュールを整備することを検討する。

【基準 4 の自己評価】

各学部長及び各学科長は、学長の意向を受けて、各学部・学科内における大学の将来構想や大学における基本方針などの意見集約に努めるとともに、各種委員会や各センターにおける審議結果を踏まえ、本学の最終決定機関である運営協議会において、十分な審議を行っている。

また、教学面においては、教授会において、教員一人ひとりの意見を確認するとともに、必要な場合は学長との意見交換を行い、教員の意見を積極的に聞くことと併せて、教学マネジメントにおいて学長のリーダーシップを発揮している。

一方、これらの学部、学科及び各委員会の機能をさらに充実させ、教学マネジメントの強化を図り、教職員の協働による大学運営を行っていく必要があることは言うまでもない。

そこで、教員のキャリア形成のための昇任基準である「静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規」の公平・公正な運用に関し、今後も教員の意見を十分に取入れた見直しを積極的に進める。

また、教員の行う研究活動が自由闊達に行えるための環境整備の充実や事務職員がサポート体制を構築するためにも、これらを踏まえた大学運営に必要な様々な諸課題について教職員全員が共通の認識のもとで、大学の運営に携われるようSD、FD研修の充実を図ることを課題として認識している。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

《5-1 の視点》

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人静岡精華学園（以下「本法人」という。）は、学校法人静岡精華学園寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、時代に即応する新しい人材を育成することを目的とする」と定め、誠実に学校運営に当たることを表明している（【資料 5-1-1】）。

本法人が設置する各学校は、関係法令・諸規程等に基づく学校経営を組織的に行い、各学校の社会的な役割を果たすとともに、本法人にあっては社会的に信頼される学校法人としての確立を目指している（【資料 5-1-2】、【資料 5-1-3】）。

なお、理事会、評議員会は、定期的開催され、監事による厳正な監査を受けている（【資料 5-1-4】）。

また、本法人の業務に関し、法令、寄附行為若しくは学内諸規程に違反する行為又はその恐れがある行為が現に生じ又はまさに生じようとしている場合は、その早期発見及び是正を図るために必要な仕組みとして「学校法人静岡精華学園公益通報等に関する規程」を設け、適切に対応する体制を整えている（【資料 5-1-5】）。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

理事会、評議員会、常勤理事で組織している「法人運営委員会」、大学の将来構想や大学運営に関わる基本方針等を審議する「静岡福祉大学運営協議会」等を定時又は臨時に開催し広く意見を求めることで、大学の使命・目的の実現に向けた努力を行っている（【資料 5-1-6】、【資料 5-1-7】）。

本法人が設置する各学校が、その設立における使命・目的を実現していくために、平成 22（2010）年度より総合計画を策定している。現行のものは、平成 27（2015）年度に策定した「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕」である。

この計画は、本法人における運営上の基本方針及び法人全体の取組みを示すとともに、各学校における教育方針、教育計画、経営計画及び入学者確保計画等を盛り込んでいる（【資料 5-1-8】）。

令和元（2019）年 12 月には、法人運営委員会において静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕の進捗状況の報告をした。また、平成 30（2018）年度に経営改革計画検討委員会を設置して、人口の減少や少子化を見据え、スピード感のあ

る経営改革を進めるため、財務上の数値目標や達成時期を掲げ、その達成のための教学改革計画、財務計画等を内容とする経営改革の作成及びその進捗管理を行うこととした。大学の方針等については、令和元（2019）年7月に法人本部と学長が確認を行っている（【資料 5-1-9】、【資料 5-1-10】、【資料 5-1-11】）。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境への配慮については、夏季の省エネルギー対策として、職員には軽装（クールビズ）を励行し、学内の冷房設定を室内温度が 28℃になるように調整している。6月と11月には冷暖房機器の一斉点検・整備を実施する等、施設設備の適正な管理に配慮するとともに、施設内の一部の照明を LED 化することにより、エネルギー消費の削減に努めている（【資料 5-1-12】）。

人権への配慮については、「倫理・コンプライアンス規程」、「静岡福祉大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」に基づき、ハラスメント防止・対策委員会を設置し、ハラスメントの防止、被害の救済及び環境改善等の活動を行っている。（【資料 5-1-13】、【資料 5-1-14】）。また、ストレスチェックを全教職員対象に実施している。実施の目的は、教職員が自らのストレスの程度を把握することで、教職員自身のストレスの気付きを促すとともに、職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを推進することによって、教職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することである（【資料 5-1-15】）。

安全への配慮については、「学校法人静岡精華学園危機管理規則」に基づき、理事長を危機管理の総括責任者、学長を危機管理責任者としている。新型コロナウイルス感染症の拡大に当たり、令和2（2020）年4月に開催し、各所属の状況や今後の対応、問題点などの確認を行った。また、大学では学長を委員長とした静岡福祉大学危機管理委員会で訓練や危機管理に必要な事項を審議しているが、新型コロナウイルス感染症については、より迅速な対応をするために危機管理室を立ち上げた（【資料 5-1-16】）。

日常の安全管理については、大学施設の朝夕の施錠開閉業務及び巡回パトロールを外部警備会社に委託し、安全確保に努めるとともに、学内3か所に防犯カメラを設置している。平成29（2017）年度からは、昼間も警備員を配置して学内の見回りを行っている（【資料 5-1-17】、【資料 5-1-18】）。

大学における突発的な事件、事故等への対応については、「危機管理基本マニュアル」を策定し、災害、人権侵害、感染症、業務上の過失等に起因する人命、財産等への重大な被害が生じた場合又は生じる恐れがある場合等における適切な対応方法を定めている（【資料 5-1-19】）。

また、障がいや病気による発作等で支援や介助が必要な学生のための支援体制として、スクールソーシャルワーカー及び看護師による見守り支援を行うとともに、保健室や学生・教務課に緊急連絡用携帯電話を配置、校舎各所に緊急連絡用の内線電話機を設置した（【資料 5-1-20】）。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本法人の建学の精神は「時代に即応する新しい人材の育成」であり、学園を構成する

全ての教育機関は、社会情勢の変化を常に意識しつつ、社会的ニーズを踏まえ、持続的な人材の育成を図る責務を負っている。静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕に基づき、各計画の着実な実施を進めているが、同時に新たな静岡精華学園みらい躍進計画〔令和 3 年度～令和 7 年度〕の策定を進めており、大学では学長諮問機関として静岡福祉大学将来構想特別委員会を立ち上げ検討している。法人本部では、大学を含む所属校（園）の意見を集約することとしている。令和 3（2021）年度以降は、令和 2（2020）年度中に策定される上記計画で設定した具体的な数値等の進捗状況の確認をしていくことで、より実効性のある計画にしていく予定である。

環境保全、人権に関しては、現行の倫理・コンプライアンス規程、ハラスメントに関する規程、就業規則等に関し、法令と整合性を図るよう改正する。

令和元（2019）年度末から感染拡大し深刻になっている新型コロナウイルス感染症に対しては、学校法人静岡精華学園危機管理対策本部を随時開催し、各所属の状況を共有し、必要に応じて法人全体としての対策を打ち出すとともに、大学においては引き続き危機管理室を中心に迅速で適切な対応を行う。

5-2 理事会の機能

《5-2 の視点》

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人静岡精華学園の最高意思決定機関は理事会であり、通常年 3 回（5 月、12 月、3 月）開催される。理事の定数は 9 人～11 人であり、選任区分は第 1 号理事が各所属長で定数は 3 人又は 4 人、第 2 号理事が評議員理事で定数は 3 人、第 3 号理事が学識経験者で定数は 3 人又は 4 人となっている。理事の現員は 9 人であり、第 1 号理事が 3 人、第 2 号理事が 3 人、第 3 号理事が 3 人となっており、私立学校法及び寄附行為で定める基準を満たしている（【資料 5-2-1】）。

理事会は、寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。なお、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなしている（【資料 5-2-2】、【資料 5-2-3】）。

理事長、常務理事、理事からなる法人運営委員会を設置し、理事会へ提出する議題については、法人運営委員会において事前の協議を行い、理事会における意思決定が迅速でよりの確に行えるよう進めるとともに、学園全般の諸課題について協議を行っている（【資料 5-2-4】）。

理事会における外部理事数は 4 名である。外部理事に対しては、重要事項について事前に説明を行う等、学園の運営状況を理解しやすいよう配慮している（【資料 5-2-5】）。

令和 2（2020）年度に改正私立学校法が施行されたことにともない、理事の責任の明

確化と監事の権限の強化について、理事・監事に説明するとともに寄附行為を変更・追加した（【資料 5-2-6】）。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

改正私立学校法の施行に当たり、法人本部は理事がより迅速かつ的確な経営判断及び戦略的な意思決定が行える資料作成を心掛ける。また、監事の理事会出席率を改善するよう日程調整の際に配慮する。

大学においては、令和2（2020）年度より私立大学版ガバナンス・コードの策定に関する検討を始める予定である。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

≪5-3 の視点≫

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本法人の最高意思決定機関である理事会に提出する議題は、基本的に全て法人運営委員会で協議される。法人運営委員会の構成メンバーは、理事長、常務理事、学長、校長及び園長となっており、法人本部職員、大学事務部長及び中学校・高等学校事務長もオブザーバーとして出席している（【資料 5-3-1】）。

大学においては、運営協議会を設置し、大学の将来構想、大学運営に関わる基本方針等の重要事項を審議している。運営協議会の構成メンバーは、学長、副学長（令和2（2020）年度は不在）、各学部長、各学科長、事務部長、その他学長が指名する者となっており、審議した事項は、教授会に通知している（【資料 5-3-2】）。

また、教育研究に関する事項を審議するため、教授会を設置し、教授会の意見が学長等を通じて大学運営に反映される仕組みとなっている（【資料 5-3-3】）。

さらには、運営協議会及び教授会の審議の円滑化を目的として、委員会、センター及び専門分野を審議するための専門部会を設けている。

なお、学長を補佐し、特定の課題に迅速に対処できるよう、平成26（2014）年4月、副学長を選任し、サポート体制の強化を図っており、副学長は学長の命を受け、焼津市、藤枝市及び島田市との包括連携協定に基づく事業の実施、高大連携に係る校務をつかさどった（【資料 5-3-4】）。ただし、令和2（2020）年度は、副学長を空席としたため、上記事項については学長がつかさどることとなった。

理事長は、理事会、評議員会及び学校法人運営委員会における意見等を重視しつつ、学校法人の運営に対し適切なリーダーシップを発揮している。年度当初に大学全教職員を対象として実施される教職員全体会においては、学校法人運営の基本的な方針等について理事長が訓示している。その後、学長が大学運営の方針について、事務部長が収支

予算と執行方針等について説明している。ただし、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症を考慮し、4月に行われた教授会で訓示した（【資料 5-3-5】）。

法人業務に関する連絡協議、法人本部と学校及び学校相互間における業務の調整連絡については、法人本部事務局長、大学事務部長、中学校・高等学校事務長等で組織する「静岡精華学園業務連絡協議会」において調整連絡を図っている。この静岡精華学園業務連絡協議会の開催は、定例として年1回、その他必要の都度、開催している（【資料 5-3-6】）。

本学園では、教職員からの提案を学園の運営に活かす仕組みとして、教職員からの改革・改善提案制度「一人1改革運動」を実施し、教育活動等を推進していく上でのさまざまな改革・改善に取り組んでいる（【資料 5-3-7】）。既に行った改革・改善についての成果を報告する「改革成果の部」、学生募集や地域交流等の企画、制度・体制の改善、業務・環境の改善等を提案する「一般提案の部」、法人全体としての課題を解決するための「課題提案の部」がある。令和元（2019）年度、大学の提案では、改革成果の部で焼津市の3図書館の連携や就職活動のための学内単独説明会の実施等が、一般提案の部で一日体験入学イベントの企画や個人情報保護法の再認識に関する提案等が表彰され、個人情報保護法に関する研修等、一般提案の一部は当該年度内に実現した。

また、大学事務部の改善等に関わることは、ほぼ毎日実施している各課内のミーティング、必要の都度開催している部課長会で、情報提供や改善提案がなされるようにしている。

よって、本法人及び大学の各管理運営機関の意思決定は、円滑に行われている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人の監事は、学校法人静岡精華学園寄附行為に基づき、定数を2人又は3人としており、また、本法人の理事、職員又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任している（【資料 5-3-8】）。

令和2年（2020）5月時点における監事は、2人である（【資料 5-3-9】）。2人とも非常勤であるが、理事会及び評議員会に出席し意見を述べるとともに、必要の都度、理事長及び常務理事から学校法人の運営状況について説明を受けている（【資料 5-3-10】）。

また、学校法人運営調査委員による調査結果で「指導・助言」があったことから、教務面の監査等の充実を図るため、平成30（2018）年度から監事による監査計画書に基づく監査を実施した（【資料 5-3-11】）。

次に、評議員の定数は19人～23人であり、選任区分は①本法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者7人又は8人、②本法人の設置する学校を卒業若しくは修了した者で、年齢25年以上のものの中から、理事会において選任した者4人以上6人以内、③本法人の設置する学校の在籍者の父母若しくは保護者のうちから、理事会において選任した者3人又は4人、④学識経験者のうちから、理事会において選任した者4人又は5人となっている。評議員の現員は20人であり、各選任区分の現員数も寄附行為の定数を満たしている。

評議員会は、理事長の諮問機関として予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立

金の処分、事業計画、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項、その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものについて、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聞いている（【資料 5-3-8】、【資料 5-3-9】）。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人の運営をより円滑に進めるために、令和 2（2020）年度も引き続き教職員からの改革・改善提案制度「一人 1 改革運動」を実施する。「5-3-①」で述べたように、教職員からの提案を学園の運営に活かす仕組みとしての制度であり、提案による改善がなされている。一方で、提案で終わってしまっているものも少なくない。実施されなければ、いずれ提案数が減り制度が形骸化しかねない。一つでも多くの提案を実施するための方策を検討する。

法人運営委員会は理事会に提出する議題を協議することから、理事会の前にのみ開催され、その他の時期に行うことは少なかった。今後は理事会の開催時期に関わらず、必要に応じ開催し、迅速な判断及び意思決定をする。

5-4 財務基盤と収支

《5-4 の視点》

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は、中期 5 か年計画「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～32 年度〕」（以下、「みらい躍進計画」という。）に基づき、年次計画を策定している。年次計画は、各部門からの事業活動計画及び予算要求を基に、法人本部事務局が学内を統括し、内容を精査した上で計画案を取りまとめている。主要な事業計画及び予算案は、評議員会の承認、理事会の議決を経て正式決定している（【資料 5-4-1】、【資料 5-4-2】）。

予算編成では各学校部門の主体性を尊重しているが、人口減少など外部環境の変化は極めて厳しく、依然として経営指標の改善が見られない。みらい躍進計画の最終年度である令和 2（2020）年度の予算編成では、学校経営の継続的安定を図るため入学者を確保し、収容定員充足率を向上させるべく募集広告、教育の質向上、修学環境の整備等の優先課題に積極的に予算を配分し、各学校の魅力向上に努めるとともに、経常的支出の経費削減にも努めており、メリハリある予算編成となっている（【資料 5-4-3】）。

資産運用については、マイナス金利政策が実施されてから財務収入が減少し、未だに金融市場は厳しい状況にある。そのため、法人本部事務局（会計課）は、平成 29（2017）年度に改正した「学校法人静岡精華学園資産運用規程」に基づき、柔軟かつ効率的な資産運用をしている。具体的には、規程改正前には制限されていた外国債券や仕組債を購

入して利息収入増を図ったり、時価評価額の高い債券を売却して売却収入を獲得したりと収益性の改善に努めている。併せて、資金の流動性を高めるため、残存期間の長い債券を保有期間の短い債券へ入れ替え、柔軟な資金繰りができる体制作りにも努めている（【資料 5-4-4】）。

令和元（2019）年度末の預貯金残高は 2,157 百万円と、前会計年度に比べて 23 百万円増加している。うち、現金預金は前会計年度に比べて 22 百万円増加して 606 百万円（修学旅行費積立預金 18 百万円を除く。）となり、特定資産は前会計年度並みの 1,551 百万円となっている。現金預金の増減については、活動区分資金収支計算書を見ると、教育活動による資金収支差額 77 百万円、施設整備等活動による資金収支差額マイナス 144 百万円、その他の活動による資金収支差額 89 百万円となっている。これは、教育活動及び財務活動等のその他の活動により資金を獲得し、施設整備等の活動へ資金を充当していることを示しており、適正な資金運用ができています。特定資産については、資金総額は前会計年度と変わらないが、短期運用の定期預金を長期運用の債券へシフトし、利回りアップを図っている。特定資産の積み増しが難しい状況のなか、収益性の向上に努め、積極的な資産運用を行っている。（【資料 5-4-5】、【資料 5-4-6】）。

令和元（2019）年度末の借入金残高は 220 百万円となり、前会計年度に比べて 25 百万円減少している。残高内訳は、長期借入金 195 百万円、（1 年以内返済の）短期借入金 25 百万円である。平成 17（2005）年 3 月、8 月に日本私立学校振興・共済事業団から借入し、平成 24（2012）年 3 月に静岡県私学教育振興会から借入しているが、現在まで滞りなく返済している。短期的な支払能力を表す流動比率（流動資産÷流動負債）は、令和元（2019）年度末時点では 182.8%となり、前年度実績 194.9%から若干下がっているが、高い水準を維持している。過去 5 年間推移を見ても 130.1~194.9%と、いずれの年度も流動資産が流動負債を上回り、支払能力を継続的に維持しているため、短期的な資金繰りに不安はない。以上のとおり、予算管理、資産の管理運用、債務返済等を計画的に行っており、適切な財務運営ができています（【資料 5-4-5】、【資料 5-4-7】）。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学校法人の本業である「教育活動」について、令和元（2019）年度は、教育活動資金収支差額 77 百万円を確保し、キャッシュフローを生み出している。外部負債の返済や預貯金等の資産運用も計画どおり実施している。しかし、経常収支差額比率（経常収支差額÷経常収入）は過去 5 年間マイナス、さらに教育活動資金収支差額比率（教育活動資金収支差額÷教育活動資金収入）も低い水準にあり、将来的な財政不安の兆候が認められる。

本法人が、持続的かつ安定的に経営を行うために保有すべき特定資産の要積立額は、退職給与引当金、減価償却累計額に相当する額である。この要積立額に対する運用資産の保有状況を測る積立率は、過去 5 年間連続して下がっており、令和元（2019）年度末時点では 44.8%となり、長期的な安全性が悪化している。これは、運用資産は 5 年前に比べて 34 百万円増加しているが、要積立額がそれを上回る 821 百万円増加しているためであり、安定経営のために必要な要積立額に相当する資金が積み上がっていない状況である。将来の施設設備の取替更新や老朽建物の建替更新等に不安が残るため、学生生

徒等の確保や支出の見直しを講じる必要がある。一方、資金の調達源泉を分析する上で最も概括的で重要な指標である純資産構成比率（純資産÷（総負債＋純資産））は、令和元（2019）年度末時点で86.3%であり、財政状態は安定している。よって、喫緊の課題として経常収支及び教育活動資金収支を改善しなければならないが、現時点では教育活動でキャッシュフローのプラスを生み出し、運用資産も増加しており、概ね健全な収支バランスを維持している（【資料5-4-7】、【資料5-4-8】）。

収入の柱である学生生徒等納付金について、大学部門の入学定員は、平成27（2015）年度に現在の学科体制となる230人体制を構築したが、未だに定員を満たす入学者数を確保できていない。しかし、令和2（2020）年度の入学者数は過去5年間で最多の209人（編入1名を除く）となり、入学定員充足率は90.8%へ好転し、前年度比23.9ポイント上昇している。これに伴い、在籍者数も増加して707人となったが、収容定員942人に対して235人不足している。収容定員充足率は75.0%と、前年度からやや好転しているが、過去5年間では9.3ポイント低下している。これは、平成30（2018）年度及び令和元年（2019）年度の入学者が大幅に減少したためであり、収容定員充足率を回復するためには、来年度以降の入学者確保が重要となる。

大学部門の損益分岐点学生数（以下、「分岐点学生数」という。）について、令和2（2020）年度当初予算ベースでは、必要人数833人に対して現員707人で126人不足している。この分岐点学生数は、1学年当たりでは208人となるが、令和2（2020）年度実績として入学者数209人を確保できているので、分岐点学生数の確保は十分可能である。経常収支差額を黒字化するためには、学校経営の根幹となる入学者の確保が必要であるが、それには従来の学生募集事業を継続するほか、令和2（2020）年度から開始された高等教育の修学支援新制度の適正な運用と奨学金制度への影響、令和3（2021）年度の入試改革や新型コロナウイルス感染症に係る学業への影響等、外部環境要因による影響も含めて学生募集戦略の方向性を検討し、タイムリーに取り組むことが必要である（【資料5-4-7】、【資料5-4-9】、【資料5-4-10】）。

一方、在学生については、令和元（2019）年度の退学者数（除籍者を含む）は27人で、前年度実績29人から2人減少しているが、過去5年間推移から減少傾向にあるとは言えない。退学等の主な要因は、留年に伴う経済困窮12人（44%）、修学意欲の低下及びこれに伴う進路再考11人（41%）である。現在、経済的に厳しい学生に対して学納金納付期限の延長や分割納付等、無理のない納付方法を個別に認めている。修学面においてもオフィスアワーを設け、授業内容等に関する質問や勉強の方法等について、個人毎の相談にも対応している。しかし、要因別分析から見ると、修学意欲の低下や単位不足等から退学や除籍となる学生が依然として多い。したがって、退学者を減少させるためには、学生による授業評価のフィードバックやFD（ファカルティ・ディベロップメント）の積極的実施等、修学面の改善が必要である。併せて、大学生活や対人関係等の不適応から退学する学生も相当数いることから、悩んでいる学生が気軽に相談できるよう、学生支援総合センターの運用方法など検討する余地がある（【資料5-4-11】）。

また、外部資金の獲得については、寄付金収入、焼津市との包括連携協定に基づく補助金及び受託事業収入、その他機関からの受託事業収入等があり、継続的な資金獲得に努めている。令和元（2019）年度の寄付金収入は、法人全体で14,471千円、主に大学

の後援会、PTA、卒業生一同から受けている。また、科学研究費助成事業は、過去5年間で研究種目総数12件、累計配分額11,444千円となり、年平均では約2,300千円の収入源となっている。令和元(2019)年度の交付決定額は4,940千円、うち間接経費として1,140千円が本学の収入となり、教育研究備品等の購入に充てている(【資料5-4-12】、【資料5-4-13】)。

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

現在、直ちに経営上問題となる状況ではないが、令和元(2019)年度決算では経常収支差額比率や教育活動資金収支差額比率等の経営指標に改善が見られない。しかし、令和2(2020)年度には大学・高校で入学者数が大きく増加し、ことに大学は、前年度比55人増の209人(前年度実績154人)を受け入れている。翌年度もこの状況を継続すべく、入試課及び広報委員会を中心に効果的な学生募集を計画的に実施する。

令和元(2019)年度にて学生の修学面を支援する仕組みを検討し、①PC教室の開放、②学修ポートフォリオ(学修カルテ)の導入を予定していたが、通信ネットワークの脆弱性やセキュリティ保護の問題から実施できなかった。については、令和2(2020)年度にて学内情報ネットワーク調査を行い、ICTインフラ整備から進める予定である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まらない状況下、この影響から家計急変となる学生やアルバイト収入が減少し経済的に苦しくなる学生が見込まれる。休学や退学に繋がらないよう修学支援新制度等の国の経済対策と併せ、本学としてもタイムリーな対応措置を必要に応じて実施する。

さらに、令和2(2020)年度は、みらい躍進計画の最終年度であるので、次期新中期計画を策定しなければならない。これについては、平成30(2018)年度に経営改革計画検討委員会を設置し進めてきたが、計画策定のための説明会や全体会議に終始し、具体的な策定作業に着手できていない。したがって、令和2(2020)年度では、法人本部を事務局とし、若手教職員を中心に委員会を立ち上げるなど計画策定組織を所属ごとに構え、本学を取り巻くステークホルダー(利害関係者)の意見等も参考に、中長期的な視点に立った計画策定を行う。

5-5 会計

《5-5の視点》

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人静岡精華学園経理規程」、「学校法人静岡精華学園経理規程施行細則」、「学校法人静岡精華学園固定資産及び物品調達規程」、「学校法人静岡精華学園固定資産及び物品管理規程」等の諸規程に基づき、会計処理を

行っている（【資料 5-5-1】、【資料 5-5-2】、【資料 5-5-3】、【資料 5-5-4】）。

予算執行においては、予算額を超えるときは、各部門が流用調書を作成し、総括経理責任者（常務理事）の承認を経て、予算の科目間流用を図って全体予算をコントロールしている。また、予算とのかい離が大きい場合は補正予算を編成し、理事会の議決を経て予算の補正を行っている。令和元（2019）年度においても補正予算を編成しており、年度末退職に伴う退職金及び退職者交付金等の収入支出予算に関するもの、緊急を要する施設及び設備の更新、幼児教育無償化に係る支出予算等を補正している（【資料 5-5-5】、【資料 5-5-6】）。

本法人は、適正な会計処理を担保するために会計監査を定期的に受けている。ここで、本法人の会計処理が学校法人会計基準に沿って適正に処理されていることを公認会計士が確認し、必要に応じて指導も行っている。平成 30（2018）年度の会計監査で指導された周辺会計 3 件については対応済みであるが、このうち、後援会費からの支出可否については判断が難しいため、公認会計士の助言も仰ぎつつ対応することとしている。このように会計監査では、会計処理について適切な指導や助言を受けているが、監査日以外であっても疑問点などあれば、公認会計士と連絡を取り合い、その都度確認するよう努めている。令和元（2019）年度では、幼児教育無償化の開始や消費税の改正など大きな制度改正があったが、公認会計士と詳細な確認・調整を重ねるなか、新しい会計処理であっても適正に事務処理ができている（【資料 5-5-7】）。

また、会計処理を適正に行うためには、会計に関する仕組み作りに加え、それを担当する人作りも重要となる。法人本部会計課では、各々の役割・責任に見合った実践的なスキルアップを継続的に実施しているが、令和元（2019）年度に限っては職員の退職に伴う新体制作りが急務となったため、外部研修への参加を見合わせ、OJTによる業務引継ぎを実施している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人の公認会計士 3 人及び会計補助員 1 人によって、6 回（6 日間）実施している。計算書類、元帳及び関連帳票との照合のほか、会計処理に関する内部統制の状況、周辺会計の状況等について監査を行っている。さらに、監査法人は会計処理の適正化に関する事項や決算報告に関する事項などに限らず、経営に関する将来的な重要事項についても、理事長及び常務理事と積極的にコミュニケーションを図り、意見交換を行っている

監事監査は、「学校法人静岡精華学園監事監査規程」に基づき、非常勤監事 2 名が業務状況及び財産状況について監査を行っている。監査に当たっては、学内の施設及び授業を視察するほか、理事長及び法人本部職員と意見交換を行っている。本評価期間では、理事会は年 5 回、評議員会は年 4 回開催しており、1 名以上の監事が出席している。

監事については、令和元年（2019）12 月 20 日の任期満了をもって全 2 名が退任し、新たに監事が選出されている。同日、理事長も任期満了をもって退任したため、同年 12 月 24 日に理事会を開催し、新たに理事長及び常務理事を選任している。この理事会には全ての理事及び新任監事 2 名が出席し、新体制について適正な決定を行っている（【資料 5-5-8】、【資料 5-5-9】、【資料 5-5-10】、【資料 5-5-11】、【資料 5-5-12】）。

また、本法人の場合、監事が非常勤であるため、監査機能を十分に果たすことが難しい。監事監査を支援するための事務体制、監事監査の充実を図る対応等が必要となるため、平成 30（2018）年度から内部監査を実施している。内部監査に当たっては、理事長が法人本部及び各所属部門から内部監査担当者を指名し、監査事項については監事とも事前に調整のうえ実施している。この結果は理事長に報告するほか、有用な情報として監事へもフィードバックすることとしている（【資料 5-5-13】）。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理及び会計監査については、公認会計士の会計指導に沿い、適正に対応している。今後も、現在の運用及び管理体制を維持し、透明性の高い事務処理の執行に努める。本会計については、定期的な会計監査のほか、静岡県等の外部機関調査も入っており、学校法人会計基準に沿って適正に処理されている。しかし、周辺会計については、外部の目が行き届かないため、より厳格な監督管理が社会的にも求められている。したがって、学生からの預り金が多額となる実習費等の会計単位については、事務手続きの確認を適宜行う。

また、学校法人の監査は、利害関係者（広い意味での社会）の立場から経営の健全性を監視し助言する「監事監査」と、経営者の立場から業務の健全性を監視する「内部監査」がある。監事監査については、監事監査計画書にて、理事会、評議員会等の主要な会議への出席を監査方法の一つと位置付けているが、本評価期間に開催された理事会・評議員会に監事 2 名が出席したのは 1 回だけである。先般の私立学校法改正では、役員の実任の明確化と監事の牽制機能が強化されている。これは、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営強化の取組み等を促すものであり、その中で理事に対する監事の牽制機能の強化や不正の抑止を図るものである。ついでには、非常勤監事であっても、理事会・評議員会には両名が出席できるよう開催日時の調整を行うとともに、監事の役割・責任についても理解を得られるよう努める。さらに、非常勤監事では監査体制が不十分となるため、その支援策として内部監査を実施しているところであるが、今後は会計監査を担う監査法人との連携を強化する等、監事への情報提供や意見交換の機会を増やし、監査機能の強化に努める。

令和元（2019）年度においては、内部監査計画は作成したものの、実施することができなかった。理由は、当該年度中に理事長及び監事が交代し、内部監査担当者も他部署に移動したためである。令和 2（2020）年度は、確実に内部監査を実施するものとする。

【基準 5 の自己評価】

学校法人静岡精華学園は、平成 16（2004）年の静岡福祉大学開学以来、学校教育法関係法令、法人寄附行為及び大学学則等を遵守し、大学をはじめとする法人所属の教育機関を適切に運営している。

大学の運営に関して、理事長や学長のリーダーシップが最大限発揮できるように、法人においては学校法人運営委員会を設置し、理事長出席のもとで関係機関の様々な課題について議論を深め、その解決に向けて協議を積み重ねてきた。

基準 5 の各基準項目に記述した通り、経営・管理と財務の全体について、本法人は十

分に適合しているものと判断する。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

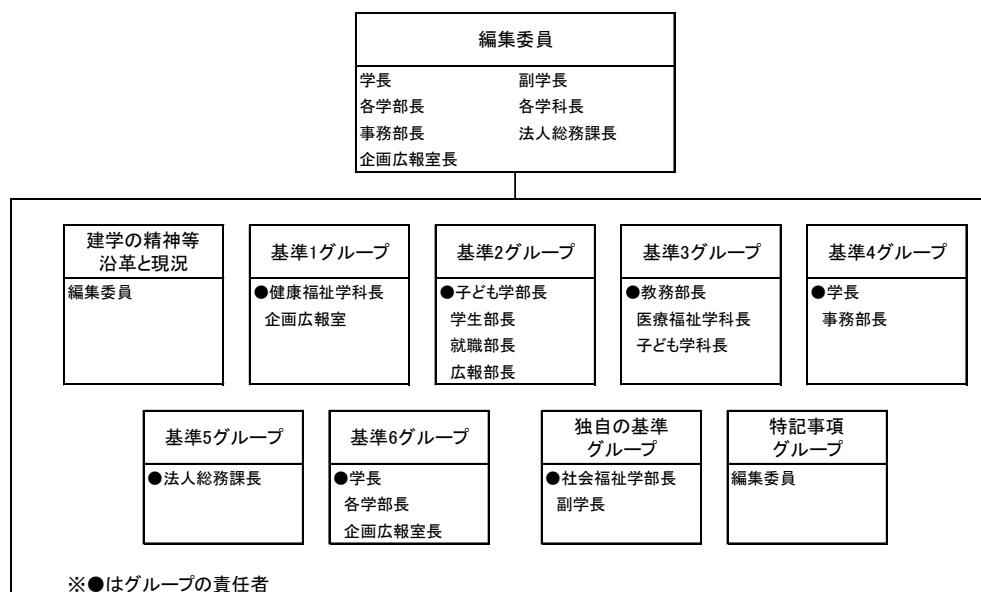
本学では、学則第 2 条において、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行うために、自己点検・評価委員会を（以下「委員会」という。）を置くこととしている（【資料 6-1-1】）。

また、委員会では、静岡福祉大学自己点検・評価委員会規程（以下「規程」という。）に基づき、①自己点検・評価の方針に関する事項、②自己点検・評価の実施に関する事項、③自己点検評価書の作成及び公表に関する事項等を審議しており、委員長は学長をもって充てている。

その他委員としては、内部質保証のための責任体制を明確にするために、各学部長、各学科長、教務部長、学生部長、就職部長、広報部長、事務部長といった主要な役職者を配置するとともに、その他学長が指名する者として、関係職員を配置し、教職協働による自己点検・評価活動を推進している。

評価基準は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）のものに基づくこととしているため、内部質保証のためのあらゆる点検項目が網羅されている（【資料 6-1-2】）。

令和元（2019）年度における自己点検・評価業務の実施体制は、【図 6-1-1】のとおりであり、「編集委員」と「基準ごとの担当グループ（以下「基準グループ」という。）」により構成されている。



【図 6-1-1】 令和元（2019）年度の自己点検・評価業務実施体制

まず、編集委員の業務は、当該年度の自己点検・評価業務に関する全体の方向性の検討や自己点検評価書の校正業務等、中心的な役割を担っている。委員は、委員長である学長をはじめ、本学の学科長等の教職員等により構成されている。

次に、基準グループの業務は、当該基準の基準項目を分担し、執筆することである。なお、基準グループには必ず責任者を置き、執筆の取りまとめ役としているが、編集委員と基準グループの連携を図ることを目的として、責任者は必ず編集委員の者を充てている。

以上より、本学は内部質保証のための組織を整備しており、責任体制も確立している。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

本学では、適切に内部質保証のための組織を整備し、責任体制は確立しているが、内部質保証に関する方針を定めていない。そこで、自己点検・評価委員会が中心となり、令和元（2019）年度に実施できなかった内部質保証に対する共通理解を図るための研修会の開催計画に関し、令和2（2020）年度内に協議を行うこととする。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

規程により、原則として毎年度、自己点検・評価業務を実施することとなっている。

令和元（2019）年度における自己点検・評価業務の実施方法は、以下のとおりである（【資料 6-2-1】）。

- 1) 編集委員が検討した自己点検評価書作成スケジュールを委員会で審議（5月）
- 2) 承認されたスケジュールに基づき、各基準グループは、原稿を作成（6月）
- 3) 基準グループの責任者は、当該基準の原稿を取りまとめ、学長（委員長）に提出（6月）
- 4) 編集委員は、基準ごとに校正を行い、執筆担当者に返却（6～7月）
- 5) 執筆担当者は、校正指示に基づき、第2稿を作成（7月）
- 6) 基準グループの責任者は、当該基準の第2稿を取りまとめ、学長（委員長）に提出（7月）
- 7) 編集委員は、全体を通じた校正を実施（7月）
- 8) 校正後、編集委員による会議により最終案を検討（7月）
- 9) 最終案を委員会に提出し審議、承認（7月）

自己点検・評価業務を実施する上で欠かせないのは、エビデンスである。自己点検・

評価業務の実施前に開催する委員会において、エビデンスがない事項は記載することができない旨を説明していることから、執筆担当者は必ずエビデンスを収集した上で、自己点検評価書の作成を行っている（【資料 6-2-1】、【資料 6-2-2】）。

完成した自己点検評価書は、専任教員には教授会において完成した旨の報告を行った後に配付し、事務職員には各課の課長に配付した後、課員に供覧することにより学内共有を図っている（【資料 6-2-3】）。また、社会に対しては、本学ホームページ上で公表している（【資料 6-2-4】）。

したがって、本学では自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を共有していると言える。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価に関するデータ等の収集、管理及び分析を担当しているのは、事務部企画広報室である。事務部企画広報室の業務は、前述のほか、大学の広報戦略の策定に関すること、大学のIRに関すること、大学の情報公開に関すること等である（【資料 6-2-5】）。これらのうち、大学のIRに関する業務は、IR機能を司る企画情報センターの庶務として、学修時間や教育の成果等に関する情報の収集及び分析の実施をサポートしている（【資料 6-2-6】）。

令和元（2019）年度に本学で実施した調査等は、①入試課による入学生アンケート、②授業アンケート、③学生生活調査、④卒業時アンケート等がある（【資料 6-2-7】）。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

本学において、学生に対しさまざまな調査等を実施しデータの収集及び分析を行っているものの、これらの情報が点在しており、集約できていない。また、現行の学生情報システムにおいて、入力しきれていない情報（授業への出席率など）がある。加えて、IR業務を実施する組織である企画情報センターは、現状、十分な分析を実施するための体制が整っていないものと考えられる。

したがって、まずは点在している情報等を一元化するために、企画情報センターを中心に、令和2（2020）年度中に新たな学生情報システムを導入する予定である。併せて、十分な分析実施体制の構築に向けた検討も開始するとともに、学内で行われている調査を把握し、学生に対し効果的かつ効率的な調査方法を検討することとする。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では令和元（2019）年度、大学全体のPDCAサイクルの仕組みを構築するための手段として、下表の資料を活用することとした（【資料 6-3-1】）。

Plan	目標管理指標	建学の精神・基本理念（教育理念）、三つのポリシー及び中期計画「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕」に基づき、目標値を設定したもの。
Do	目標・計画・評価シート	委員会等において、1 年間の目標及び活動計画について記載し、年度末に振り返るためのもの。
	業務マニュアル	主に事務職員が担当する業務に対し、業務に対する根拠、他の業務への影響、具体的な手順等を示したもの。
Check	自己点検評価書	評価基準に則り、エビデンスを基に実施内容を記載し、次年度への改善・向上方策を記載したもの。
Action	事業計画書	次年度に実施する業務等の計画を記載するとともに、当該業務等に係る予算額を示したもの。

具体的なPDCAサイクルの仕組みは、以下のとおりである。

- ①目標管理指標に記載されている目標値に基づき、委員会等は、目標・計画・評価シートに当該年度の活動計画を記載し、具体的な取組みを実施する。特に事務職員においては、業務マニュアルに基づき目標値を達成するための業務を執行する。
- ②委員会等の取組内容について、エビデンスを基に振り返り、自己点検・評価を行い、次年度に向けた改善・向上方策を検討した上で、自己点検評価書を作成する。
- ③自己点検・評価結果に基づき、次年度に実施する取組内容を事業計画書に記載するとともに、予算を要求する。
- ④当該年度の実績と目標管理指標を比較検討し、達成度合いを確認する。場合によっては、目標値の修正を行う。

以上より、本学におけるPDCAサイクルの仕組みは確立していると判断できる。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 30（2018）年度末に行われた自己点検・評価委員会にて、当該年度より開始したPDCAサイクルの仕組みに関し、次の課題が挙げたが、未だに解決のめどが立っていないため、令和 2（2020）年度以降に自己点検・評価委員会を中心に解決に向けた検討を行うこととする。

- ①自己点検評価書の完成が当初予定より 2 か月遅れ、10 月末になったため、改善・向上方策に基づく取組みに支障が生じた。
- ②委員会を内部質保証のための組織と位置づけているものの、PDCAサイクルの評価・管理の運用に関し課題があった。

[基準 6 の自己評価]

本学は、内部質保証のための組織として自己点検・評価委員会を位置づけており、自己点検・評価を実施するための責任体制等は確立している。また、原則として毎年度、自己点検・評価を実施し、自己点検評価書を作成するなど、自主的・自律的な自己点検・

評価を実施しているといえる。

自己点検評価書の記載に当たっては、エビデンスに基づくことを周知徹底しており、エビデンス資料の収集は、企画広報室が中心となり効率的な業務が行われている。

また、自己点検評価書完成後、全教職員に配付することにより情報共有を図るとともに、ホームページに掲載するなど、社会に対しても公表している。

令和元（2019）年度、大学全体のPDCAサイクルの仕組みを確立した。その資料のひとつである「目標管理指標」は、建学の精神、三つのポリシー等に基づき目標値等を設定したものであり、適切なPDCAサイクルを構築していると判断している。

しかし、PDCAサイクル構築後、運用面に課題が挙がっていることから、本学にとって有益なPDCAサイクルにすることが今後の課題となっている。

以上より、本基準は、適切に実施されていると認められる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会に対する貢献活動

A-1 地域交流センターの社会貢献活動

《A-1 の視点》

A-1-① 地域交流センターの設置目的と位置づけ

A-1-② 福祉大学の専門性をいかした地域社会への貢献

A-1-③ 具体的な地域貢献活動の実施

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域交流センターの設置目的と位置づけ

地域交流センターは、次の活動目的のために設置され、学生のボランティア活動を通じて実践教育を展開し、地域社会の発展に貢献している（【資料 A-1-1】）。

- 1) 本学の目的に則した学生ボランティア等の実践活動を支援する。
- 2) 本学学生のために、授業時間とは別の自由時間を利用して、多様な知識や技術を修得させる。
- 3) 地域社会からの要請に対し、福祉に関する専門的な知識・技術をもって貢献する。
- 4) 地域の文化の発展のために、本学の知的財産を地域社会に還元し、重要な社会的課題となっている生涯教育・生涯学習の発展に貢献する。
- 5) 地方自治体等と連携し、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与する。

A-1-② 福祉大学の専門性をいかした地域社会への貢献

地域交流センターの主な役割は、地域のボランティア情報等を学生に対して配信し、コーディネーター等を通じて、その自主的な活動を支える「地域活動支援」である。学生にはコミュニティにおける実践教育の場を提供するとともに、地域社会の推進、福祉のまちづくりへの寄与を期待している。その他、地域福祉に欠かせない人材を育てる「人材養成」、福祉社会づくりの基礎資料となる「調査研究」、地域福祉情報の発信・受信を行う「広報活動」、さらに地方自治体等との包括連携協定に基づく事業等、地域社会への貢献を行っている（【資料 A-1-1】）。

学生はこれらの活動に参加し、地域住民との交流を通じて、地域の現状を受けとめ福祉課題を学ぶこととなり、地域の福祉団体とのつながりを深めるものとなっている。特に、大学で学んだ福祉実践の諸理論及び知識とボランティア実践経験との相互作用を図るよう取り組んでいる。

A-1-③ 具体的な地域貢献活動の実施

地域交流センターの主な活動は次のとおりである。

- 1) 地域活動支援

ア ボランティア活動

地域交流センターでは、年間を通じて地域の団体、施設、企業及び行政からのボランティア要請と学生のボランティア参加希望者との懸け橋となるべくコーディネートを行っている。また、学生がボランティア活動の主体者として参加するための支援を行っている。これらの活動を通して、地域社会と学生を「つなぐ」交流及び活動の拠点となっている。

令和元（2019）年度のボランティア活動実績は【資料 A-1-2】のとおりである。

イ わんぱく寺子屋

わんぱく寺子屋とは、焼津市より「放課後子ども教室推進事業」を委託され実施している事業である（【資料 A-1-3】）。この事業は、地域の子どもたちに、勉強やスポーツ、文化活動等の体験の「場」を設けることにより、安全で安心な居場所づくり並びに心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としており、本学を含めた焼津市内のいくつかの施設で行われている。学生スタッフ（後述）は、地域福祉実践活動の場として、地元企業や団体との連携を強化し地域住民や企業・団体との協働により地域の子どもたちに関わっている。

令和元（2019）年度は、本学を会場とする「わんぱく寺子屋」活動が 10 回行われ、子ども、保護者並びに学生スタッフの参加者総数は 1,354 人であった。平成 30（2018）年度に比べると、532 人の減少であった（【資料 A-1-4】）。参加者が減った原因は、令和 2（2020）年 3 月 8 日に予定していた、わんぱく寺子屋の 1 年間の集大成として行われる「おいらの街フェスタ」が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止したことによる。

ウ 通学合宿

通学合宿とは、近隣の焼津市立港小学校が本学、同小学校の PTA、焼津市教育委員会、静岡県教育委員会社会教育課の協力により実施している事業（事業名：焼津市立港小学区通学合宿（しおかぜスクール 2019））であり、小学生たちが宿泊施設で寝泊まりするものである。異年齢の小学生同士の交流を通して温かな人間関係を形成することと、親から離れた環境で子ども自身の手で生活する力を養い、心豊かで、たくましく、独り立ちできる能力を育てることをねらいとしている。また、地域の育成会、学校、地域社会、ボランティア等との連携を図り、地域での青少年健全育成の環境を整えることも目的となっている。

学生スタッフは企画・運営を担う他、本事業のプログラムを地域の推進委員と作成するなど、コーディネーターとして関わっている（【資料 A-1-5】）。

エ 高齢者のサロン活動

高齢者を対象にしたサロン活動を「静福サロン」の名称で焼津市内と近隣市町の市民を対象に実施している。本事業は、地域の高齢者の社会参加の推進と生きがいづくり、さらには介護予防に寄与することを目的としている。

また、静福サロンは社会福祉学部健康福祉学科の授業科目「健康福祉総合演習」

と連動している。そのねらいとは、学生が授業で学んだ知識を活用することで、高度な実践力を習得することにある。【資料 A-1-6】。

オ 「少年の立ち直り・健全育成大学生ボランティア」支援活動

本活動は、静岡県警察本部少年課と協力し、少年院を出所した少年の立ち直りや健全育成を支援するためのものであり、令和元(2019)年度は2人の学生が登録し、ボランティアとして参加した。このボランティアに参加するに当たっては、静岡県警主催の「大学生サポーター養成講座」に出席することが義務づけられている。

活動内容は、学習、スポーツ活動、料理体験、農業体験、社会奉仕活動への支援、非行防止、街頭補導、広報啓発等の活動となっている【資料 A-1-7】。

カ 焼津市との包括連携協定

本学は、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的として「焼津市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定」を締結している【資料 A-1-8】。

令和元(2019)年度は、その協定に基づく補助事業(令和元年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業)及び委託事業(令和元年度焼津市放課後子ども教室推進事業)において、以下のような事業を展開した【資料 A-1-9】。

【表 A-1-1 令和元年度焼津市との包括連携協定に基づく地域活動事業】

NO	事業名	事業概要
1	子育て支援事業	親子ふれあいフェスティバル
2	拠点等を活用した地域活性化事業	①出前図書館 ②かすみそうカフェ ③市民と学生の意見交換会
3	中心市街地活性化事業	若者賑わい事業
4	その他地域課題解決事業	①地域課題解決研究事業 ②産業振興等推進事業
5	若者と子どもの居場所づくり	放課後子ども教室

(ア) 子育て支援事業

焼津市が抱える課題のひとつである、子育て支援を目的とした事業である。

令和元(2019)年度は、令和2年(2020)年3月22日(日)に「親子ふれあいフェスティバル 2020 しずふく世界の名作童話ショー」と題し、子ども学部子ども学科の学生が童話「はだかの王様」、「3匹の子ぶた」のキャラクターに扮し、参加者と一緒に遊ぶ企画を開催する予定だった【資料 A-1-10】。

しかし、参加者募集中であった2月20日、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止することとなった【資料 A-1-11】。

(イ) 拠点等を活用した地域活性化事業

ア) 出前図書館（【資料 A-1-12】）

本学附属図書館や地元市立図書館に足を運ぶことが困難な高齢者の方を中心に、焼津駅前サテライトキャンパスの1階を出前図書館として開放した。

令和元（2019）年度は、43日間開放し延べ433人が利用した。

※焼津駅前サテライトキャンパスとは、JR東海道線焼津駅南口にある「焼津駅前通り商店街」の空き店舗を本学が利用している施設であり、焼津市の課題である中心市街地活性化及び若者の賑わい創出の解決を図るためのものである。



【図 A-1-1 サテライトキャンパス外観】



【図 A-1-2 サテライトキャンパス1階】

イ) かすみそうカフェ（【資料 A-1-13】）

住み慣れた地域での生活を続けることができるように、全ての人々が気兼ねなく話せる場、情報交換の場となることを目的として、焼津駅前サテライトキャンパスの1階を認知症カフェ（名称：かすみそうカフェ）として開催した。認知症の知識を学ぶ場としてだけでなく、来場者が癒された時間を過ごすことができるように、アロマオイルを用いたハンドマッサージの実施を行うなど学生が中心となり実施した。令和元（2019）年度は、5回開催し延べ21人が来場した。

ロ) 市民と学生の意見交換会（【資料 A-1-14】）

焼津市民と学生が「焼津市の福祉」について話し合い、住みやすい町作りを目指すことを目的に焼津駅前サテライトキャンパスの1階で意見交換会を開催した。焼津市内の「福祉」について、ゲストスピーカーを招き、話を伺った後、市民、学生で意見交換を行った。令和元（2019）年度は、3回開催し延べ20人が参加した。

(ウ) 中心市街地活性化事業（若者の賑わい事業）

ア) 一般社団法人焼津青年会議所主催の事業への参加（【資料 A-1-15】）

若者世代による焼津のまち活性化を目的としたイベント「ひらけ GOMA!! やってみよう、僕たち私たちのまちづくり・届けよう、僕たち私たちのエネルギー」事業が、焼津駅前通り商店街で開催された。

7月28日(日)(台風の影響により1日順延)の「ひらけGOMA!!やってみよう、僕たち私たちのまちづくり」では、社会福祉学部健康福祉学科の学生による学校紹介ブース発表(パンフレット設置、ポスター掲示)、子ども学部子ども学科の学生によるパフォーマンス発表を行った。焼津駅前サテライトキャンパスは、キッズスペースとして開放し、子ども向けアトラクションを行った。「ひらけGOMA!!届けよう、僕たち私たちのエネルギー」は、9月14日(土)に開催され、社会福祉学部の学生5人が参加し、まちの課題について考えた。10月17日(木)には、焼津市役所大井川庁舎にて報告会が行われ、本学からは、山城副学長が出席した。

イ) 商店街主催のハロウィンカーニバルへの参画 (【資料 A-1-16】)

焼津市内にある商店街のうち、昭和通り商店街と神武通り商店街が合同で開催している「ハロウィンカーニバル」に子ども学部子ども学科が参画した。

例年は、特設ステージのイベントに1年生たちが出演し、来場している子どもたちに楽しんでもらえる歌や運動あそび、ダンス等を行うのみであったが、令和元(2019)年度は、商店街の店主からなる実行委員会の要請により、企画の段階から参画することになった。

当日は、会場内の主要スタッフ、メインステージ、キッズスペース等の運営を学生が担うとともに、専任教員と学生によるハロウィンカーニバルのテーマ曲(歌詞付き)の制作及びダンスの創作を実施した。

エ) その他地域課題解決事業

ア) 地域課題解決研究事業 (【資料 A-1-17】)

焼津市が抱えている地域課題を解決するために、本学の専任教員が学生とともに研究を行う事業である。

令和元(2019)年度は、「超高齢社会の街づくり実現化事業」、「工場直売所を活用した産業施策実施事業」及び「高齢者体力測定会実施事業」の3事業を行った。

イ) 産業振興等推進事業 (【資料 A-1-18】)

本学は、焼津市との包括連携協定のほか、焼津商工会議所及び大井川商工会とも包括連携協定を締結している。

この事業は、地元企業の本学に対する理解向上と本学学生の地元企業に対する理解向上を促進するために実施するものである。令和元(2019)年度は、以下の事業を実施した。

(a) 本学大学力向上に関する懇談会の開催 (【資料 A-1-19】)

焼津商工会議所及び大井川商工会の副会頭等と本学の教職員・学生による懇談会を開催した。この懇談会は、本学に対する要望を聞くとともに、学生の焼津市に対する意識を焼津商工会議所及び大井川商工会の副会頭等に知ってもらうことを目的としたものである。

(b) 福祉マインド講座の開催 (【資料 A-1-20】)

企業の経営者、従業員に対し、職場内の良好な人間関係を構築するために必要な福祉マインドを理解してもらうことを目的として、2講座を開催した。具体的には、①アンガーマネジメント講座、②福祉講座「ダウン症の娘と共に生きて」の2講座であった。

(c) 地元商工会議所主催事業への協力 (【資料 A-1-21】)

地元商工会議所が企画した「地元企業魅力発見バスツアー」に関し、本学の学生の参加を促した。

(d) 若者と子どもの居場所づくり (放課後子ども教室)

焼津駅前サテライトキャンパス2階を会場として、焼津市内の小学校1年生から6年生を対象に、放課後に気軽に遊びや交流に来て、楽しく過ごす場を提供した (【資料 A-1-22】)。

キ 藤枝市との包括連携協定

本学は平成28(2016)年8月4日、本学の所在地である焼津市と隣接する藤枝市との間に、包括的な連携により、地域の課題に適切に対応し活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的として「幸せづくり包括連携に関する協定書」を締結した (【資料 A-1-23】)。

令和元(2019)年度は、その協定に基づき、以下のような事業を展開した。

(ア) ふじえだガールズミーティング (【資料 A-1-24】)

学生や子育て世代の定住・来訪人口の拡大に向け、ターゲットとなる若い女性の意見を聴取し、市政に提言する事業である。

本学からは藤枝市在住の女子学生2名がミーティングに参加した。

(イ) 社会福祉士相談援助実習の受け入れ (【資料 A-1-25】)

福祉事務所が本学の学生を実習生として受け入れ、実習生は相談業務の基礎、面接訪問の実際、チームアプローチ、ネットワーキングの理解、権利擁護の実際を学修した。

ク 島田市との包括連携協定 (【資料 A-1-26】)

平成30(2018)年3月26日に包括連携協定を締結した。令和元(2019)年度に実施した事業は、以下のとおりである。

(ア) 島田市平和祈念事業展示 (【資料 A-1-27】)

島田市が主催する「島田市平和のつどい」のひとつ「島田市平和祈念事業展示」に本学が協力した。具体的には、本学附属図書館が所蔵するキンダー文庫の中から、戦後の子どもたちについて描かれた本やパネルを令和元(2019)年8月13

日から8月16日まで展示した。

2) 人材養成研修

ア 学生運営委員会（学生スタッフ）

地域交流センターでは、「福祉力を鍛える」という本学の基本理念（教育理念）の下、学生が心身ともにバランスの取れた人間として成長し、社会性、市民性を養うことを目的として、「学生スタッフ」と呼ばれる学生たちによる学生運営委員会を組織している（【資料 A-1-28】）。

学生運営委員会に所属するためには、地域交流センターでの学生スタッフ募集に応募した後、地域交流センター委員会によって承認を受ける必要がある。令和元（2019）年度は19人が所属した（【資料 A-1-29】）。

学生運営委員会は、前述の地域活動支援の中心的な役割を担うとともに、地域交流センター職員との協働によって、ボランティア要請のあった諸団体とボランティア参加希望者とのコーディネート業務、学外（他大学）への研修会参加、広報誌の発行等の活動を行っている。

また、令和元（2019）年9月27日には、学生スタッフの資質向上及び今後の地域交流センターのよりよい在り方の調査を目的として、常葉大学浜松キャンパス社会貢献・ボランティアセンターを訪問し、運営状況視察、学生・教職員との意見交換を行った（【資料 A-1-30】）。

イ ボランティア手帳

本学ではボランティア手帳を発行し、ボランティア活動を行う学生に配布している。学生は、ボランティア活動歴を記録することにより活動モチベーションを高め、さらには学びの振り返りにも活用することで、自己の成長にも役立てている（【資料 A-1-31】）。

3) 広報啓発

広報誌の発行は、地域交流センターの地域貢献活動として地域住民や関係機関、その他の団体に理解を深めてもらうことを目的としている。地域の人々のボランティア活動への理解や主体的な住民参加のきっかけづくりの一環として情報発信を行っている。また、福祉の専門教育への意識を啓発し、地域社会への貢献の重要性やボランティア活動実践の重要性の理解を深めることを目的として、学生にも広報誌を配布し、ボランティア活動への参加のきっかけづくりとしている（【資料 A-1-32】）。

平成30（2018）年度より、静福サロンやわんぱく寺子屋については、案内チラシの送付とともに、SNS（フェイスブック、ツイッター、ブログ）などで、イベントの告知、開催の様子などの発信を続けている（【資料 A-1-33】）。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

地域交流センターでは、「地域活動支援」の二本柱の一つとして、わんぱく寺子屋を開催し毎年多くの人の参加によって賑わいを見せていたが、集大成となる「おいらの街フ

エスタ」が新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となり、参加者総数が大きく減少した。一方、もう一つの柱である静福サロンは、平成 30（2018）年度と比較すると総参加者数が 157 人から 163 人と 6 人増加している。令和元（2019）年度開催全 6 回の中で、4 回目までは前年度を下回る参加者となっていたが、5 回目と 6 回目は新規者が増加している。今後、「新しい生活様式」に沿って開催の方法や内容を検討する予定である。

また「人材養成」として、学生の主体性を育てることと、学生の学びの一環となることを視野に入れ、他大学のボランティアセンターへの見学研修を実施し、学生スタッフとセンター機能の質を高めてきた。併せて、「広報啓発」として、広報誌の発行や、新年度ガイダンス時において地域交流センターの周知・PRを実施し、学生スタッフの増員を図ってきた。しかし、学生スタッフが組織されているが、主体的な活動には至らず教職員のサポートによるところが大きい状況にあるため、令和 2（2020）年度の活動を継続する学生スタッフには、年度末に今年度の振り返りと次年度に向けての目標や取り組みたい内容を提出させ、自ら学ぶという姿勢を意識させた。対象となる学生スタッフ（1 年生から 3 年生）15 人のうち、提出は 8 人だった。8 人には、令和 2（2020）年度の地域活動支援の中心的役割を担い、わんぱく寺子屋や静福サロンの活性化に貢献することを期待している。課題としては、学生スタッフが本学の教育理念の下、成長できるような組織改革がいかんして可能か、ボランティアに関する基本的な学びができる機会をいかんして作れるか、ということが残されている。学びの機会を設けるためには、ボランティアコーディネーターの配置が必要であることをこれまでも訴えているが、今後は県や市の社会福祉協議会と協力し、検討したいと考える。

その他、「調査研究」については、地域交流センター独自での実施ではなかったが、中心市街地活性化事業での「ひらけ GOMA!!」において、まちづくりに若者世代が提言した。今後も、地域と連携を図る必要がある。

A-2 その他各センター等の社会貢献活動

《A-2 の視点》

A-2-① しずふく福祉メッセージコンテストによる社会貢献活動

A-2-② 心の相談センターの社会貢献活動

A-2-③ 産官学連携推進センターの社会貢献活動

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① しずふく福祉メッセージコンテストによる社会貢献活動

平成 29（2017）年度から、幅広い人々への福祉の普及や新たな福祉の魅力を周知することを目的として、「しずふく福祉メッセージコンテスト(以下「コンテスト」という。)」を開催している（【資料 A-2-1】）。開催当初から「福祉のある風景」をテーマとし、幅広い人々が参加できるように、高校生部門、一般部門、本学学生部門の 3 部門を設けてエ

ッセイ作品（800～1,000 字程度）を募集している。なお、令和元（2019）年度は、次の受賞者数のみを変更して実施した（【資料 A-2-2】）。

- ・最優秀賞は、各部門 1 名（平成 30（2018）年度からの変更はなし）。
- ・優秀賞は、各部門 2 名から 1 名に変更した。
- ・しずふく賞は、各部門 3 名から 2 名に変更した。

具体的な活動の流れは、4 月より令和元（2019）年度のコンテストに関する開催方法の検討を始め、コンテストの開催を決定した。そして、ポスター・チラシを県内外約 150 の高等学校、焼津市内及び近隣の公共施設（公民館等 20 施設）に発送して、メッセージ作品の募集を開始した。当初はメッセージ作品の受付開始を 5 月下旬に予定していたが、応募フォームを作成する業者のトラブルにより、受付開始に遅延が生じた。受付遅延のお知らせを HP 上で周知し（【資料 A-2-3】）、その後 6 月上旬から受付を開始した。

応募総数について、平成 30（2018）年度は 40 作品（一般部門 7 作品、高校生部門 32 作品、本学学生部門 1 作品）であったが、令和元（2019）年度は 10 作品（一般部門 2 作品、高校生部門 8 作品、本学学生部門 0 作品）となった。10 月にコンテスト委員 6 人と、学長、副学長、学部長、学科長を含む計 14 名で分担して作品を審査・採点をした。そして、コンテスト委員会で最終審議を行い、受賞作品を決定した（【資料 A-2-4】）。

審査結果は 11 月に本学のホームページ上で発表し、12 月に賞状と副賞を受賞者へ郵送した。受賞作品は、本学ホームページ上に掲載し（エッセイは PDF ファイル化）、誰でも閲覧できるようにして、福祉への啓発や、新たな福祉の魅力を伝えた（【資料 A-2-5】）。

これまで、しずふく福祉メッセージコンテストの開催については、応募作品が集まらない、本学学生は他の社会貢献活動や授業・実習が忙しくエッセイを作成する時間が少ないなど、様々な問題点が挙げられていた。特に令和元（2019）年度は応募総数が 10 作品と少ない結果となった。コンテスト委員会では、コンテスト開催の是非について議論を行い、コンテストを令和元（2019）年度で終了することを決定した。その後、運営協議会において報告し、終了することに対し了承を得た（【資料 A-2-6】）。コンテストの終了については、HP 上で周知をした（【資料 A-2-7】）。

A-2-② 心の相談センターの社会貢献活動

令和元（2019）年度の心の相談センターの活動の達成目標は、支援者対象の研修会、講演会、シンポジウム等の開催と定めていた（【資料 A-2-8】）。

そこで、平成 30（2018）年度に好評だった講演会の第 2 弾という形で、「講演会 思春期・青年期の抑うつとその周辺」を企画した。そして、講演会は県内の学校関係者の参加しやすさを考慮して、あえて年度末に開催することとした（【資料 A-2-9】）。

そして、令和 2（2020）年 1 月にチラシを印刷して県内の中学校、高等学校を中心とした教育機関に配布を行ったところ、2 月 19 日時点で 26 名からの参加申込になった（【資料 A-2-10】）。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の問題が拡大してきたため、令和 2（2020）年 2 月 27 日に講演会を延期にすることとなった（【資料 A-2-11】）。

については、状況をみながら、令和2（2020）年度に開催する予定である。

A-2-③ 産官学連携推進センターの社会貢献活動

「産官学連携推進センター」は地域福祉社会の構築に力点を置き、各産業界、個別企業や施設、病院、地域行政、地域社会等が直面する個別の課題や問題に対し、本センター独自の手法と、案件ごとの実践的な解決法を用いて、問題解決又は事業成立までの支援を展開することで、産業界、官界、学界、地域社会等に広く貢献することを理念としている。同センターの事業には①地方自治体等委託研究調査活動、②民間委託研究調査、共同研究調査活動、③団体等委託研究調査指導活動、④コンサルティング活動、⑤教育研修活動（各種セミナーを企画立案、実施）がある（【資料 A-2-12】）。

令和元（2019）年度の産官学連携推進センターの達成目標は、「教員の教育、研究に関する産官学連携の環境整備・調整を行うこと」と「外部からの相談に関する学内手続きに必要な整備を行う」とした。教員の教育、研究に関する産官学連携の環境整備・調整を行うことについては、教員の専門性と産官学に関係する組織とのネットワーク化をさらに進めた。そのため、平成30（2018）年度からの相談事業の整備や各事業の取り組みをさらに前進させ、センター内の組織機能を強めることができた。その実例として、①産官学相談体制のシステム化（相談日・対応教員の設定、相談対応等）、②静岡県工業技術研究所との連携による研究活動の推進、③静岡県高等学校福祉教育研究会への講師派遣の実施などが挙げられる。次に、外部からの相談に関する学内手続きに必要な整備を行うについては、医療福祉学科廃止に伴う学部再編成に基づくパンフレットの改変をおこない、裏面に相談対応連絡票を設けるなど、より対応しやすいものになるよう工夫をした（【資料 A-2-13】）。

令和元（2019）年度の企業並びに公的機関からの産官学相談に関する対応件数は、延べ41件であった。企業などの産業界からは静岡県工業技術研究所からの研究協力に関する相談、新規の案件としては、パルシステム生活協同組合連合会から本学との共同研究・事業に関する相談、株式会社アクタガワから研修への講師派遣の依頼があった。公的機関からは、平成30（2018）年度より引き続き、焼津市保育園協会からの研修依頼や静岡県高等学校福祉教育研究会での研修指導などがあった。このように本センターの認知度と期待が向上している（【資料 A-2-14】）。

最後に、実際におこなった教育・研修活動としては、以下のような、地域からの専門的ニーズに対する指導があった。

- 1) 焼津市保育園協会 保育部会 食育研究について計12回の指導（【資料 A-2-15】）
- 2) 焼津市保育園協会 保育部会 研究論文指導（【資料 A-2-16】、【資料 A-2-17】）
- 3) 株式会社創碧社が発行している月刊フリーペーパー『Pocket(ポッケ)』への子育て・保育関係のコラム執筆（【資料 A-2-18】）
- 4) アルファクラブが発行している会員限定フリーマガジン季刊誌『プラール』への介護関係のコラム執筆及び記事内容指導（【資料 A-2-19】）

(3) A-2の改善・向上方策（将来計画）

心の相談センターでは、活動目標であった、支援者対象の研修会、講演会を年度末に企画し、準備してきたが、コロナ禍の影響により、中止となった。令和2（2020）年度の開催を予定しているが、コロナ禍の状況により、実施できるかは不透明な状態にあるため、社会的状況をみながら、本学の危機管理室と連携して対応していく。

[基準 A の自己評価]

令和元（2019）年度は1月以降、コロナ禍により、各センターの地域活動に様々な影響がみられ、中止となる活動が多くあった。今後、各センターの地域貢献活動を継続していくために新しい生活様式に対応した活動の在り方を検討することが、重要な課題となっている。

個々のセンターについてみると、地域交流センターは、地域社会からの要請に応え、ボランティア活動等の「地域活動支援」、「人材養成研修」、「調査研究」、「広報啓発」を委員会や学生スタッフが担うことで、地域社会への貢献を果たしている。そのような中、コロナ禍の影響もあり、「わんぱく寺子屋」では、参加者がやや減少した。引き続き、ボランティア学生の増加などの人材養成を課題として取り組んでいきたい。

行政との包括連携事業では、活動の内容が充実し、具体的な事業の成果があがっている。今後も、行政と大学との連携を進め、近隣他市町との協働の取組みも推進していくことが継続課題となる。

しずふく福祉メッセージコンテストは、検討の結果、令和元（2019）年度をもって終了することが決定し、新たな福祉の魅力を広く地域の方々に伝え、社会貢献を果たすという役割を終えた。

心の相談センターは、活動の達成目標に基づき取り組んできたが、年度末の講演会がコロナ禍により中止となった。今後は、新しい生活様式に対応した企画により、活動目標を達成することが課題となる。

産官学連携推進センターは、企業・行政関係等の機関の相談対応、産官学連携研究、教育研修活動（各種セミナーを企画立案、実施）等の諸活動において、静岡県内の企業、法人及び機関との協働を進展させ、地域社会への貢献を果たしている。

以上のことにより、地域交流センター、心の相談センター、産官学連携推進センターが独自の事業を発展的に展開しており、従来の大学の社会貢献活動と合わせたシナジー効果が得られ、地域社会への貢献を果たしているといえる。

V. 特記事項

1 初年次教育の仕組みの導入を通じた人間形成教育の実体化

本学は個性・特色として「一人ひとりに寄り添った人間形成教育を重視し福祉力を鍛えるとともに地域福祉活動を推進する」ことを掲げている。同文に明示した「人間形成教育」を実体化する目的で、本学独自の初年次教育の仕組みを導入している。

(1) 成長デザインシート（マイチャレンジ）の活用

各種能力の獲得を含む教育効果について学生自らが実感し評価するとともに、教員による「一人ひとりに寄り添った」指導を実現するツールとして位置づけている。内容は「【福祉力】学びの実感」「【学士力】学びの実感」「目標（短期目標）」「目標（長期目標）」「長所・短所」の4項目で構成されている。

ア 【福祉力】学びの実感

本学における学修を通じて獲得する7つの力「福祉力」について個々の力が身に付いているかどうか、学生自らがその度合いを自己評価しグラフに記述する。

イ 【学士力】学びの実感

福祉力と同様、学士力についても学生自らの自己評価、教員による他者評価を通じて、一人ひとりの成長の度合いを自己覚知させ、大学での学びを実感させ、主体的な学修につなげることを意図している。

ウ 目標（短期目標）

1年次の前期と後期における授業・実習、部活・サークル、地域活動、趣味、アルバイト等の状況を記述し、選択した履修モデルと併せて、学修の進み具合を振り返るための項目である。

エ 目標（長期目標）

1年次から4年次に至るプロセスのなかで、学生自らが描く「目指す資格・免許」「目指す職業分野・職種」がどのように変化し、あるいは深化しているかを自覚させる。

オ 長所・短所

長期目標と同様、4年間のプロセスのなかで、自分の強みと弱み、さらには改善したい点について自己覚知し、自信につなげることを目的とする。

(2) クラス担当教員によるアセスメント（他者評価）と個別面談

約20人単位のクラスごとに2人の担当教員（クラ担）が、学生の自己評価に対して個別面談を通じて他者評価する。具体的には、福祉力の7つの能力、学士力の13の能力に関し、各到達段階に対して履修した各科目の成績状況を勘案し、自己肯定感を促しつつアドバイスを与える。明らかになった課題については、学生総合支援センターを紹介することによって支援を継続する場合もある。

また担当教員は履修モデルについて説明し、ケースに応じて上級生の体験談や、今後の学修の進め方などについてのアドバイスを聞く機会を設けるほか、2年次以降の履修計画を主体的に作成するための支援を行う。なお、学生は必要に応じ、担当教員以外の各専攻分野の教員に相談することもできる。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の目的は、学則第 1 条に規定している。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条において、社会福祉学部及び子ども学部の 2 学部を置くことを規定している。	1-2
第 87 条	○	修業年限は、学則第 12 条に規定している。	3-2
第 88 条	—	該当なし。	3-2
第 89 条	—	該当なし。	3-2
第 90 条	○	入学資格は、学則第 15 条に規定している。	2-1
第 92 条	○	学長、教授等必要な職員は、学則第 6 条に規定している。 また、学長は、本学学長候補者選考規程により選考を行い配置しており、教授、准教授、講師、助教は、本学教員任用基準、教員選考規程、教員任用基準等の昇任に関する運用内規及び教員任用基準等の採用に関する運用内規に基づき、採用及び昇任の手続きを行い配置している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 8 条及び本学教授会規程に基づき、適切に運営している。	4-1
第 104 条	○	学位は、学則第 41 条及び本学学位規程に基づき、学士を授与している。	3-1
第 105 条	—	該当なし。	3-1
第 108 条	—	該当なし。	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価は、学則第 2 条及び本学自己点検・評価委員会規程に基づき実施し、認証評価は、7 年に 1 度の割合で受審している。	6-2
第 113 条	○	静岡精華学園情報公開規程に基づき、本学ホームページにおいて教育研究活動を公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員は、学則第 6 条並びに本学事務組織及び事務分掌規程に基づき、適切に配置している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 15 条に規定し、高等専門学校を卒業した者の受入れを認めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 15 条に規定し、専修学校の専門課程を修了した者の受入れを認めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	本条で求められている記載事項は、学則において規定し、学生便	3-1

静岡福祉大学

		覧に明記している。	3-2
第 24 条	○	本学では、学生・教務課において、学生名簿、成績通知書、健康診断書を作成し、保存・管理を行っている。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	本学学生懲戒規程により、手続を定めて運用している。	4-1
第 28 条	○	本学文書取扱規程に基づき、本学にとって必要な表簿は、概ね備え、保存している。	3-2
第 143 条	—	該当なし。	4-1
第 146 条	—	該当なし。	3-1
第 147 条	—	該当なし。	3-1
第 148 条	—	該当なし。	3-1
第 149 条	—	該当なし。	3-1
第 150 条	○	入学資格については、学則第 15 条に規定している	2-1
第 151 条	—	該当なし。	2-1
第 152 条	—	該当なし。	2-1
第 153 条	—	該当なし。	2-1
第 154 条	—	該当なし。	2-1
第 161 条	○	編入学に関する入学資格については、学則第 15 条及び学則第 21 条に規定している。	2-1
第 162 条	○	転入学に関しては、学則第 19 条に規定している。ただし、入学を許可することができるのは、他の大学に在学している者のみとしている。	2-1
第 163 条	○	学則第 9 条において、学年の始期を 4 月 1 日とし、終期を翌年 3 月 31 日と規定している。また、学則第 10 条において、前学期を 4 月 1 日から 9 月 30 日までとし、後学期を 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までと規定している。なお、学長は、必要がある場合には、各学期の開始日及び終了日を変更することができる。 入学の時期は、学則第 14 条に基づき、学年の始めと規定しているが、卒業の時期は、卒業要件を満たす場合は、前期で卒業させることができる。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし。	3-1
第 164 条	—	該当なし。	3-1
第 165 条の 2	○	建学の精神、教育理念、使命・目的に基づき、三つのポリシーを定め、ホームページ、大学案内、学生募集要項、学生便覧において公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	本学自己点検・評価委員会規程において、自己点検・評価項目は学校教育法第 110 条により文部科学大臣の認証を受けた認証評価	6-2

静岡福祉大学

		機関が定める評価基準項目に基づくものとする、と規定している。	
第 172 条の 2	○	静岡精華学園情報公開規程に基づき、本学ホームページにおいて教育研究活動を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	卒業証書に関しては、学則第 40 条に規定している。	3-1
第 178 条	○	編入学に関する入学資格については、学則第 15 条及び学則第 21 条に規定し、高等専門学校からの出願を認めている。	2-1
第 186 条	○	編入学に関する入学資格については、学則第 15 条及び学則第 21 条に規定し、専修学校の専門課程からの出願を認めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	本学は、平成 16 年に設置基準を満たす大学として開学し、大学設置基準の一部改正への対応も適切に行っている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条に目的、第 4 条に学部及び学科の目的を規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜規程に基づき、公正かつ妥当な方法により、入学者の選抜を実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	本学が組織する各委員会等は、教員と職員により組織され、教職協働により運営している。	2-2
第 3 条	○	学部は、学則第 3 条において規定しており、教員組織、教員数は、大学設置基準を満たしている。	1-2
第 4 条	○	学科は、学則第 3 条において規定している。	1-2
第 5 条	—	該当なし	1-2
第 6 条	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教員組織は、大学設置基準を満たした編制をしており、学則第 41 条に基づき、学位の種類を規定している。また、教員の年齢構成は 30 歳台～70 歳台まで偏りのない構成になっている。 なお、本学は二以上の校地はない。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目は、その内容により適切に担当教員を配置している。また、演習、実習において、助手に補助させている。	3-2 4-2
第 10 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 11 条	—	該当なし。	3-2 4-2

静岡福祉大学

第 12 条	○	本学の専任教員は、就業規則第 2 条又は特任教員規程第 3 条に基づき、本学のみ専任教員であり、教育研究に従事するものである。なお、本学では、教育研究以外の業務に従事する者を、本学の専任教員とはしていない。	3-2 4-2
第 13 条	○	エビデンス集（データ編）「基礎データ共通様式 1」より、専任教員数が別表第 1 及び別表第 2 を満たしていることがわかる。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長候補者選考規程に基づき、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有する者を選考している。	4-1
第 14 条	○	教員任用基準第 2 条において、教授の資格を規定している。	3-2 4-2
第 15 条	○	教員任用基準第 3 条において、准教授の資格を規定している。	3-2 4-2
第 16 条	○	教員任用基準第 4 条において、講師の資格を規定している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	教員任用基準第 5 条において、助教の資格を規定している。	3-2 4-2
第 17 条	○	教員任用基準第 6 条において、助手の資格を規定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員は、学科を単位とし、学部ごとに学則第 3 条に規定している。また、教育にふさわしい環境の確保のために学生数を適切に管理している。	2-1
第 19 条	○	本学は、基本理念（教育理念）、使命・目的、3つのポリシーに基づいた教育課程の編成方針を定め、適切に編成している。	3-2
第 20 条	○	各学科の教育課程に基づき、授業科目を、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、また、適切に各年次に配当し、編成している。	3-2
第 21 条	○	学則第 25 条に基づき、単位計算をしている。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業を行う期間は、学則第 26 条に規定している。また、学則に基づき、学年暦を作成し授業を展開している。	3-2
第 23 条	○	本学では、15 週単位を基本としている。学生には、学年暦を作成し配布している。	3-2
第 24 条	○	40 人以下のクラスが約 8 割を占めており、教育効果を考慮し、適切なクラスサイズを確保している。	2-5
第 25 条	○	本学の授業科目は、講義、演習、実習により行っている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	各授業科目の授業の計画、成績評価基準等を明記したシラバスを作成し、学生に配布又はシステムで閲覧できるようにしている。	3-1
第 25 条の 3	○	各授業科目の改善を図ることを目的として、授業アンケートを実施している。アンケート実施後は、教員に集計結果を渡し、当該結果に沿った改善案等の提出を求めている。	3-2 3-3 4-2

静岡福祉大学

		また、FD 委員会規程に基づき、定期的に FD 研修会を実施している。	
第 26 条	—	該当なし。	3-2
第 27 条	○	学則第 27 条及び第 28 条並びに社会福祉学部履修規程第 6 条及び子ども学部履修規程第 6 条により、適切な方法により学修の成果を評価し、単位を与えている。	3-1
第 27 条の 2	○	社会福祉学部履修規程第 4 条及び子ども学部履修規程第 4 条に、履修登録単位数の上限に関する規定及び優れた成績の学生が履修登録単位数の上限を超えて履修科目の登録ができる規定があり、学生便覧にて学生に周知している。	3-2
第 28 条	○	学則第 29 条により、60 単位を限度として他大学等の取得単位の認定を規定している。	3-1
第 29 条	○	学則第 30 条により、他大学等により修得したものと認めた単位とあわせて 60 単位を限度として大学以外の教育施設等における取得単位の認定を規定している。	3-1
第 30 条	○	本学では、入学前の既修得単位等の認定は、編入学した者のみ規定に留めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 31 条	○	学則第 45 条及び科目等履修生規程に基づき、適切に授業科目の履修及び単位認定を行っている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 40 条及び別表第 3 により、卒業の要件を規定している。	3-1
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	○	共通基礎データ様式 1 に記載のとおり、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場は、校舎と同一の敷地内に設けている。	2-5
第 36 条	○	本学の校舎には、学長室、会議室、事務室、研究室、教室、図書館（学生自習室を含む）、医務室（保健室）、情報処理室、体育館等を備えている。	2-5
第 37 条	○	収容定員 946 人に対し、33,395.8 m ² の校地を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	大学設置基準の校舎面積 6,800.2 m ² に対し、10,302 m ² の校舎面積を有している。	2-5
第 38 条	○	図書館は、蔵書数（和書、洋書）43,842 冊、雑誌 63 種、視聴覚教材等 1,175 点を所蔵し、閲覧用の 118 席の座席を有し、グループ学習室、多目的学習室、学習支援室を備えている。また、焼津市等の自治体の図書館と連携している。	2-5
第 39 条	—	該当なし。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 40 条	○	学部及び学科の種類、教員数及び学生に応じて必要な種類及び数の機械、器機及び標本を備えている。	2-5

静岡福祉大学

第 40 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 40 条の 3	○	毎年度、施設設備の修繕及び購入に関する経費を確保しており、環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、建学の精神、基本理念（教育理念）、使命・目的等を表したものである。	1-1
第 41 条	○	学則第 6 条、事務組織及び事務分掌規程に基づき、適切な事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条	○	事務組織及び事務分掌規程に基づき、事務部に学生・教務課を設けている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	委員会等設置規程に基づき、教務委員会、学生厚生委員会、キャリア支援委員会を設置し、連携体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	SD委員会規程に基づきSD委員会を開催し、SD研修会の開催に関する事項を審議している。審議結果を基に、研修会を開催し、必要な知識及び技能の習得、並びに能力及び資質の向上を図っている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし。	3-2
第 44 条	—	該当なし。	3-1
第 45 条	—	該当なし。	3-1
第 46 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。	2-5
第 48 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。	4-2
第 57 条	—	該当なし。	1-2
第 58 条	—	該当なし。	2-5
第 60 条	—	該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 41 条及び学位規程に基づき、適切に学位を授与している。	3-1
第 10 条	○	学則第 41 条において、社会福祉学部福祉心理学科は「福祉心理学」、社会福祉学部健康福祉学科は「健康福祉学」、子ども学部子ども学	3-1

静岡福祉大学

		科は「子ども学」と適切な名称を規定している。	
第 13 条	○	学位規程に学位に関し必要な事項を定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 36 条に基づき、役員報酬基準、役員名簿及び財務情報をホームページに掲載し、運営の透明性等を確保している。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 7 条等に利益供与の禁止に関し規定している。	5-1
第 33 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 35 条第 2 項に基づき、寄附行為を各事務所に備え置いている。	5-1
第 35 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 5 条に基づき、理事 9 人、監事 2 人を置き、理事のうち、1 人を理事長としている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 6 条等の役員の選任に関する規定により、学校法人と役員との関係を定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 12 条に理事会に関する事項を定め、理事会を開催している。	5-2
第 37 条	○	理事長の職務は、学校法人静岡精華学園寄附行為第 14 条に規定している。 理事の職務及び理事長の職務の代理等は、学校法人静岡精華学園寄附行為第 14 条の 2 及び第 16 条に規定している。 監事の職務は、学校法人静岡精華学園寄附行為第 16 条第 2 項に規定している。 いずれも、適切に職務を遂行している。	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 11 条に基づき、役員の選任を行っている。	5-2
第 39 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 7 条に基づき、監事は、理事、評議員又は学校法人の職員以外の者を選任している。	5-2
第 40 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 10 条に基づき、補充している。	5-2
第 41 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 19 条に基づき、評議員会を開催している。理事 9 人に対し、評議員は 20 人である。	5-3
第 42 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 21 条に「諮問事項」として規定し、適切に運用している。	5-3
第 43 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 22 条に「評議員の意見具申等」として規定し、適切に運用している。	5-3
第 44 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 23 条、第 24 条及び第 25 条に基づき、評議員を選任している。	5-3

静岡福祉大学

第 44 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 18 条の 2 に役員 の 損害賠償責任 に関し規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法に基づき、役員は第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこととしている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法に基づき、他の役員も連帯で責任を負う場合には、連帯債務となる。	5-2 5-3
第 45 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 43 条により、寄附行為の変更は、理事会の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならないとしている。	5-1
第 45 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 32 条に基づき、学校法人静岡精華学園みらい躍進計画を策定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 34 条第 2 項に規定し、適切に報告し、意見を求めている。	5-3
第 47 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 35 条に規定し、毎会計年度終了後 2 か月以内に作成し、大学事務室に備えて置き、閲覧できる体制を整えている。	5-1
第 48 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 37 条に基づき、「学校法人静岡精華学園役員等の報酬等の支給基準」として、役員等の報酬額を規定し、適切に支給している。	5-1
第 49 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 39 条に基づき、会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとしている。	5-1
第 63 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 36 条に基づき、学校法人静岡精華学園のホームページに情報を公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係） 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	—		1-1
第 100 条	—		1-2
第 102 条	—		2-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	—		2-1
第 156 条	—		2-1
第 157 条	—		2-1
第 158 条	—		2-1

静岡福祉大学

第 159 条	—		2-1
第 160 条	—		2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		6-2 6-3
第 1 条の 2	—		1-1 1-2
第 1 条の 3	—		2-1
第 1 条の 4	—		2-2
第 2 条	—		1-2
第 2 条の 2	—		1-2
第 3 条	—		1-2
第 4 条	—		1-2
第 5 条	—		1-2
第 6 条	—		1-2
第 7 条	—		1-2
第 7 条の 2	—		1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—		1-2 3-2 4-2
第 8 条	—		3-2 4-2
第 9 条	—		3-2 4-2
第 10 条	—		2-1
第 11 条	—		3-2
第 12 条	—		2-2 3-2
第 13 条	—		2-2 3-2
第 14 条	—		3-2
第 14 条の 2	—		3-1
第 14 条の 3	—		3-3 4-2

静岡福祉大学

第 15 条	—		2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	—		3-1
第 17 条	—		3-1
第 19 条	—		2-5
第 20 条	—		2-5
第 21 条	—		2-5
第 22 条	—		2-5
第 22 条の 2	—		2-5
第 22 条の 3	—		2-5 4-4
第 22 条の 4	—		1-1
第 23 条	—		1-1 1-2
第 24 条	—		2-5
第 25 条	—		3-2
第 26 条	—		3-2
第 27 条	—		3-2 4-2
第 28 条	—		2-2 3-1 3-2
第 29 条	—		2-5
第 30 条	—		2-2 3-2
第 30 条の 2	—		3-2
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-1
第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		2-5
第 34 条の 2	—		3-2
第 34 条の 3	—		4-2
第 42 条	—		4-1 4-3
第 43 条	—		4-3
第 45 条	—		1-2
第 46 条	—		2-5

			4-2
--	--	--	-----

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—		6-2 6-3
第2条	—		1-2
第3条	—		3-1
第4条	—		3-2 4-2
第5条	—		3-2 4-2
第6条	—		3-2
第6条の2	—		3-2
第7条	—		2-5
第8条	—		2-2 3-2
第9条	—		2-2 3-2
第10条	—		3-1
第11条	—		3-2 3-3 4-2
第12条	—		3-2
第13条	—		3-1
第14条	—		3-1
第15条	—		3-1
第16条	—		3-1
第17条	—		1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条	—		1-2 3-1 3-2
第19条	—		2-1

静岡福祉大学

第 20 条	—		2-1
第 21 条	—		3-1
第 22 条	—		3-1
第 23 条	—		3-1
第 24 条	—		3-1
第 25 条	—		3-1
第 26 条	—		1-2
			3-1
			3-2
第 27 条	—		3-1
第 28 条	—		3-1
第 29 条	—		3-1
第 30 条	—		3-1
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-2
第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		3-1
第 42 条	—		6-2
			6-3

学位規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	—		3-1
第 4 条	—		3-1
第 5 条	—		3-1
第 12 条	—		3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		6-2
			6-3
第 2 条	—		3-2
第 3 条	—		2-2
			3-2
第 4 条	—		3-2
第 5 条	—		3-1
第 6 条	—		3-1

静岡福祉大学

第7条	—		3-1
第9条	—		3-2 4-2
第10条	—		2-5
第11条	—		2-5
第12条	—		2-2 3-2
第13条	—		6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	静岡福祉大学大学案内 CAMPUS GUIDE 2021	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	静岡福祉大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2020 年度 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2020（令和 2）年度 学生便覧	

静岡福祉大学

【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 2 年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和元年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	大学へのアクセス、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	静岡精華学園法人本部規程集目次、静岡福祉大学規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	令和元年度 理事会・評議員会 出欠状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	財務計算に関する書類 学校法人静岡精華学園（過去 5 年間） 監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 社会福祉学部 2020 年度（令和 2 年度）シラバス 子ども学部	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	静岡福祉大学ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介>大学概要	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	【認可】 設置に係る設置計画履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価結果に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	静岡福祉大学大学案内 2021 (P40)	
【資料 1-1-2】	静岡福祉大学ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介>大学概要>建学の精神・基本理念	
【資料 1-1-3】	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 1-1-4】	静岡福祉大学学則	
【資料 1-1-5】	2020 (令和 2) 年度 学生便覧 (P1~11)	
【資料 1-1-6】	静岡福祉大学収容定員関係学則変更届出書「意思の決定を証する書類」	
【資料 1-1-7】	公認心理師法の施行について、幼児期の教育と小学校教諭の円滑な接続に関する方針	
【資料 1-1-8】	静岡精華学園みらい躍進計画推進体制図	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	静岡福祉大学運営協議会規程	
【資料 1-2-2】	学則改正に関する会議次第又は議事録（運営協議会、教授会、評議員会、理事会）	
【資料 1-2-3】	2020 (令和 2) 年度 学生便覧 (P1~11)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-2-4】	静岡福祉大学大学案内 2021 (P40)	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-2-5】	静岡福祉大学ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介>大学概要>建学の精神・基本理念	【資料 1-1-2】と同じ

静岡福祉大学

【資料 1-2-6】	2020 年度 学生募集要項 (P1~8)	
【資料 1-2-7】	静岡精華学園みらい躍進計画 [平成 28 年度~平成 32 年度]	
【資料 1-2-8】	静岡福祉大学ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介>大学概要>3つのポリシー	
【資料 1-2-9】	運営協議会次第 (令和 2 年 1 月 8 日)	
【資料 1-2-10】	静岡福祉大学ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/teacher/) 大学紹介>教員紹介	
【資料 1-2-11】	令和 2 年度組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	静岡福祉大学 ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介>大学概要>3つのポリシー	
【資料 2-1-2】	静岡福祉大学大学案内 2021 (社会福祉学部 : P15~P16、子ども学部 : P11~P12)	
【資料 2-1-3】	2020 年度 学生募集要項(P2~P8)	
【資料 2-1-4】	2020 年度 学生募集要項(P12~P27)	
【資料 2-1-5】	静岡福祉大学 ホームページ (https://www.suw.ac.jp/examination/guidelines.html) 入試情報>募集要項	
【資料 2-1-6】	2019 年 7 月 14 日 オープンキャンパスタイムテーブル	
【資料 2-1-7】	2019 年 静岡福祉大学 大学説明会 資料	
【資料 2-1-8】	静岡福祉大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-9】	広報委員会議事録 (平成 31 年 4 月 16 日)	
【資料 2-1-10】	広報委員会議事録 (令和元年 5 月 30 日)	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 2 年度オリエンテーション日程、学科ガイダンス送付資料	
【資料 2-2-2】	個別指導に関する資料	
【資料 2-2-3】	静岡福祉大学オフィスアワー規程、2020 年度前期オフィスアワー一覧、2019 年度オフィスアワー相談件数表 (前期、後期)	
【資料 2-2-4】	令和元年度 静岡福祉大学保護者懇談会次第、出席状況、保護者懇談会アンケート	
【資料 2-2-5】	授業アンケート実施に関する資料	
【資料 2-2-6】	2020 (令和 2) 年度 学生便覧 (P73)、学生支援総合センター相談担当者表	
【資料 2-2-7】	気になる学生一覧表 (様式)	
【資料 2-2-8】	2020 (令和 2) 年度 学生便覧 (P74)、2019 年度学生支援総合センター教授会報告、2020 年度 (令和 2 年度) シラバス 社会福祉学部 (P215~P216「障がい者コミュニケーション入門」、障がい者コミュニケーション履修者数集計表	
【資料 2-2-9】	メール文 (欠席が多い学生について)、相談記録	
【資料 2-2-10】	2020 (令和 2) 年度 学生便覧 (P48~P56)	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2020 年度 (令和 2 年度) シラバス 社会福祉学部 (P95~P98 「キャリア支援Ⅰ-A、Ⅰ-B」)	
【資料 2-3-2】	2020 年度 (令和 2 年度) シラバス 社会福祉学部 (P99~P101 「キャリア支援Ⅲ-A、Ⅲ-B」)	

静岡福祉大学

【資料 2-3-3】	2020 年度(令和 2 年度)シラバス 社会福祉学部 (P102~P105 「キャリア支援Ⅳ-A、Ⅳ-B」)	
【資料 2-3-4】	2020 年度(令和 2 年度)シラバス 子ども学部 (P74~P77「キャリア支援Ⅰ-A、Ⅰ-B」)、(P78~P80「キャリア支援Ⅲ-A、Ⅲ-B」)	
【資料 2-3-5】	2020 年度カリキュラム表 (P9~10「【社会福祉学部基礎科目】2017~2018 入学生【全学共通基礎科目】2019 年度入学生」)	
【資料 2-3-6】	2019 年度(令和元年度)学内企業施設研究セミナー 資料	
【資料 2-3-7】	就職活動支援セミナー起案書及び 2020 年 就職セミナー春 時間別表	
【資料 2-3-8】	2019 学内単独説明会実績	
【資料 2-3-9】	卒業後の就職支援に関する資料	
【資料 2-3-10】	令和 2 (2020) 年度 資格取得の手引き	
【資料 2-3-11】	静岡福祉大学国家資格試験対策センター規程	
【資料 2-3-12】	2019 年度 東京アカデミー対策講座申し込み書、2019 年度東京アカデミー対策講座日程表、2019 年度 社福・精神国試対策名簿	
【資料 2-3-13】	2019 年度 スタートアップ講座 申込書、国家試験対策スタートアップ講座資料 (2019 年度)、2019 年度中央法規模試 (申し込み書)、2019 年度ソ教連模試揭示、2019 年度東京アカデミー模試揭示	
【資料 2-3-14】	社会福祉士・精神保健福祉士 国家試験勉強 週間計画表	
【資料 2-3-15】	令和元年度介護福祉士国家試験受験対策講座	
【資料 2-3-16】	2020 年度 資格取得の手引き (P10~P11)、令和元年度 保育士国家試験 現状	
【資料 2-3-17】	起案文書 (令和元年度図書館学修支援室に整備する国家試験対策用図書を購入について)	
【資料 2-3-18】	2020 年度 国家試験ガイダンス (社会福祉学部 4 年生対象)	
【資料 2-3-19】	令和元年度診療情報管理士認定試験対策講座について及び令和元年度診療情報管理士認定試験結果一覧	
【資料 2-3-20】	インターンシップの推進に当たっての基本的考え方	
【資料 2-3-21】	2019 年度 福祉実習指導センター実績報告	
【資料 2-3-22】	2020 年度(令和 2 年度)シラバス 社会福祉学部 (P188~P198「相談援助実習指導 A~C」「相談援助実習」)	
【資料 2-3-23】	2020 年度(令和 2 年度)シラバス 社会福祉学部 (P426~P439「精神保健福祉援助実習指導 A~C」「精神保健福祉援助実習」)	
【資料 2-3-24】	2020 年度(令和 2 年度)シラバス 社会福祉学部 (P519~P526、P533~P535「介護総合演習 A~D」「介護福祉実習Ⅰ~Ⅲ」)	
【資料 2-3-25】	令和元年度 保育実習配属一覧、2020 年度(令和 2 年度)シラバス 子ども学部 (P184、P189「保育所実習指導Ⅰ・Ⅱ」、P188、P191~192「施設実習指導Ⅰ・Ⅱ」、P185、P190、P193「保育実習Ⅰ~Ⅲ」)	
【資料 2-3-26】	令和元年度 幼稚園教育実習 (子ども学部子ども学科)、2020 年度(令和 2 年度)シラバス 子ども学部 (P152~P154「幼稚園教育実習指導」、「幼稚園教育実習」)	
【資料 2-3-27】	令和元年度「高等学校教育実習」履修者名簿	
【資料 2-3-28】	2019 年度(令和元年度)シラバス 社会福祉学部 (P527~P530「教育実習事前・事後指導」「高等学校教育実習」)	
【資料 2-3-29】	2020 年度(令和 2 年度)シラバス 社会福祉学部 (P449~P452「病院実習指導」「病院実習」)	
【資料 2-3-30】	令和元年度 診療情報管理士 病院実習配属一覧	
【資料 2-3-31】	令和元年度インターンシップ資料	
【資料 2-3-32】	年度別就職内定率及び実就職率	

静岡福祉大学

【資料 2-3-33】	令和元年度 新規登録施設一覧(社会福祉士、精神保健福祉士)	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	静岡福祉大学学生会会則	
【資料 2-4-2】	静岡福祉大学健康福祉学科子ども学科合同企画「しずふくウォークラリー2019in 焼津」 実施要項	
【資料 2-4-3】	静福祭 パンフレット	
【資料 2-4-4】	2019 年度代議員会活動報告書	
【資料 2-4-5】	静岡福祉大学オフィスアワー規程、2020 年度前期オフィスアワー一覧、2019 年度オフィスアワー相談件数表(前期、後期)	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 2-4-6】	2019 年度 学生支援総合センター 教授会報告資料	
【資料 2-4-7】	「一人暮らし1年生の会」中止に関する資料	
【資料 2-4-8】	講義における視覚障害学生への適切な配慮についてのごお願い	
【資料 2-4-9】	学生支援総合センター委員会議事録(令和2年4月15日)	
【資料 2-4-10】	2020(令和2)年度 学生便覧(P34~P35)	
【資料 2-4-11】	静岡福祉大学スカラシップ規程	
【資料 2-4-12】	静岡福祉大学奨学金規程	
【資料 2-4-13】	静岡福祉大学児童福祉スカラシップ規程	
【資料 2-4-14】	2020(令和2)年度 学生便覧(P33~P36)	
【資料 2-4-15】	2020 年度入学手続要項(P6~P7)及び入学前準備教育受講者一覧	
【資料 2-4-16】	2020 年度(令和2年度)シラバス 社会福祉学部(P34 日本語A)、子ども学部(P139~P140「保育内容(人間関係II)」)	
【資料 2-4-17】	令和2年度 オリエンテーション日程	
【資料 2-4-18】	令和元年度 保健室利用状況	
【資料 2-4-19】	2020(令和2)年度 学生便覧(P27~P30)	
【資料 2-4-20】	学生支援総合センター相談担当者表	【資料 2-2-6】と同じ
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	静岡福祉大学ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/access.html) 大学紹介>大学へのアクセス、キャンパスライフ>キャンパスマップ	
【資料 2-5-2】	2020(令和2)年度 学生便覧(P80)	
【資料 2-5-3】	2020(令和2)年度 学生便覧(P83~P84)	
【資料 2-5-4】	静岡福祉大学心の相談センター規程	
【資料 2-5-5】	静岡福祉大学学生支援総合センター規程	
【資料 2-5-6】	静岡福祉大学における障害学生の支援に関する指針	
【資料 2-5-7】	静岡福祉大学保育・教育実習指導センター規程	
【資料 2-5-8】	静岡福祉大学地域交流センター規程	
【資料 2-5-9】	大学施設等使用許可申請書	
【資料 2-5-10】	静岡福祉大学福祉実習指導センター規程	
【資料 2-5-11】	静岡福祉大学附属図書館概要	
【資料 2-5-12】	静岡福祉大学バリアフリー文庫・キンダー文庫利用要領	
【資料 2-5-13】	新聞カフェ in 静岡福祉大~新聞の面白さ発見!~	
【資料 2-5-14】	令和元年度工事完成検査調書(介護福祉実習棟外壁改修工事)	
【資料 2-5-15】	令和元年度工事完成検査調書(LED化工事)	
【資料 2-5-16】	令和元年8月27日付起案文書「301 教室視聴覚設備の新設工事の実施について」及び令和元年度工事等検収報告書(教室視聴覚設備等の入れ換え及び修繕)	
【資料 2-5-17】	静岡福祉大学施設等使用規程	
【資料 2-5-18】	2020(令和2)年度 学生便覧(P132~P139)	

静岡福祉大学

【資料 2-5-19】	災害対策マニュアル（教職員用）	
【資料 2-5-20】	静岡福祉大学防火防災管理規程	
【資料 2-5-21】	静岡福祉大学災害対策本部運営要領	
【資料 2-5-22】	令和元年度静岡福祉大学防災訓練（令和元年 10 月 23 日）	
【資料 2-5-23】	防災備蓄品マニュアル	
【資料 2-5-24】	静岡福祉大学の建物耐震化の状況、2020（令和 2）年度 学生便覧（P142）	
【資料 2-5-25】	新型コロナウイルス対策についての方針	
【資料 2-5-26】	令和元年度工事完成検査調書（福祉創造館 1 階北側連絡通路自動ドア改修工事）	
【資料 2-5-27】	令和 2（2020）年度 履修者数一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和元年度（2019 年度）学生生活調査報告書	
【資料 2-6-2】	食堂改善会議議事録、コンビニ改善会議議事録	
【資料 2-6-3】	学修環境の改善等に関する要望書（手順）	
【資料 2-6-4】	学修環境の改善等に関する要望書（学生用）	
【資料 2-6-5】	学修環境の改善等に関する要望書（学生厚生委員会用）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	2020（令和 2）年度 学生便覧（P4~P11）	
【資料 3-1-2】	静岡福祉大学ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介＞大学概要＞3 つの方針（ポリシー）	
【資料 3-1-3】	静岡福祉大学大学案内 2021（社会福祉学部：P15~P16、子ども学部：P11~P12）	
【資料 3-1-4】	2020 年度版教務便覧（P16~P31）	
【資料 3-1-5】	静岡福祉大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 社会福祉学部、子ども学部	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-7】	2020 年度 カリキュラム表	
【資料 3-1-8】	2020（令和 2）年度 学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-9】	2020（令和 2）年度 学生便覧（P44~P47）	
【資料 3-1-10】	2020（令和 2）年度 学生便覧（P57~P60）	
【資料 3-1-11】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 社会福祉学部（P197~P198「相談援助実習」）	
【資料 3-1-12】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 社会福祉学部（P438~P439「精神保健福祉援助実習」）	
【資料 3-1-13】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 社会福祉学部（P533~P535「介護福祉実習Ⅰ~Ⅲ」）	
【資料 3-1-14】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 社会福祉学部（P451~P452「病院実習」）	
【資料 3-1-15】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 子ども学部（P154「幼稚園教育実習」P185、P186、P190、P193「保育実習Ⅰ~Ⅲ」）	
【資料 3-1-16】	2020（令和 2）年度 学生便覧（P60）	
【資料 3-1-17】	教授会次第（令和 2 年 2 月 19 日）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	静岡福祉大学ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/outline.html)	【資料 3-1-2】と同じ

静岡福祉大学

	大学紹介>大学概要>3つの方針（ポリシー）	
【資料 3-2-2】	静岡福祉大学大学案内 2021（社会福祉学部：P15~P16、子ども学部：P11~P12）	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-2-3】	静岡福祉大学におけるカリキュラムポリシー・科目群編成区分・編成方針	
【資料 3-2-4】	2020 年度版教務便覧（P16~P31）	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-2-5】	履修モデル一覧	
【資料 3-2-6】	静岡福祉大学社会福祉学部履修規程及び静岡福祉大学子ども学部履修規程	
【資料 3-2-7】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 社会福祉学部（P67~P82「教養講読 A」「教養講読 B」「教養研究 A」「教養研究 B」）	
【資料 3-2-8】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 社会福祉学部（P83~P92「基礎セミナー I」、「基礎セミナー II」）、子ども学部（P68~P71「基礎セミナー I」、「基礎セミナー II」）	
【資料 3-2-9】	総合基礎科目「基礎セミナー I」「基礎セミナー II」の設置、運営要領	
【資料 3-2-10】	しずふく読本 2020	
【資料 3-2-11】	しずふく読本 2020 原稿執筆要領	
【資料 3-2-12】	2020（令和 2）年度 学生便覧（P75~P76）	
【資料 3-2-13】	2020 年度 資格取得の手引き（P1~P5） 2019 年度 社会福祉士 相談援助実習の手引き	
【資料 3-2-14】	静岡福祉大学社会福祉演習実習委員会規程	
【資料 3-2-15】	施設見学実習事前学習シート及び 2019 年度静岡福祉大学社会福祉学部施設見学実習実施要綱	
【資料 3-2-16】	2019（令和元）年度 静岡福祉大学 実習指導者意見交換会次第	
【資料 3-2-17】	令和元年度 社会福祉士相談援助実習報告会及び実習指導者意見交換会の開催通知等、令和元年度社会福祉実習報告会・実習指導者意見交換会アンケート	
【資料 3-2-18】	2019（令和元）年度 社会福祉相談援助実習報告集	
【資料 3-2-19】	精神保健福祉援助実習の手引き 2019 年度	
【資料 3-2-20】	令和元年度 精神保健福祉 施設見学 実施要項	
【資料 3-2-21】	参加型体験実習（プレ実習）受け入れについてのご依頼	
【資料 3-2-22】	2019（令和元）年度 精神保健福祉援助実習 春季実習 配属先一覧	
【資料 3-2-23】	令和元年度 精神保健福祉援助実習報告会及び実習指導者意見交換会の開催通知等	
【資料 3-2-24】	2019（令和元）年度 精神保健福祉援助実習 実習報告集	
【資料 3-2-25】	2019 年度版 介護福祉実習の手引き	
【資料 3-2-26】	2019（令和元年度）介護福祉実習配属先一覧表及び令和元年度居宅介護実習日程表	
【資料 3-2-27】	2019 年度 介護福祉事例研究発表会 資料	
【資料 3-2-28】	令和元年度 介護福祉事例研究集	
【資料 3-2-29】	福祉指導者懇談会開催通知及び中止に関する通知	
【資料 3-2-30】	2020 年度 資格取得の手引き（P17~P19）	
【資料 3-2-31】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 社会福祉学部（P449~P450「病院実習指導」）	
【資料 3-2-32】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 社会福祉学部（P445~P446「医療情報学演習」）	
【資料 3-2-33】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 社会福祉学部（P451~P452「病院実習」）	
【資料 3-2-34】	令和元年度 診療情報管理士 病院実習配属先一覧	
【資料 3-2-35】	令和元年度 診療情報管理士病院実習報告会及び交流会資料	

静岡福祉大学

【資料 3-2-36】	病院実習報告フォーマット	
【資料 3-2-37】	2019 年度（平成 31 年度）シラバス 社会福祉学部（P527～P530「教育実習事前・事後指導」、「高等学校教育実習」）	
【資料 3-2-38】	2020 年度 資格取得の手引き（P69～P83）	
【資料 3-2-39】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 子ども学部（P94～P95「保育実践入門」）	
【資料 3-2-40】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 子ども学部（P184「保育所実習指導Ⅰ」）	
【資料 3-2-41】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 子ども学部（P185「保育実習Ⅰ」）	
【資料 3-2-42】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 子ども学部（P190、P193「保育実習Ⅱ」、「保育実習Ⅲ」）	
【資料 3-2-43】	卒業研究要旨集 2019 年度＜卒業研究Ⅱ＞	
【資料 3-2-44】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 子ども学部（P263～P280「卒業研究Ⅰ」）	
【資料 3-2-45】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 子ども学部（P281～P296「卒業研究Ⅱ」）	
【資料 3-2-46】	社会福祉学部卒業研究指導教員要件及び子ども学部卒業研究指導教員要件	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス（社会福祉学部、子ども学部）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-3-2】	2020（令和 2）年度 学生便覧（P56）	
【資料 3-3-3】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 社会福祉学部（P188～P190「相談援助実習指導 A」）	
【資料 3-3-4】	相談援助実習指導 A 相談援助実習コンピテンス・アセスメント	
【資料 3-3-5】	2020 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
【資料 3-3-6】	静岡福祉大学福祉実習指導センター規程	
【資料 3-3-7】	静岡福祉大学保育実習指導センター規程	
【資料 3-3-8】	授業アンケートの実施に関する資料	
【資料 3-3-9】	令和元年度（2019 年度）学生生活調査報告書	
【資料 3-3-10】	2019 年度後期卒業生対象学びの実感アンケート	
【資料 3-3-11】	総合基礎科目「基礎セミナーⅠ」「基礎セミナーⅡ」の設置、運営要領	【資料 3-2-9】と同じ
【資料 3-3-12】	2020 年度（令和 2 年度）シラバス 社会福祉学部（P197～P198「相談援助実習」）及び 2014 年度以降の相談援助実習の評価基準について	
【資料 3-3-13】	2019 年度社会福祉士相談援助実習の手引き、精神保健福祉援助実習の手引き 2019 年度、2019 年度版介護福祉実習の手引き	【資料 3-2-13】、【資料 3-2-19】、【資料 3-2-25】と同じ
【資料 3-3-14】	実習巡回指導報告書	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	静岡福祉大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	静岡福祉大学委員会等設置規程	
【資料 4-1-3】	静岡福祉大学運営協議会規程	
【資料 4-1-4】	静岡福祉大学運営協議会 構成員及び席次	
【資料 4-1-5】	静岡福祉大学教授会規程	
【資料 4-1-6】	静岡福祉大学規程集 目次	

静岡福祉大学

【資料 4-1-7】	2020 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
【資料 4-1-8】	運営協議会次第（令和元年 12 月 4 日、令和 2 年 1 月 8 日）	
【資料 4-1-9】	静岡福祉大学学則第 6 条第 4 項に基づく副学長の校務	
【資料 4-1-10】	学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号及び静岡福祉大学教授会規程第 3 条第 1 項第 3 号の学長が定める事項	
【資料 4-1-11】	静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	静岡福祉大学教員選考規程	
【資料 4-2-2】	静岡福祉大学教員任用基準	
【資料 4-2-3】	静岡福祉大学教員任用基準等の採用に関する運用内規	
【資料 4-2-4】	静岡福祉大学教員の任期制に関する規程	
【資料 4-2-5】	大学教員人事評価表（学長評価）	
【資料 4-2-6】	静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規	
【資料 4-2-7】	静岡福祉大学人事異動内示（教育職員）	
【資料 4-2-8】	授業アンケートに関する資料	
【資料 4-2-9】	F D 研修会 資料	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	静岡福祉大学 S D 委員会規程	
【資料 4-3-2】	S D 研修会 資料	
【資料 4-3-3】	令和元年度事務職員研修会資料	
【資料 4-3-4】	静岡福祉大学業務マニュアル	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	静岡福祉大学専任教員の勤務に関する内規	
【資料 4-4-2】	令和元年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業費補助金交付要綱及び事業実績書	
【資料 4-4-3】	起案文書（2019 年度新成長産業戦略的育成事業助成事業における共同研究に関する研究完了実績報告書について）	
【資料 4-4-4】	2019 年度若手・女性研究者奨励金 確定通知書	
【資料 4-4-5】	「静岡福祉大学における公的研究費等の運営・管理に関する基本方針」「静岡福祉大学公的研究費等の使用に関する行動規範」「静岡福祉大学学術・研究活動における不正防止に関する規程」「静岡福祉大学公的研究費等不正防止計画」「静岡福祉大学における公的研究費等に係る内部監査要領」「静岡福祉大学科学研究費補助金経理事務取扱要領」	
【資料 4-4-6】	2020 年度静岡福祉大学委員会等名簿	【資料 4-1-7】と同じ
【資料 4-4-7】	起案文書「研究計画倫理審査結果（承認）の許可について」	
【資料 4-4-8】	令和 2 年度 静岡福祉大学教員研究費執行方針	
【資料 4-4-9】	令和 2 年度 静岡福祉大学研究費マニュアル	
【資料 4-4-10】	科学研究費助成事業（平成 31 年度）	
【資料 4-4-11】	教授会議事録（令和元年 9 月 11 日）	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人静岡精華学園寄附行為	【F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	静岡精華学園法人本部規程集 目次	【F-9】と同じ
【資料 5-1-3】	静岡福祉大学規程集 目次	【F-9】と同じ
【資料 5-1-4】	令和元年度理事会・評議員会出欠状況及び監査報告書	一部【F-10】と同じ

静岡福祉大学

【資料 5-1-5】	学校法人静岡精華学園公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-6】	学校法人運営委員会規程	
【資料 5-1-7】	静岡福祉大学運営協議会規程	
【資料 5-1-8】	静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕	
【資料 5-1-9】	経営改革計画検討委員会の設置について	
【資料 5-1-10】	静岡精華学園みらい躍進計画〔令和元年度〕の進捗状況	
【資料 5-1-11】	経営改革計画検討委員会 ヒアリング議事録	
【資料 5-1-12】	令和元年度地球温暖化対策に対する対応及び「ノーネクタイ運動」の実施について	
【資料 5-1-13】	倫理・コンプライアンス規程	
【資料 5-1-14】	静岡福祉大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規則	
【資料 5-1-15】	学校法人静岡精華学園ストレスチェック実施規程、ストレスチェックの実施について	
【資料 5-1-16】	学校法人静岡精華学園危機管理規則、静岡福祉大学危機管理委員会規程、新型コロナウイルス対策についての方針	
【資料 5-1-17】	解錠施錠警備業務請負契約書等	
【資料 5-1-18】	防犯カメラの設置について（伺い）	
【資料 5-1-19】	危機管理基本マニュアル	
【資料 5-1-20】	学生支援に関する事案発生の際に使用する緊急連絡用携帯電話の配置について（伺い）	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人静岡精華学園役員・評議員名簿	
【資料 5-2-2】	学校法人静岡精華学園寄附行為	【F-1】と同じ
【資料 5-2-3】	理事会出欠表、委任状	
【資料 5-2-4】	学校法人運営委員会規程	【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-2-5】	学校法人実態調査表（令和元年度）1-(3)役員等の氏名等	
【資料 5-2-6】	理事会次第（令和元年 12 月 17 日）	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人運営委員会規程	【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-3-2】	静岡福祉大学運営協議会規程	【資料 5-1-7】と同じ
【資料 5-3-3】	静岡福祉大学教授会規程	
【資料 5-3-4】	静岡福祉大学学則第 6 条第 4 項に基づく副学長の校務	
【資料 5-3-5】	教授会議事録（令和 2 年 4 月 15 日）	
【資料 5-3-6】	静岡精華学園業務連絡協議会規程	
【資料 5-3-7】	令和元年度「一人 1 改革運動」表彰者一覧	
【資料 5-3-8】	学校法人静岡精華学園寄附行為	【F-1】と同じ
【資料 5-3-9】	学校法人実態調査表（令和元年度）1-(3)役員等の氏名等	【資料 5-2-5】と同じ
【資料 5-3-10】	理事会、評議員会議事録（令和 2 年 3 月 10 日開催）	
【資料 5-3-11】	令和元年度学校法人静岡精華学園監事監査計画書	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕	
【資料 5-4-2】	理事会、評議員会議事録（令和 2 年 3 月 10 日開催）	【資料 5-3-10】と同じ
【資料 5-4-3】	令和 2 年度予算編成について（令和元年 10 月 2 日付起案文書）	
【資料 5-4-4】	学校法人静岡精華学園資産運用規程	
【資料 5-4-5】	令和元年度 財務計算に関する書類	
【資料 5-4-6】	令和元年度 資産運用結果報告書	
【資料 5-4-7】	令和元年度自己診断チェックリスト	
【資料 5-4-8】	令和年度事業報告書（3.財務の概要（3）主な財務比率比較 ③貸借対照表比率に関するもの）	
【資料 5-4-9】	損益ベースで収支がまわる学生数（静岡福祉大学）	

静岡福祉大学

【資料 5-4-10】	学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数（令和2年度学校法人基礎調査票）	
【資料 5-4-11】	学年別中途退学者数等（令和2年度学校法人基礎調査票）	
【資料 5-4-12】	令和元年度 勘定明細表（寄付金、補助金）	
【資料 5-4-13】	過去5年間の科学研究費助成事業（平成27年度～令和元年度）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人静岡精華学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人静岡精華学園経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人静岡精華学園固定資産及び物品調達規程	
【資料 5-5-4】	学校法人静岡精華学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-5】	流用調書	
【資料 5-5-6】	理事会、評議員会議事録（令和2年3月10日開催）	【資料 5-4-2】と同じ
【資料 5-5-7】	監査計画表（静岡監査法人）令和元年5月15日～令和2年4月20日（計6回）及び監査報告書	
【資料 5-5-8】	令和元（2019）年度監査契約の締結について（令和元年7月9日付起案文書）	
【資料 5-5-9】	学校法人静岡精華学園監事監査規程	
【資料 5-5-10】	監査報告書（令和元年5月14日付け）	
【資料 5-5-11】	理事会、評議員会の開催状況（学校法人実態調査表）	
【資料 5-5-12】	監事の職務執行状況（学校法人実態調査表）	
【資料 5-5-13】	令和元年度学校法人静岡精華学園内部監査計画書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	静岡福祉大学学則	【F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	静岡福祉大学自己点検・評価委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和元（2019）年度 自己点検評価書作成スケジュール	
【資料 6-2-2】	令和元年5月8日 自己点検・評価委員会議事録、令和元年度自己点検評価書（P100～P112「エビデンス集（資料編）一覽」）	
【資料 6-2-3】	令和元年10月16日 教授会議事録	
【資料 6-2-4】	静岡福祉大学 ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介＞大学概要＞大学機関別認証評価	
【資料 6-2-5】	令和2年度事務分掌 企画広報室関係	
【資料 6-2-6】	静岡福祉大学企画情報センター規程	
【資料 6-2-7】	各種調査資料	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	令和元年5月8日 自己点検・評価委員会議事録	【資料 6-2-2】と同じ

基準 A. 地域社会に対する貢献活動

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 地域交流センターの社会貢献活動		
【資料 A-1-1】	静岡福祉大学地域交流センター規程	
【資料 A-1-2】	令和元年度地域交流センター学生ボランティア等活動報告	
【資料 A-1-3】	平成31年度焼津市放課後子ども教室（わんぱく寺子屋）推進	

静岡福祉大学

	事業実施委託契約書	
【資料 A-1-4】	令和元年度焼津市放課後子ども教室推進事業「わんぱく寺子屋」報告書及び平成 30 年度焼津市放課後子ども教室推進事業「わんぱく寺子屋」報告書	
【資料 A-1-5】	焼津市立港小学区通学合宿 資料	
【資料 A-1-6】	令和元年度静岡福サロン報告書	
【資料 A-1-7】	少年の立ち直り・健全育成大学生ボランティア チラシ	
【資料 A-1-8】	焼津市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-9】	令和元年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業補助金交付要綱及び平成 31 年度焼津市放課後子ども教室（静岡福祉大学焼津駅前サテライトキャンパス）推進事業実施委託仕様書	
【資料 A-1-10】	親子ふれあいフェスティバル しずふく世界の名作童話ショー チラシ	
【資料 A-1-11】	3 月 22 日親子ふれあいフェスティバル開催中止について	
【資料 A-1-12】	令和元年度出前図書館事業 実施報告	
【資料 A-1-13】	令和元年度焼津市包括連携事業 拠点（駅キャン）等を利用した地域活性化事業報告書「かすみそうカフェ」	
【資料 A-1-14】	令和元年度焼津市包括連携事業 拠点（駅キャン）等を利用した地域活性化事業報告書「市民と学生の意見交換会」	
【資料 A-1-15】	2019 年度まちづくり事業資料 ひらけGOMA！！	
【資料 A-1-16】	事業実績書	
【資料 A-1-17】	令和元年 12 月 6 日付起案文書「令和元年度焼津市との包括連携協定に基づく事業「超高齢社会の街づくり実現化事業」の実施について、令和元年 12 月 6 日付起案文書「令和元年度焼津市との包括連携協定に基づく事業「工場直売所を活用した産業施策実施事業」の実施について及び令和元年 8 月 2 日付起案文書「令和元年度焼津市との包括連携協定に基づく「高齢者体力測定会実施事業」への協力について	
【資料 A-1-18】	焼津商工会議所、大井川商工会及び静岡福祉大学との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-19】	令和元年 7 月 26 日付起案文書「令和元年度第 1 回静岡福祉大学大学力向上に関する懇談会の開催について」、令和元年 12 月 20 日付起案文書「令和元年度第 2 回静岡福祉大学大学力向上に関する懇談会の開催について及び令和元年度静岡福祉大学大学力向上に関する懇談会委員名簿	
【資料 A-1-20】	福祉マインド養成講座 チラシ（2 講座分）	
【資料 A-1-21】	志太 3 市地元企業魅力発見バスツアー チラシ	
【資料 A-1-22】	放課後子ども教室 案内チラシ	
【資料 A-1-23】	幸せづくり包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-24】	令和元年度ふじえだガールズ・ミーティング名簿	
【資料 A-1-25】	2019 年度実習巡回担当・帰校日日程一覧表	
【資料 A-1-26】	島田市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-27】	令和元年度島田市平和のつどい チラシ	
【資料 A-1-28】	地域交流センター学生スタッフ運営細則	
【資料 A-1-29】	令和元年度地域交流センター 学生スタッフ名簿	
【資料 A-1-30】	復命書（常葉大学）	
【資料 A-1-31】	ボランティア手帳	
【資料 A-1-32】	地域交流センター 広報誌	
【資料 A-1-33】	SNS（フェイスブック、ツイッター、ブログ）	
A-2. その他各センター等の社会貢献活動		
【資料 A-2-1】	静岡福祉大学しずふく福祉メッセージコンテスト委員会規程	

静岡福祉大学

【資料 A-2-2】	しずふく福祉メッセージコンテスト 2019 ポスター・チラシ	
【資料 A-2-3】	しずふく福祉メッセージコンテスト 2019 受付遅延のお知らせ	
【資料 A-2-4】	しずふく福祉メッセージコンテスト 2019 応募総数と審査結果	
【資料 A-2-5】	しずふく福祉メッセージコンテスト 2019 審査結果の HP 公開	
【資料 A-2-6】	運営協議会次第（令和元年 12 月 4 日）及び参考資料	
【資料 A-2-7】	しずふく福祉メッセージコンテスト終了のお知らせ	
【資料 A-2-8】	平成 31（令和元）年度 目標・計画・評価シート（心の相談センター）	
【資料 A-2-9】	令和元年 11 月 19 日付起案文書「支援者向け後援会（心の相談センター）」	
【資料 A-2-10】	心の相談センター 講演会 受講者名簿	
【資料 A-2-11】	講演会延期のお知らせ	
【資料 A-2-12】	静岡福祉大学 ホームページ (https://www.suw.ac.jp/activity/industry.html) 地域交流活動＞産官学連携推進センター	
【資料 A-2-13】	産官学連携推進センターのご案内	
【資料 A-2-14】	令和元年度 産官学連携推進センター 相談対応リスト	
【資料 A-2-15】	令和元年度研修記録（P17）	
【資料 A-2-16】	静岡福祉大学紀要（第 16 号）P59~65	
【資料 A-2-17】	静岡福祉大学紀要（第 16 号）P75~84	
【資料 A-2-18】	Pocket（ポッケ）vol.114	
【資料 A-2-19】	ブラール vol.16~19	